

護・福祉の基盤整備を求める意見書(兵庫県養父市議会)(第三四八四号)

療養病床削減計画を見直し医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書(兵庫県南あわじ市議会)(第三四八五号)

療養病床削減計画を中止し、安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書(兵庫県加東市議会)(第三四八六号)

療養病床削減計画を中止し、安心できる医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書(兵庫県多可町議会)(第三四八七号)

療養病床の削減見直し・介護保険事業の充実に関する意見書(大分県由布市議会)(第三四八八号)

労働法制度の拡充を求める意見書(宮城県大河原町議会)(第三四八九号)

「私のしごと館」の存続に関する意見書(京都府精華町議会)(第三四九〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二六号)

雇用基本法案(大島敦君外二名提出、衆法第一三三号)

労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案(加藤公一君外二名提出、衆法第一四四号)

若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案(山井和則君外二名提出、衆法第一五五号)

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第八八号)(参議院送付)

厚生労働関係の基本施策に関する件

理事辞任の件についてお諮りいたします。理事石崎岳君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○櫻田委員長 次に、内閣提出、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案、大島敦君外二名提出、雇用基本法案、加藤公一君外二名提出、労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案及び山井和則君外二名提出、若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局人材局長鈴木明裕君、法務省大臣官房審議官齊藤雄彦君、外務省大臣官房長塩尻孝二郎君、厚生労働省大臣官房総括審議官宮島俊彦君、労働基準局長青木豊君、職業安定局長高橋満君、職業安定局高齢・障害者雇用対策部長岡崎淳一君、社会・援護局長中村秀一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○櫻田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤公一君。

○加藤(公)委員 おはようございます。民主党の加藤公一でございます。

先週の金曜日に続きまして、年齢差別禁止問題について質問させていただきます。

まず、前回、文部科学省の非常勤職員の募集における年齢差別問題について指摘をさせていただきました。私もその後も拝見をいたしておりましたが、念のため伺います。

文部科学大臣政務官にお越しいただいておりまして、その後どう対応をいただいていたかということと、先般お約束をいただきました調査についてはいつ御報告をいただけるか、二点について伺います。

○小淵大臣政務官 お答えを申し上げます。

前回、委員から御指摘をいただきましたのが四月の二十日でありまして、その時点で、公募中の三件につきまして、年齢制限を排除するところと、公募の期限を五月七日まで延長いたしましたところがあります。また、同日、既に募集期限が終了した一件につきましても、年齢制限を削除いたしました。五月七日まで今再公募を行っているところでもあります。

また、非常勤職員の過去の募集状況につきましてでありまして、その四月の二十日、各局の代表補佐を集めまして筆頭補佐会議をいたしました。その際に、これまでの経緯、そして年齢制限撤廃のことにつきまして説明をし、また今後の調査につきましては、各局各課が公募したものに

つきまして、人事課に速やかに、できるだけ早く現状を調べて上げてくるようにという説明をしたところでもあります。

できるだけ早く御報告できますようにやっております。

○加藤(公)委員 きょうは政務官を詰めるために呼び出したんじゃないので、もう少しこの間みに

お呼びしたんじゃないので、もう少しこの間みに

お呼びしたんじゃないので、もう少しこの間みに

ンウィーク明けとか、何か目安があると思いますので、いつですか。

○小淵大臣政務官 平成十三年からの調査でありますので、また、不正確なものを提出するわけにもまいりませんので、今、できるだけ速やかに行うことではありますけれども、大体めどいたしましては、連休明けには提出させていただきますと考えております。

○加藤(公)委員 では、その御報告を楽しみにお待ちしております。

同じように、前回、外務省の問題についても指摘をさせていただきました。一回失敗した話の後

始末ですから、文部科学省が素早く動いたことを余り褒め過ぎるのもどうかとは思いますが、速やかに対応していただいたことは了としたいと思います。

外務省の方の問題、その後どう対応されたか、御報告いただけますか。

○塩尻政府参考人 お答えいたします。

その後、私どもの方で本件につきまして検討させていただきました。その結果、年齢の資格制限というものを撤廃することになったというところ

○加藤(公)委員 撤廃することにしたとおっしゃっていますが、ホームページの方はまだ直っておりますが、ホームページの方は、実は、こ

こで御指摘をした後、すぐにホームページを書きかえていただいております。先般指摘をしたように、外務省の募集も私が質問をさせていただいた

日が締め切りでありました。確かに、「当分の間申請期限を延長します。申請期限はあらたに掲載します」と、この一文だけは入りましたが、それ以外は何にも変わってはおられません。締め切り、四月二十日金曜日までというのは変わらず掲載をされている話ですから、それに一文加わっただけであります。

これでは、応募しようという方が、これは一体何なんだと。なぜこの締め切りが延長されたのか、何を意味しているのかもわからないし、条件

が変わっていなければ意味はありません。今、官房長が答えのように、本当に変更するのであれば、早急に公募をし直す、つまりホームページを書きかえるというのは当然のことではないかと思いが、いかがですか。

○塩尻府参考人 今委員が御指摘になりましたように、本件は、四月二十日が締め切りでございましたけれども、ここでの議論を踏まえまして、四月二十日の時点で、今委員が御指摘になったように、当分の間申請期限を延長するということを書いてございます。それと同時に、年齢制限につきましても、合致しない方でも、申請を希望される場合には問い合わせてくださいという一文をつけ加えております。

いづれにしても、先ほど御答弁申し上げましたとおり、本件につきましては、年齢の資格制限を撤廃するという事で、早急にそういうったホームページを書き直すという手続をやっております。

○加藤(公)委員 その年齢要件を満たさない方でも問い合わせしてくださいなんて、どこに書いてあるんですかね。私の知る限り、これははっきりと書いてあるけれども、そんなどこにも載っていないと思うんですけれどもね。これはきょうの本筋じゃないんですけれども、どこに出ているんですか、官房長。

○塩尻府参考人 お答え申し上げます。

ホームページに何項目か出ておりますけれども、その四「応募資格」のところ「以下の年齢に合致しない方でも、申請を希望する場合は問合せ先にお問い合わせ下さい」ということを書き加えております。

○加藤(公)委員 応募資格の頭のところですね。わかりました。それはそれでわかりましたが、しかし、一方で、私が問題にした、公務員法に触れているのではないですかと指摘したものはそのままだって残っているわけですから、決断をされたんだったらずぐに対応していただくというのが筋だと思えますので、官房長、これはきょうじゅう

に直していただけますね。

○塩尻府参考人 先ほどお答え申し上げたとおり、早急に書き直すということで手当てしたいと思えます。

○加藤(公)委員 どうも生煮えの話ばかりで余り気持ちのいい議論ではありませんが、問題が発覚をして、それを直すと決めたんだつたら早急にやるといふのは当たり前のことでありまして、ちんたらちんたらやっている場合じゃないということに申し上げておきたいと思えます。

このように、文部科学省あるいは外務省、それから、この前、時間がなくて個別の話はできませんでしたが防衛省においても、実際に年齢要件を厳しく置いて募集をしていたという事例があります。つまり、非常勤だったり任期付きの職員だったりしますけれども、国家公務員の募集において、本来認められていないはずの募集、採用が行われていたということでありまして。厳然と年齢差別があった、こう申し上げてもいいと思えます。

しかし、これは国家公務員だけに限った話ではなくて、地方公務員においても同様の問題があるとは考えておられて、きょうは総務省からもお越しいただいておりますので、今度はその件についてお話を聞かせたいと思います。

実は日本じゅうの自治体でこれは問題だと思える募集が見られるわけでありまして、全部を取り上げるわけにはいきませんので、余り最初から人様の地域を指摘するものかどうかと思えますから、私のおります東京都の問題を一例として挙げたいと思えます。

昨日、総務省の方にはお渡しをしておりますが、副大臣には御検討いただいているものと思えますが、東京都のいわゆる中途採用の募集で、年齢要件が二十八歳から三十六歳という限定がされております。実はこの問題、私、昨年の予算委員会でも当時の安倍官房長官に質問させていただいた経緯がありますが、これはどう考えても地方公務員法上問題ではないかと思えます。副大臣、明確に御見解をお聞かせください。

○大野副大臣 東京都の職員の募集にかかわることでございますが、もともと地方公務員法におきましては、合理的な理由なく平等に取り扱わないことは禁止されているところでございまして、その中で東京都がこのような対応をしているところでございますが、東京都の対応そのものについては、地方公務員法の趣旨を踏まえて対応しているものと思考しております。

○加藤(公)委員 合理的な理由がなく年齢差別をしてはいいけません、こういう話でありました。

先般、これは国家公務員の話になりましたけれども、人事院に確認をさせていただきましたところ、国家公務員においては、中途採用やあるいは非常勤の職員の募集においては、そもそも年齢要件をつけるだけで、ほぼ合理的な理由はない、こういう判断でありました。地方公務員の場合は二十八歳から三十六歳と限定することに何がしか合理的な理由があり得る、そうお考えなんでしょうか。副大臣、もう一度お答えいただけますか。

○大野副大臣 採用に当たって、新規学卒を採用する場合と、中間で、それぞれの経験を生かした分野で採用したいということがございますが、募集をする側の地方自治体においてそれなりの理由を持って募集をすることだろう、こう推察いたします。

その中で、今回募集しております対象の中で、経験を持った職員を採用したいということの中からこのような形のものをとったのではないかと、こう思料いたします。

○加藤(公)委員 経験はいんです。職務経験七年以上という条件のことは、私、何にも申し上げていないんです。職務経験七年以上というのはいいけれども、年齢が二十八から三十六と限定するのは大いに問題ではないか、こう伺っているわけなんです。

どう善意で解釈をしても、ここに合理的な理由が見出せると思えません。地方公務員法を所管していらっしゃる総務省の副大臣に伺っているんですから、これは大いに疑問があるというふうに

お考えになられませんか。もう一度御答弁ください。

○大野副大臣 地方公務員法におきましては平等取り扱いの原則が定められているわけでありまして、職員採用に当たっても合理的な理由のない差別は禁止されるもの、こう思っております。

○加藤(公)委員 本来は、ここから先は東京都とやりとりする話かもしれませんが、合理的な理由があると言えればそういう解釈もできます。これは柳澤大臣にも聞いておいていただきたいんですが、現実の問題として、地方公務員の募集でもこんな年齢差別が厳然と行われているわけです。

東京都だけじゃありません。先週金曜日の質疑をインターネットでご覧いただいた方がいらつしやうございました。実はメールを私のところにいただきました。もちろん御面識のない方でありまして。

その方は、日本で英語の教師をしていらつしやう。もつと自分のレベルを上げたいということで、海外の大学院に留学をされたそうでありまして。もう一度日本に戻って教師に戻りたいと思つたら、採用の段階で年齢要件があつて、応募書類すら受け取ってもらえない、こういうお話でした。海外では考えられないことだけれども、日本ではまだこんなことがあると。たまたまその方が、偶然だと思えますが、金曜日の私の質疑を聞いていただいて、わざわざアドレスを探して、メールをちょうだいしました。その方は、実はまだ海外にいらつしやうです。日本に帰つてきても先生になれないので、まだ海外にいらつしやう、こういう話でありました。極めて不公平なことでありまして。

これは一例であります。では、本当にそうかと思つて調べてみましたら、例えば、京都府の公立学校教員採用選考試験実施要項、来年度の方であります。確かに、二十代、三十代の方しか受験できないようになっております。明らかに年齢差別であります、明らかに。四十歳になつたら受験で

きないというのは何の合理的な理由があるのか、とても私には理解できない。

柳澤大臣の御地元、掛川市だそうでいらつしやいますね。今、募集していらつしやいます。市の非常勤職員、保育士の方、幼稚園の先生。二十から五十歳、この年齢じゃないとだめだそうであります。

あるいは、これはちよつと過去の話ですから、二年半ほどの話であります。これもやはり柳澤大臣の御地元だと思ひます。森町でキャンベーンガールを募集したことがあるそうでございます。十八歳以上三十歳以下の女性と応募資格が限定をされております。

総務大臣の御地元、横浜市南区で今、保育所の嘱託の職員の方を募集していらつしやいます。これはことしの二月に募集されていた。満四十歳以上六十歳以下の方。逆に、二十代、三十代の方は門前払いだそうであります。

副大臣、私もよく存じ上げておりますが、狭山市長時代には大変すばらしい行政の実績を上げられたと思ひますが、残念ながら、その狭山市、ことしの二月に非常勤講師を募集していらつしやいます。やはり五十歳まで。明らかに年齢制限を設けております。

きょうはお見えでございせんが、総務省の土屋大臣政務官、御存じのとおり、つい一年半ほど前まで東京の武蔵野市長でいらつしやいました。土屋大臣政務官が市長時代の職員の募集であります。市の職員、図書館の職員で四十歳から五十五歳、あるいは高齢者総合センター介護指導員、二十二歳から四十五歳。地方自治体においても明らかに年齢差別が行われているんです。国家公務員については先般指摘をしたとおりであります。

先日の議論でも、柳澤厚生労働大臣からは、今回の雇対法を改正する議論の中で、公務員については、別途、法的な手当てがされているからいいんだ、こういうお話でありました。本当にいいんでしょうか、この現実を踏まえて。私にはとてもそうは思へません。

もう一度柳澤大臣に確認をさせていただきますが、今回の雇対法の改正の中でも、公務員を適用除外すると、わざわざ一条立てて書き込んでございます。その理由として、先日、国家公務員法において合理的な理由のない差別は禁止をされている、国家公務員については、別途、法的な枠組みが整備されている、こう御答弁をされましたが、これに間違いございせんか。

○柳澤国務大臣 国家公務員、地方公務員につきましては、それぞれの法律におきまして平等取り扱いの原則が定められておりまして、職員の採用に当たりまして、合理的な理由のない差別はこの法律によつて禁止されているものと承知をいたしております。

したがいまして、国家公務員、地方公務員については、こうした別途の法的枠組みが既に整備をされていることから、本法案におきましては適用除外としたところでございします。せんだつて御答弁申し上げたとおりでございます。

○加藤(公)委員 では、あわせて伺ひますが、地方公務員についても、同じように地方公務員法を解釈するというところでよろしいですか。

○柳澤国務大臣 地方公務員法第十三条でございますが、これは国家公務員法二十七条とはほぼ同じような規定が置かれておりまして、したがいまして、私ども、地方公務員につきましても、同様、既に別途の枠組みが整備されていることから、本法案については適用除外と考えているところでございます。

○加藤(公)委員 では、続けて人事院と総務副大臣に伺ひたいと思ひます。

まず、人事院の方から。

国家公務員法上、国家公務員の募集及び採用において、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるべきことは義務づけられておりますか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

国家公務員法におきましては、年齢にかかわらず均等な機会を与えるべきことを義務づけている明文の規定は存在していませんが、第二十七

条の平等取り扱いの原則のもとで、職員の募集及び採用に当たつて、年齢も含めまして合理的理由のない差別は禁止されているところでございします。

○加藤(公)委員 合理的な理由のない差別をしないように禁止はされているけれども、義務はなない、こういうお答えであります。

総務副大臣に伺ひます。

地方公務員法におきまして、地方公務員の募集及び採用において、年齢にかかわらず均等な機会を与えるべき義務というのはいかがでしょうか。

○大野副大臣 今回の人事院からもお答えをしたところでございしますが、第一義的には、それぞれの地方公共団体が合理的な理由を持って進めるべきこととありますので、その点の中で、我々もまた公平な人事であることを願つて今日までいるわけでございします。

○加藤(公)委員 副大臣、もう一度伺ひます。

地方公務員法上、地方公務員の募集及び採用において、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるべき義務はありますか、こう伺つています。

義務があるかないかお答えください。

○大野副大臣 地方公務員法におきましては、今御指摘のように、募集及び採用について、年齢にかかわらず均等な機会を与えることを義務づけている規定そのものは存在していません。

○加藤(公)委員 柳澤厚生労働大臣に伺ひます。

今回の雇対法の改正において、民間企業にはいゆる年齢差別の禁止が義務づけられます。しかし、今の国家公務員法あるいは地方公務員法のそれぞれ担当、所管からの解釈によれば、公務員に對してはその義務はない、こういうお話であります。

つまり、今回の法改正がなされますと、民間企業には義務がかかるけれども、公務の世界、公務員の募集、採用においては義務ではない、こういう話になります。これを世の中では官民格差というと思うんですが、大臣、どうお考えになりますか。

○柳澤国務大臣 今、私、横で聞いておりました、地方公務員法、またその前の国家公務員法でも、募集、採用における年齢不問の均等な機会の確保については、平等原則のもとで確保されるということを御答弁なさつたというふうに聞いておりました。

○加藤(公)委員 そんなことは聞いておりません。合理的な理由のない差別が禁止をされていること、これは国家公務員法上も地方公務員法上も、私も理解をいたしております。

しかし、今回の雇対法の改正は、民間企業に対して、募集、採用において、年齢にかかわらず均等な機会を与えるべきことを義務づけるわけですから。民間企業には義務づける、しかし、今柳澤大臣のお隣にいらつしやる大野副大臣から御答弁のあつたように、あるいは人事院からも答弁のあつたように、公務員の募集、採用においてはその義務はない、こうお答えでした。

民間企業に義務づけるのに、公務員の世界では義務がありませんというのでは筋が通らないんじゃないですか、こう申し上げていきます。大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 規定の仕方の問題だと思ひます。

要は、この平等原則ということのもとで、今加藤委員から御指摘のように、一言、加藤委員の威厳ということもあるかもしれませんが、平等原則で年齢の禁止をしているのはよくないじゃないかと言われれば、即刻改めるというようになると、それはなぜ改めているかという、平等原則に照らしてやはり改めるべきだと考えているから、改めていらつしやるんだらうと思ひます。

そういう意味で、年齢についての平等原則も貫徹されるという、そういう法文の規定が用意されているということもございまして、規定の表現は違ひますけれども、私ども、今回、雇対法第十条の改正によりまして、民間の事業主は、均等な機会を与える必要はない、こういう表現で規定しているものと実質的には変わらないものだと考

えるわけでございます。

○加藤公委員 では、大臣が実質的に変わらな
いとおっしゃるのであれば、わざわざ公務員を適
用除外する必要はないんじゃないですか。法律で
一条立てて適用除外をする理由はないと思いま
す。変わらないうんだったら、最初から、民間も公
務員も同じように雇対法の中で義務づけたらよろ
しいと思いますが、いかがですか。

○柳澤国務大臣 既に規定をされているというこ
とが前提になりまして、既に規定されているもの
は、こうしたことは、法文の整理の上で、片方の
条文については適用除外しておくということ
が、日本の法律における、法制の総合的調整の中
では行われていることだというふうに私は理解を
いたしております。

○加藤公委員 いや、そういうことを聞いている
のではなくて。

柳澤大臣御自身が実質上変わりませんと今御答
弁になりました。実質上変わらないんだつたら、
わざわざ一条立てて公務員を適用除外するなどと
書く必要はないんじゃないですか、こう申し上げ
ているんです。いかがですか。

○柳澤国務大臣 実質的に変わらない働きを持つ
規定が先行の法律にあるという場合には、新しく
制定される法律につきましては、これは法制にお
ける総合調整の一環として、片方はそちらの法案
に任せるという意味で、片方、新しい法律におき
ましては、これは適用除外ですよということを書
き込むということは通常行われていることだと私
は認識をいたしております。

○加藤公委員 大臣の答弁自体に合理的な理由
がないと思いませんか。

私が申し上げているのは、さつき指摘をさせて
いただいたように、国家公務員の募集において
も、地方公務員の募集においても、厳然と年齢差
別が行われているわけですよ。国家公務員法と地
方公務員法は今回改正されるわけではありませ
んから、ことしの二月の募集であるうが、あるは
さつき申し上げたように、土屋大臣政務官が御自

身が市長時代の募集であろうが、今と同じルール
が適用されているはずであります。そのときに
はつきりと年齢差別をして募集していられつし
や。これは、きょうは例を挙げただけですから、
ほかの地方公共団体を探していただければ幾らで
も出てきます。この状態で民間企業には義務を課
すというのでは理解は得られない。何度も申し上
げますけれども、前回から引き続き私はこのこ
とを指摘させていただいております。だからこそ
私は、民間企業も公務員の世界も全く同じ扱いにす
べきだ、その思いで公務員を適用除外しない対策
を出させていただいたわけでありまして。

それはもちろん、公務員の世界の雇用労働にお
ける法体系が別だ、労基法もかからないとかなん
とかと、それは言い出したら切りがありません。
それはそのとおりであります。しかし、例えば男
女雇用機会均等法のように、公務員の世界の方が
若干先行してまいりました。公務員の世界の方が
もそも男女平等は実は進んでいた。後から民間企
業に努力義務化したり義務化したりして、早く追
いついてください、こういう世界でした。今回は
逆です。民間企業に義務づけるのに、公務員の世界
は全くそうないないんです。だからわざわざ
適用除外するなと言わなくてもいいんじゃないや
いですか、こう申し上げているわけでありまして。

恐らく何度聞いても同じ話で水かけ論でしょう
から、この件はこの辺にしますが、これは聞いて
いただいている方からすれば、何という理屈で自
分たちに縛りをかけるんだと多くの民間企業の皆
さんはお感じになられると私は思いますので、こ
のこだけ申し上げておきたいと思っております。
最後に一点、柳澤厚生労働大臣に全く別の件で
お話を承ります。

前回も最後に質問させていただきましたので、
よく御答弁の趣旨がわからなかったことがあるの
で確認をさせていただきます。
プレスリリースの配付に関して、私が最初、再
発防止策としていただいた資料では、マスコミに
は配るけれども、国会議員には要求がない限り配

りません、こういうふうな解釈で文章が私の
手元に来ました。しかし、先日の大臣の御答弁で
はちよつとそれが変わっていたように思います。
変わるんだつたら変わるんで結構なんです、も
う少しわかりやすく、具体的にどういう再発防止
策にされたのか、最後にそこだけ伺います。

○柳澤国務大臣 従前、私も、新聞発表資料
につきまして、新聞発表の事前には、実はそうした
ことに閣内が当然あられる当該法律案が審議され
た委員会の幹部等の皆さん方にその新聞発表資料
を事前にお配りいたしておたわけでございます。
ところが、先般誤りがありました、その新聞
発表資料には既にその法案が成立されたものだ
という内容を前提にした表現がありましたわけでご
ざいですが、にもかかわらず、手違いということ
でこの事前配付のルートに乗ってしまつて議員の
先生方にお届けいたしてしまつた、こういうこと
がありました。我々としては、再発防止という観
点から、この新聞発表資料の事前配付ということ
は、これは取りやめるということにいたしましたわ
けでございます。

ただ、それでは新聞発表資料について先生方が
翌日の新聞紙上で初めて知るとかというようない
ことがあつては、これは私も、日ごろからいろい
ろ御指導いただいております先生方とのいろいろな情
報の交換あるいは資料の情報提供、こういうよう
なことについてやはり適切でないと私は考えるわ
けであります、事後ではあるけれども、新聞で
初めて知るとかというやうなことがないようタイミ
ングでできるだけ先生方のお手元に届くようにい
たしたい、こういうことを申し上げた次第でござ
います。よろしく御理解賜りたいと思つていま
す。

○加藤公委員 終わります。ありがとうございます。
○櫻田委員長 次に、細川律夫君。
○細川委員 おはようございます。民主党の細川
律夫でございます。

先週の質疑で明確な御答弁をいただけなかつた
点についてもう一度質問をさせていただきます。

そこから始めさせていただきます。政府案の雇用
対策法案の中で、特に外国人労働者に関する施策
についてお伺いをいたします。

法律省にお尋ねをいたします。
法律の第二十九条では、「厚生労働大臣は、法
務大臣から、出入国管理及び難民認定法又は外国
人登録法に定める事務の処理に關し、外国人の在
留に關する事項の確認のため求めがあつたとき
は、前条第一項の規定による届出及び同条第三項
の規定による通知に係る情報を提供することす
る。」こういうふうになつておりますけれども、こ
の規定によりまして、法務大臣が厚生労働大臣に
情報を求めるとき、そのときには、その必要性、
理由などについて明らかにする予定なのかどう
か、まずお聞きをいたします。

○水野副大臣 委員御指摘の必要性、理由につ
いては、情報提供を求める際に適切に明らかにし
ていくこととなります。

法務省から情報提供を求める際には、提供を求
める情報と、入管法の定める事務の処理に關する
必要性や理由を明らかにするわけですが、詳細に
ついては厚労省と密接に協議の上、今後検討する
ことにはなりますが、さらに言えば、例えば外国
人の氏名、生年月日等の身分事項につきまして
は、これは外国人を特定するために必要不可欠な
情報であることに加え、人物の成りかわりや成り
済ましの発見や特定のためにも必要な情報であ
るとの理由により提供を求める旨を説明すること
となります。

また、外国人の雇用状況等に関する情報につ
きましては、当該外国人の就労内容が在留資格に適
合しているか否かを確認する必要があることな
ど、出入国管理行政を遂行していく上での必要性
や理由を示すこととなるわけでございます。

いずれにせよ、詳細につきましては厚労省と密
接に協議、検討をしていきたいと考えてございま
す。

○細川委員 わかりました。
それでは、次に、この報告制度の対象者につ

てお尋ねをいたします。

第二十八条の報告制度の報告対象となる外国人の範囲というのは省令で定めることになっておるわけですが、平成十八年十二月に出されました労働審議では、この対象は「特別永住者を除く外国人労働者」というふうになっておりますけれども、厚労省の省令でもそのように予定をしているのか、つまり、永住者は対象となるというふうな考えでよいのかどうか、大臣にお尋ねをいたします。

○柳澤国務大臣 細川委員がたゞいま御指摘になられたように、労働審議の建議におきましても、外国人労働者の範囲につきましては、「特別永住者を除く外国人労働者」ということになっております。私も、同じような方針で省令を取りまとめたいと考えておりましたが、したがって、その省令の中においては、永住者の方についても対象とするということを規定したいと考えております。

○細川委員 私は、基本的にはこの報告制度というもののについては賛成ではありません。反対なんですけれども、仮にこの法案が成立をしたことについては、私は、永住者について対象とすることについては、私は、おかし、この対象から除外すべきだということを考えております。

まず、外国人登録法の第四十一条第二十号では「勤務所又は事務所の名称及び所在地」、それから同項九号では「職業」というのが外国人登録のときの登録事項になっておりますけれども、永住者は特別永住者とともに適用が除外されている。外国人登録法では、この永住者というのは、勤務地とかあるいは職業というのはそもそも適用が除外をされております。

そしてまた、永住者というのは就労そのものについては全く制限がないわけでありまして、もちろん在留期間の限度もない、そういうことになっておりますから、不法就労というのは永住者にとつてはあり得ないというふうには私は思います。そうしますと、お尋ねいたしますが、この法律

案の目的として、大臣はこの間も、第一に雇用管理の改善など、第二に不法就労の防止ということを挙げられたわけなんですけれども、この第一点は別にいたしまして、就労の制限がない永住者について、二つ目の不法就労防止という目的からすれば、これは永住者とは無関係だということに私は思いますけれども、大臣、この点、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 先般もお答えしたことを委員御自身から大変恐縮ながら御引用をいただいたわけですから、私も、今般の法律改正におきましては、外国人労働者につきましては、一つは、やはり雇用を安定させるというような、雇用管理の改善を考えているということを申し上げたわけでございます。

雇用管理の改善等ということの中にはいろいろございまして、仮に離職をした場合の再就職支援であるとか、特にまた社会保険に加入していない者が現実には多いというようなことも視野に入れておるわけございまして、こういう雇用管理の改善ということも目的としているということを申し上げた次第でございます。

確かに、永住者の方については不法就労ということとは考えられないわけでございますけれども、しかしながら、今申したような点については、私も、労働、雇用の問題について責任のある立場からいたしますと、この問題に取り組む必要は当然のことながらあると考えております。その観点から、永住者の方についてもこの届け出についていただいて、その後の施策の展開が円滑にいくように考えていきたい、こういうことでございます。

○細川委員 もう一度確認いたしますが、それは、永住者については不法就労とは関係ありませんね。

○柳澤国務大臣 そのように考えております。

○細川委員 そうしますと、法務省から情報が必要であった場合には、それについて厚生労働大臣は応じなければいけない、こういうことなんです

けれども、その情報そのものについては、永住者に関しては、法務省との情報のやりとりというのについては関係ないというふうには私は思いますけれども、これは厚生労働大臣、そうですね。

○柳澤国務大臣 法務省への情報提供につきましては、法第二十九条に定めるところに従いましてこれを行うものでございまして、その際、法務省からどういことが必要情報として理由をつけて表明されるかということ、それをまたなければならぬということでございます。

永住者として届けられた者に係る事項につきまして、法務省から情報の提供が求められるというようなことがあつた際には、同条の範囲内の提供であることを、法務省から示される情報提供を求める必要性や理由等に照らして適切に判断することになろうと思ひます。

永住者とみずからが名乗つていれば、それですべて法務省からの情報提供の範囲外、うち外に立つたかということでございますけれども、それはケース・バイ・ケースだろうと思ひます。永住者というふうにみずからは名乗つておられませんが、そういう在留資格というものが真実でないという場合もあるかと思ひますので、すべて御本人の名乗りがあればこの情報提供の範囲から除外されるというものでない、それはケース・バイ・ケースだろう、このように考えるわけでございます。

○細川委員 そうしますと、永住者でないのに永住者とかたり、永住者に成り済まして、そういう者もいるので、法務省から必要性あるいは理由を聞いて、請求があつた場合には応じる、こういう趣旨のように聞こえました。

それでは、ちよつと法務省の方にお聞きをいたしますが、永住者や、あるいは定住者もあると思ひますが、では、成り済まして外国人労働者を見分けるにはどうしたらいいかということが大きな問題だというふうには思ひます。

そこで、先週の委員会でも私伺つたんですが、その最も有効な方法は、入管の方で持つて登

録情報と厚生労働省側で得た雇用状況の情報を突き合わせていくやり方、これが一番有効な方法、こういうことになると思ひますが、この点は、せんだつての委員会でも副大臣の方からも答弁がありまして、包括的にいただければそういうことはあり得るんでしょけれどもというふうな答弁がございました。

そこで、もし、正規の滞在者を装つて不法就労を行つてゐる者を効果的に捜し出していくのなら、こうした情報を、すべての外国人労働者、この点については、永住者について情報を包括的に求めるしかないというふうには思ひますけれども、こういう求め方があり得るわけですね。法務省。○水野副大臣 今委員の方から、先週の答弁について引用していただきましたけれども、既に先週御答弁いたしましたとおり、包括的に情報を求める可能性はあるというふうな考えでおります。

御質問の永住者については、もう十分御承知のとおり、在留活動が制限されておられませんので、そういう意味では、不法就労とかということ、本当の永住者であればそれは当たらないでしょけれども、ただ、そういう永住者の在留資格の特徴を悪用し、不法滞在者が偽変造外国人登録証明書等を用いて永住者を装ひ、不法就労活動を行つていたと見られる案件が散見されておる、このような案件の発見、特定の観点から、法務省としては、委員御指摘のとおり、厚生労働省から永住者に関する情報について包括的に提供を受け、法務省入国管理局が保有している情報と突合するなど有効に活用することは、極めて有効であると考えております。

○細川委員 今、永住者に成り済ます、あるいは外国人登録証を偽造なら偽造して永住者に成り済ます、そのために情報を突合してあぶり出す、こういう必要があるというふうなことなんですけれども、この成り済まし永住者というのはどれぐらいおられるんですか。

○水野副大臣 これは、現時点では正式な数というものは持ち合わせておらないということござ

います。

○細川委員 全くわからないんですか。大体の数字くらいはわからないと、そもそもその対策を立てるんですから、全然統計がないというのはおかしいんじゃないですか。

○水野副大臣 これは、現時点では数字はわからない。むしろ、厚生労働省の方からデータをいただいて突合して、その中で明らかになっていくわけなんではないでしょうか。新制度が導入されればこういうことというのはあぶり出されていくんじゃないけれども、現時点では数字は把握しておらないということでございます。

○細川委員 数字を把握していないといつても、これまでそういう成り済ましの外国人がいたならば、それを摘発して外国に強制送還するということは事実上あったわけですよ、今まで。なければ成り済ましの問題なんか、こういうところに出てこないじゃないですか。全くの想像上で言っているわけじゃないんですよ。幾らですか、数字は。

○水野副大臣 想像で言っているわけではなくて、犯罪捜査の過程で永住者にかかわる偽変造外国人登録証明書などが判明して、当該の偽変造外国人登録証明書が法務省入国管理局の方に相当数送付されたりしてきたことというのはあるわけですので、全くそれは想像でそういうことは理論上あり得るとかと言っているというわけではなくて、現実にはそれは摘発されたことがある、ただ数字として把握はしておらないということでございます。

○細川委員 だから、実際にあった数字として把握していないということはどうなんですか。全く我々としてはわからないわけです。成り済ましとどれぐらいあるか。それで、成り済ましで摘発されたというんだったら、どれぐらい摘発されたかというもののなんかは、それもわからないんですか、数は。ほんの数件だったら、数件のために永住者の情報を全部集めるなんて、そんなとんでもないことはできませんよ。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

具体的な実施に起きた件数につきましては、今手元で把握しておりませんが、どの程度の件数について私どもの方に連絡等が来ているかは、これから調べてお答えすることができると思います。

○細川委員 これは、どれぐらい成り済ましで摘発されて本国へ強制送還されたか、数が大事なんでしょう。

私がこれから質問しようとするのは、ほんの一部の人の成り済ましを摘発するために、厚生労働省が集めた永住者の情報を全部法務省の方に報告させるということだったたら、これはちょっとおかしい。目的外のところに情報を使う、こういうことにもなりかねませんから、これは非常に大きな問題なんですよ。数が多ければ、それはちゃんと思えますし、ごくごく少数ならば、それはそんなことで全体をやっていくということも、これはまたこれでけしからぬことになるというふうに思っていますから、正確な数字を出してください。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。法務省の入国管理局の方に對しましては、成り済ましに関する偽変造の外国人登録証明書が、全件ではありませんが、検察の方から回ってくるようなシステムになっております。その数などについては把握することができると思いますが、今手元に数字を持っておりませんので、また後にお答えすることができると思います。(細川委員「困りますね」と呼ぶ)

○櫻田委員長 細川律夫君、どうぞ質問を。発言の機会が許されております。細川律夫君、質問を。

○細川委員 委員長が質問しろということですが、質問しますが、数がわからないとちよつとできないんですよ。

これは、委員長もよく理解してもらいたいんですが、成り済ましがあるから、そういうことで永住者の情報を法務省の方にあれするんだと。だけれども、その成り済ましというのが、本当にごく

ごくまれな例なのか、一般で大変たくさん行われているのか、数が大体どれぐらいのものかというのがわからなくて、次の質問はできないわけなんです。それは厚生労働省の方だつてできないでしょう、法務省の方から要求される、成り済ましの要求があつた場合に、それに対して報告するかどうかを判断する場合に、そもそもそういうこととの議論をしようと思つていますから、数がわからないとこれは質問ができないんですよ。

○櫻田委員長 すぐにはできないということ、ちよつと時間が欲しいということだそうでございますので、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○櫻田委員長 速記を起こしてください。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。今、私どもの手元の方へ、警察、検察が摘発された者すべてについて連絡が来ている、通知等が来ているというわけではありません。そういうことですので、私どもとして把握しているのは、捜査機関等が把握している分の、恐らく一部ということになろうと思つています。

もちろん、議員御案内のとおり、成り済まし等の事業は隠密裏に行われる事業ですので、相当数あると思つていますが、数として私ども把握しているのはごく一部ということでございます。

○細川委員 今、回答で御案内のとおりなんて言つたが、御案内していないよ。わかつていないよ、僕は。知らないから聞いているんだから。

○水野副大臣 これについては、どれぐらいの数があるのかというのは、我々今手元の中には資料としてはないですけれども、早急に事務方の方にも調べさせていただければというふうに思っています。

○櫻田委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○櫻田委員長 速記を起こしてください。

この際、細川律夫君の残余の質疑につきまして

は、後刻行うことといたします。

次に、田名部匡代君。

○田名部委員 民主党の田名部匡代です。きょうは、障害者の雇用について重点的に御質問をさせていただきたいと思つておりますが、その前に一つ伺いたいことがあります。

三月十四日の委員会では、厚生労働省の契約派遣社員について伺いをいたしました。ちよつとそれと関連したことなんですけれども、国家公務員の育児休業制度について伺いたいと思います。国家公務員の育児休業等に関する法律では、三歳に満たない子を養育する職員であれば、男女を問わず、最長でその子の三歳の誕生日の前日まで、その子につき原則として一回に限り育児休業をすることができ、これは三条に定められております。ただ、この中には、常時勤務をすることを要しない職員、臨時的に任用された職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除くというような規制があるわけなんです。これはつまり、国家公務員は、育児休業法において育児休業、介護休業は取得できます、しかし、非常勤、つまり非正規雇用の場合は休暇がとれないということになって

いるんですね。それで、役所に勤める非常勤、臨時職員は、何年働いていても育児休業法において給付はされないわけなんですけれども、雇用保険はこれをきちんと納めているんです。前回、雇用保険法の改正の中にもありましたけれども、民間では、六カ月以上の採用だと雇用保険も加入するし、育児休業の際に六割の給付もあります。しかし、今申し上げたとおり、役所に勤めるという国家公務員法においては、その中の非常勤職員は育児休業もとれないし、そういう給付制度もないということなんですけれども、この点について大臣はどのような考えをお持ちか、ちよつとお聞かせいただけますでしょうか。

○柳澤国務大臣 先回の委員会でも、委員でしたか、御指摘がありました。国家公務員の非常勤の職員については育児休業がとれない、しかしなが

ら、他方、雇用保険は加入をさせられている。雇用保険の加入者は、民間であればこれはもう育児休業がとれますし、また育児休業手当の支給も行われる、こういうことである。そういうことを考えると、その間に矛盾というものがあるのではないかと、この間でございしますが、確かに両制度の間の、いわばすき間ができていたというところは私も認識をさせていただいたところでございます。

○田名部委員 御認識をいただいたのであれば、やはり少子化対策に取り組む所管の厚生労働省といたしまして、ぜひこのことを改善していただきたいなというふうに思うわけなんです。全く同じ期間の育児休暇をとれるとかそういうことではないにしても、やはり働いた期間に見合った育児休暇がとれるような、そういったことをしていかなければならないのかなと。

今回の雇用対策法の改正の中にも、「女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続」といった女性の雇用に関する改正も行われておりますので、ぜひ見直していただきたいと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 非常勤、恐らく期間の定めのある職員だろうと思いますが、そういう方が育児休業をするということ、それから他方、育児休業手当も、雇用保険に加入しているのだからそういう手当も行われるべきであるということでございます。問題は余り易しいわけではないというように思いますけれども、やはり検討をしなければならぬ問題ではある、このように考えます。

○田名部委員 この問題については終わりますけれども、確かに簡単なことではないのかもしれないんですが、パート労働法や雇用保険法のように、できるだけ長く雇用されることが望ましい、また、その後、正社員として雇用されることが望ましいというようなお話もありました。実態としては、契約を更新しながら長い期間非常勤としてお勤めをされている方もいらっしゃると思いますので、先ほど申し上げましたように、勤務をしている期

間に見合った育児休暇の取得、そういうことができるようになれば、働く女性も子供を生み育てやすい環境がより一層整っていくのではないかな、それに一歩近づくのではないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討をいただきたい、そのように思います。

さて、障害者の雇用対策について伺いをいたします。

障害者自立支援法が施行されたわけなんですけれども、その法律ができるまでも随分と障害者の雇用に対する審議は繰り返されてきました。私も委員会の中でそういった質問を随分してきたつもりでありますけれども、きょうは、改めて、障害者の雇用がどういう状況にあるのかということ伺っていきたくと思います。

まず初めに、国、地方公共団体における障害者の法定雇用率は二・一％であります。都道府県の教育委員会を除いた国の機関における法定雇用率は、わすかですけれども法定雇用率を達成しております。二・一％の法定雇用率のところを二・一三％なわけなんです。

これは、厚生労働省としても、やはり障害者自立支援法等の絡みもあって、率先をして、力を入れて取り組んでくださったのかな、大変よいことだなというふうに思っております。それでは本年度はどうだったのかと思ひまして、ちよつとその数字を聞いてみました。本年度、厚生労働省で障害者は何名雇用されましたか伺いました。

その数字を聞いて、がっかりというかびつくりというか、国の、厚生労働省の障害者雇用の取り組みの程度がわかったというか、実態がわかったというか、何とも言えない気持ちになったわけなんです。

本年度、厚生労働省で正規雇用された障害者はゼロ名、この数字に間違いはないでしょうか。簡潔にお答えください。

○宮島政府参考人 お答えいたします。出先機関については集計中ですのでまだお答え

できませんが、十九年度の厚生労働本省の新規採用職員は合計百四名であります。御指摘のとおり、その中に障害者は含まれておりません。

○田名部委員 障害者の採用はどのように行っていますか。

○宮島政府参考人 国家公務員の採用というのは、国家公務員法において平等取り扱いとか成績主義の原則ということが定められておりまして、その障害の有無で職員の募集、採用の取り扱いを異ならせるといふのは、この国家公務員法の制度ということであると困難になっておりまして、厚生労働省でも、常勤職員の採用は原則として人事院が実施する競争試験の合格者の中から行っているというのが現状でございます。

○田名部委員 つまり、採用は、国家公務員の試験を受けて合格をした中に障害者がいればその方が採用ということになって、それが法定雇用率を左右しているというふうなところよろしいでしょうか。

○宮島政府参考人 今申し上げましたのは原則でございますが、これによらないで、特定の職種の方で選考採用ということで採用することもできております。したがって、適切な公募とか一定の選考基準に合致すれば採用が可能だということになっておりますので、こういうものがある関係で、厚生労働省全体の十八年六月の法定雇用率は二・一六％が達成されている、そういうような関係になってございます。

○田名部委員 今の国家公務員の試験を受けた人以外の採用について、その人数というものは把握していただけますでしょうか。

○宮島政府参考人 済みません。本日のお手元の資料の中では、機関別については把握しておりますが、選考あるいは試験別という数字については用意しておりません。申しわけありません。

○田名部委員 きょうの御説明を伺って、厚生労働省として障害者の雇用を率先して行っているということではなくて、その御説明から、私のとらえ方は、国家公務員試験を受けまして、その中

に障害者の方がいた、合格をされた、つまり、たまたま障害者の雇用となっていたということではないのかなと。改めて障害者を雇用しようとか、雇用を促進しようとか、そういう取り組みをしているのではなくて、法定雇用率を達成したこと自体も、何年かかったかわかりませんが、国家公務員試験を受けて合格した方が積み重なって、それこそたまたま達成したというふうなことになるのでしょうか。どのようにお考えですか。

○宮島政府参考人 そのようなこともありますが、厚生労働省の立場というのは、やはり障害者の問題に率先して取り組まなければならないということもありますので、私どもの労働局などでは、知的障害者の職場実習の受け入れというようなことをやって雇用につけられないかという取り組みなどもやっております。

また、政府としても、公務部門における障害者雇用をどうやっていくか。この推進チームというのが内閣府に設けられておりまして、こでどうやったら国が率先して障害者雇用をつくり出せるかという検討を行っております。

私ども厚生労働省といたしましても、障害者雇用に公的部門が結びつくようにいろいろ検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田名部委員 ぜひそういった取り組みをしていただきたいと思うんですが、大臣はこういった採用の仕方をされているというのは御存じでしたでしょうか。

○柳澤国務大臣 国家公務員になるためには、今は、I種、II種、III種でしようか、それぞれの種別の試験、国家試験というものに合格をして人事院に登録をされる、そういう者の中から各省が上位から選考をされて、それぞれの向き不向き、適性をお考えになられて採用されるということが基本でございます。

したがって、障害者の方につきましても、まずその国家公務員の試験に合格をするというこ

とが前提になるんだろうと思います。それから、各省に配られるのも、多分各省の採用枠の何倍かの数を公平の見地からリストに挙げて、この中からお選びくださいという形になっているのではないかと、こう考えます。

では、その中に障害者の方がいらつしやらないということはどう考えるのかということかも知れませんが、今宮島総括審議官の方からお答えを申し上げましたように、別途選考による採用というものがありますので、それらをいろいろ工夫することによって、私どもとしては、適性を持つ方に適切な職についていただくというようにすることに努めていくということになるんだろうと思います。

そういう意味では、今宮島審議官の方からお答えしたということも、私もそのように認識をさせていただいていて、ところでございます。

○田名部委員　やはり、国家公務員試験に合格することが前提だということにおっしゃってございまして、もちろん、国家のために大事な仕事を皆さんなさっているわけですから、ある程度の試験だとか資格だとかそういうことは必要かもしれないませんが、それを言ってしまったら、それは民間でそういう理屈が通用するのかと考えたときに、そうじゃないと思うんですね。

民間も、それは試験をしたり面接をしたり、それでだめだったから、では雇わなくていいかといったら、決してそうではなくて、そういった民間に対して皆さん方は指導する立場にあるわけですから、私は、今も話がありましたけれども、障害者の雇用の枠というものをしっかりと設けるべきだというふうに考えておりますので、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

もう一つの問題は、法定雇用率を達成したからいいんだというような考え方は困るわけでありまして、健常者も障害者も同じように毎年学校を卒業して、新たに社会に入る人たちがいるわけですので、そういった人たちの雇用の場というものは幅広く、そして確実に確保されていかなければならないというふうに思っています。

今の話のように、試験に合格すれば別だけれども、そうでない限り、なかなか国の機関に雇用される機会が少ないということのないように、障害があっても、それぞれ能力を持って生かせる仕事というものはあるわけですから、その能力に見合った適切な仕事の場を与えていただきたいというふうに思います。

昨年この委員会でも、大臣に、指導する立場にある側が率先して実現させるべきじゃないかというのを御質問したんですが、そのときの大臣の答弁はたった一言、寂しかったんですけれども、「仰せのとおり」と思っております。」と一言でありました。

そういった中で、そのときの政府参考人は、状況を把握して指導してきたので、本年度は全機関で障害者の雇用は達成できると思うということでありましたし、そのほかの教育委員会等の障害者の雇用も達成率が非常に悪いんですね。そういったことの質問に対しても、教育委員会であれば教育長に話をして、トップダウンでしっかりとその達成に向けて努力をしていきたいというようなお話がありました。

しかしまた、その状況というのを見てみますと、教育委員会においては京都と大阪のたった二県しか達成をしていないというふうに伺ったんですけれども、どういう指導を行っていて、なぜ達成できないのか、お聞かせください。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○岡崎政府参考人　公的機関の中でも、教育委員会が一番問題が大きいというふうに認識しております。私どもとしても、教育委員会を指導する基準を昨秋に決めまして、文科省とも協力しながら各教育委員会に強力に働きかけをしているということでもあります。

教育委員会の方の話としては、今の公務員の話とちよつと似ておりますが、教員採用試験に受かった方から採用しているもので、こういうことを言われるわけですが、私どもとしましては、一つには、その教員採用試験の際に配慮を

していただかないと、なかなか合格できないのではないかと。

例えば、実技試験等があると、障害者の方はその実技試験が受けられないとかそういうことにもなりますので、やはりそういうところにつきましましては、実技試験を免除するなり、障害者の方も合格できるように配慮が必要ではないかということをお願いしております。あるいは、先ほどの選考採用の話もありますけれども、障害のある方を対象とした特別選考みたいなものも意識していただきたいというようなことも言っております。

それからまた、教員以外の職域もあるわけございまして、そういった幅広いところを見ながら、とにかく法定雇用率というものがあつてい

ただきたい。二県と申されましたけれども、京都、大阪で達成しているということは、逆に言えば、教育委員会できないわけではないと私も思っていますので、ぜひこれは強力に働きかけていきたい、こういうふうに思っております。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○田名部委員　ありがとうございます。

おっしゃられたとおりで、京都、大阪でできるのであればほかのところでもできるわけでありまして、配慮が必要なのではないかということではなく、やはり配慮が必要なんですね。

そういった教育機関の中に障害者の方も一緒に働いて教育現場に携わっていくというのは、私は本当にすばらしいことだと思っております。私自身も、個人的にはありますけれども、障害者の方々と交流を図っているときに学ぶことは本当に多いんです。いろいろなことを学ぶだけではなくて、元気づけられたり勇気づけられたりということもたくさんあります。そういった中から子供たちが心身ともに本当に優しく、またたくましく育つていってほしいなというふうに思いますので、ぜひ配慮をしていただいて、教育委員会の現場の中でも障害者の方が仕事をしてくれるように

していただきたいというふうに思います。次に、職場適応訓練の実施状況について伺います。

この施策は、各都道府県知事が事業主に委託をして、能力に適した作業の訓練をして、その後、事業所に引き続き雇用されることを目的とした事業なんですけれども、過去五年間の実施状況をきいていただいたんですが、毎年実施者数が下がっていつているんですね。これは、委託する事業、逆に言う、受ける事業主が減っているというふうにとらえてよろしいんでしょうか。

○高橋(満)政府参考人　職場適応訓練の実績でございますが、今委員言われたように、全体といたしましてこのところ減少してきておる。この減少してきておる背景でございますけれども、一つは、都道府県の自治事務ということでございまして、都道府県の取り組みということもあつて思いますし、また他方、それを進めていく上での受入先である事業所の御理解ということも当然あると思ひます。両面相まって、この制度の実績が若干減少しておるということかと思ひます。

○田名部委員　減少していることに対して、各自自治体に国として指導というのは行っているんでしょうか。

○高橋(満)政府参考人　職場適応訓練は主に、特に障害者を初めといたしました就職困難な方々に、この職場適応訓練を通じて正規雇用と申しますか雇用につなげていただくという趣旨でございます。そういう意味で、各都道府県におきまして、そうした就職困難者に対する就職支援、国の施策と同時に、自治体におきましてもさまざまな取り組みを行つておるわけでございます。

そうした意味で、私ども、この職場適応訓練というものの就職支援の中のメニューとして大変効果的なメニューの一つであるというふうにも受けとめておるわけございまして、この実施に当たりましての費用につきましても、国が一部を都道府県に対して補助をいたしておるわけございまして、私どもとしては、都道府県におきましてこ

の職場適応訓練が積極的に活用されるよう、機会をとらえて促し、また指導をいたしておるところでございます。

○田名部委員 指導されているわけですね。自治事務なので、それは各自治体でというようなお話もちよつとあつたものですか、こうして委託先が減っている、また、そこに行つて勤める障害者の人数が減っているということは、せつかくこうした施策を講じながらもそれが実を結んでいないということなので、それは各自治体に、指導だけではなくて、どうして減っているのかというきちんとした実態調査も必要なんだと思つておりまして、そういうことをぜひやっていただきたいというふうに思っています。

進んでいないこととか後退していることをそのままにしても意味がないわけでありまして、しっかりと原因を調べて対策を講じていかないといけないだろう、そうじゃなければ障害者の雇用の促進は図つていけないだろうなというふうに思っています。この知事からの委託事業がうまくいかないようであればというか、今後も減つていくような状況があるのであれば、平成十七年で全国で九百五十七名ですから、減つていくようであれば、ぜひ新たな対策を講じなければならぬと思います。

減っているものだけではなくて、もう一方、障害者トリアル雇用事業に関しては、常用雇用に移行している方が八三%もいらつしやるということと、こういった実を結んでいる事業もあるわけですから、そういったことを重点的に対策としてやっていくのか、もう一方、今言つたような事業も続けていくのであれば、やはり委託先がきちんと見つかつて仕事を続けていけるようにしていかないと、ただこの事業があるだけでは意味がないので、ぜひしっかりとその辺の対策も講じていただきたいというふうに思います。

次に、ハローワークについてちよつと伺います。ハローワークの障害者の対応という窓口というのは、全国できちんと設けられているんです

しょうか。

○岡崎政府参考人 ハローワークの規模にもよりますが、障害者なりあるいは障害者を含めた就職援助が必要な方の特別の窓口を設けているハローワークと、規模が小さいところにつきましては、特別の窓口という形ではない形になっているところもあります。ただ、支援の中心そのものはすべてのハローワークで同じように対応しているという状況でございます。

○田名部委員 ハローワークでは、障害者の方の就職を探すだけではなくて、その後だけ定着しているかというようないふうな実態は、これはハローワークではなくてどこかで調査をしているんでしょうか。

○岡崎政府参考人 ハローワークで紹介、就職をしていただいた障害者全体について、定着状況の把握というのは実はしておりません。

例えば、先ほどお話ししましたトリアル雇用等であれば、三カ月のトリアル期間の後どうなつたかというふうなことは、八割の方が常用雇用に移行しているということ、あるいはジョブコーチという特別な支援をしているところがあるわけですが、そのジョブコーチの支援をした方につきましても、おおむね八割の方、これは六カ月後の状況であります、定着しているというふうな、個別のプログラムの状況、物に応じましては把握しているという状況でございます。

あとは、個々の方の状況に応じまして、例えば就業・生活支援センター等々、いろいろな制度がありますので、そういう中で定着支援を行っているというのが現在の状況でございます。

○田名部委員 就職できるということももちろん大事なんですけれども、どれだけ定着しているのかという実態を調べる必要があるんじゃないか。そのことを把握した上で、多くの人がすぐにやめてしまつていないのであれば、何らかのまた施策を講じなければならぬのかというふうにも思いますので、ぜひそういった追跡調査と言つていい

んでしょうか、そういったことも、ハローワークで無理なのであれば厚生労働省として行つていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○岡崎政府参考人 おつしやるように、最初の段階の就職だけで後が続いていないのであれば、ちゃんと就職したことにはならないという認識を持つております。全数で調査するかどうか等々いろいろありますけれども、私どもとしても、障害者の方が、それぞれ自分に見合つた適切な就職先で長く勤めていっていただけるようにということ、心がけていきたいというふうに思つておりますし、いろいろな形でその定着状況も把握しながら、施策も講じていきたい、こういうふうにかえております。

○田名部委員 ハローワークの方も一生懸命取り組んでおられると思いますが、もちろん厚生労働省の皆さんも一生懸命取り組んでおられるというふうにも思いますけれども、実は、障害者とか関係者の方々から多少の不満があるのは当然だと思われるかもしれませんが、ちよつとといういろいろな声が上がつておりまして、幾つか申し上げます。

例えば、全国で多いという話ではなくて一部かもしれませんが、福祉就労から一般就労へ移行するときに、新規、学校を卒業してすぐの就職あつせんとは違つて、どちらかというと、ちよつとそこは関係ないみたいな後ろ向きな対応があつたとか、一度県外に出てから地元に戻つてきて、地元で就職をしようと思つたときに、学校としてもその就職支援がなかなかあつてあげられない。では、ハローワークでどうかという、ハローワークでもなかなかしにくい。

つまり、新卒じゃなければあつせんしにくいというところなのかもしないんですけれども、そういったことがあるとか、県からの委託で就労支援事業を行っている方々なんかはうまく連携が図れていないんだと。小さなことかもしれないんですけれども、委託をされた就労支援事業でチラシと

かパンフレットを置いてくれないだろうかと言つと、それは上司に伺いを立てないとだめだと言つて結局置いてもらえない、ポスターも張つてもらえないまま終わつちやつたんですよなという話もありました。

そういうことはハローワークの側が悪いということではなくて、もう少し、さつきおつしやつたように、すべてのハローワークに障害者の担当がいらないのであれば、やはりいいところにはより一層きめ細やかな対応ができるような指導ですとか、地域内での連携が本当にうまくいっているのか、問題がないのかというふうな連携を上手にとつていくネットワークづくりというものを、しっかりと国としても責任を持つてやっていただきたいと思ふんですが、いかがですか。

○岡崎政府参考人 障害者の方の就職につきましては、特別支援学校からの卒業生だけではなくて、離職される方も多々あるわけでございますが、そういう方の再就職を含めて、私どももやっているつもりであります。それから、福祉施設からの就職ということにつきましても、障害者自立支援法もできたわけですが、そういう中で位置づけられておるわけでございます。

そういう中で、私どもとしても、雇用、福祉、教育、三つの組織がきちんと連携してネットワークをつくりながら就職支援をしていくということが重要だろう、こういうふうにも思つておりまして、昨年四月にそういう趣旨の通達も出しましたし、この四月にまたそれをグレードアップするような通達も出しました。それから、別途、そういう関係の方々にお集まりいただいた研究会もやつておりまして、より一層連携の仕方を充実させていくということを考えております。

今先生から御指摘のあつたような、個々のハローワークの中でのいろいろな問題もあるのかもしませんが、そういったところにつきましても、私ども、福祉、教育と連携しながら障害者の方の就職を進めていくんだ、こういうことが末端のハローワークまでちゃんと浸透するように努力して

いきたい、こういうふうと考えております。

○田名部委員 ありがとうございます。

ひどいケースなんかでは、職を探して何度もハローワークに足を運んでいたら、何度も来られても就職先はないんだから、余り来ないでくれ、来られても困るというような対応もあったというふうに聞いております。

全体がそうだというわけではないんですけれども、ただ、この問題というのは、ハローワークだけではなくて、やはり本就以就職先がないんだという実態もあらうというふうに思っています、それに関連をして、障害者を雇い入れている企業への助成、報奨金についての御質問をさせていただきたいというふうに思います。

現在、就職困難な方を、ハローワークまたは適切な運用を期すことができる有料・無料職業紹介事業者の紹介で、継続雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金の相当額の一部を助成する制度というものがありませんけれども、この有料、無料にかかわらず、職業紹介をする事業者というのはいくらもいるところなんじゃないですか。

○岡崎政府参考人 これは、いわゆる許可を受けて職業紹介をやっている民営職業紹介事業者のことです。

○田名部委員 例えば、本当のボランティアで、私の地元八戸では、前にも委員会でお話ししたんですけれども、職親会というのがありまして、民間の本当に中小・小規模企業の皆さんが有志で集まって、就職を本当に一生懸命探しているんです。もちろん、みずからの企業でも障害者を受け入れて、仕事をしていただいているというようにあるんですけれども、そういう民間の団体というのは今のことに当てはまりますでしょうか。

○岡崎政府参考人 実態を少し勉強させていただかないとお答えしにくいんですが、ただ、職業紹介ということであれば、何らかの許可、届け出が必要だというのが今の法制度でございまして。そういう中で、どういう形でやってもらえるか、

ちよつと勉強させていただきたいというふうに思っています。

○田名部委員 ぜひ、許可が必要だというのであれば、その許可をとりながら、国の方からも支援をしていただけるようにしていきたいと思います。ですが、本当に実績を上げていっているんですね。ですから、そういった実績を見ながら、やはり障害者の雇用促進に大変力を入れているというところがあれば、そういうところもぜひ対象になつたらいけないというふうに思っています。

それと、もう一つ、障害者の雇用納付金制度で、三百人以下で、障害者を四％または六名のいずれか多い方を超えて雇用する事業主には調整金や報奨金が出るんですけれども、今言つたみたいにな、大変小さいながらも、一人、二人雇つて頑張っているところもあるんですね、青森なんかは特に不景気でありまして、その中でもそうして雇い入れて頑張っているところがあるんですが、三百人以下というのがいくつりであると、少なければ少ないほど、この対象から外れてしまふんじゃないかというふうに思ふんですね。例えば十人の企業だつたら、四％か六名のどっちが多い方だと六名ということになりますね。

ちよつと、この三百人以下というのはいかにあるかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○岡崎政府参考人 納付金制度の全体の中の仕組みになつていて、納付金制度の基本的には、納付金制度につきましては、障害者法定雇用率を下回る企業から納付金を納めていただいて、それで、それ以上のところに調整金をお支払いする、こういう仕組みでございまして。ただ、三百人以下のところは、現在のところは納付金制度の適用除外にしている中で、一定の促進措置として、今先生のおっしゃつたような仕組みになつていないという状況でございまして。

納付金制度をどうするかということを含めて考えなければいけない問題だろうというふうに思っています。現在、中小企業の障害者の雇用の促進をどうするかという研究会もしております。

で、そういう中で研究していきたい、こういうふうに考えております。

○田名部委員 大臣にも今のことをお伺いしたいんですが、地域の中で、こうした田舎にというか自分の地元のことであれば、やはり大きい企業がそんなにないんですね。その中で、小さいながらも障害者の雇用に一生懸命取り組んでいるところに対して、もう少し国としての、今おっしゃつたような見直しが必要なのかなと思ふんですが、大臣はいかがお考えですか。

○柳澤国務大臣 先ほど来、お答えを事務局からいたしておりましたが、障害者の雇用の促進に関する助成措置というのは、多くの部分、障害者雇用納付金制度に基づいて行われているわけですが、今、今、中小企業に対してどうなっているかということですが、これは納付金の徴収対象となっていない中小企業に対しても同様の支給をしているという状況だと私は認識をいたしております。

その上に、ボランティア的なことでやっていらつしやる方というのは、具体的に、ちよつと私、イメージが結びないわけですが、今言つたことで恐らく例外的な措置になつていないと思ふんですが、納付金制度の対象にならずに、納付金は仮にその基準を下回っているから納めなきゃならないといううなことでない方々の規模、そういう規模の方にも給付金は行われている、こういうことでございまして、それで答えになつていないのかどうか。中小企業でなくて、ボランティアの方々の事業というものがちよつとイメージとしてわかりませんので、とりあえずのお答えはそういうことにしておきたいと思ふます。

○田名部委員 もう時間が来たのでやめますけれども、以前にもちよつと職親会の地元の話を申し上げたので、私もちよつと丁寧な御説明をすればよかったんですが、中小・小規模企業が、みずから障害者の雇用をしながら、ほかの企業にも一生懸命、雇用してくれということ歩いて頼みに

行つたり、また、障害者が社会で生活をする、その生活費というか家賃というふうなものまで皆さんの会費の中で出し合ひながら、社会での自立を進めている、取り組んでいるというふうな方々でありまして、本当はもっとすばらしい活動をしているのでお伝えしたかったんですけども、時間が参りました。

障害者自立支援法施行以来、本格施行からは半年がたちまして、工賃倍増だとかいろいろありましたが、私の聞く限り、地域の実態というのは、工賃の倍増どころか、スタッフは減つて、その減つたスタッフも増員できない、時間もオーバーしながら過重労働を強いられているというふうな現状もありますので、ぜひ、その後の実態をしつかりと調査をし、把握をし、障害者の皆さんが、また関係者の皆さんが、本当に社会の自立を目指してしつかりとしたい取り組みができるように、負担とならないようにやっていただきたいと思ふます。

長くなりました。どうもありがとうございます。

○櫻田委員長 次に、三井辨雄君。

○三井委員 民主党の三井辨雄でございます。

まずは、地域雇用開発促進法案についてお伺いしたいと思ふます。

今回、雇用対策法等の政府案、並びに民主党の雇用基本法等の三法案の審議もいよいよ最後に近づいてきたわけでございますけれども、これまで大変熱心に委員会でも議論を深めていただいたんだなということを、私からも、非常にいい審議状況だったなと思つております。

そこで、地域雇用開発促進法案について、先日、園田議員が質疑をされておりましたが、それにつけ加えて質問してまいりたいと思つております。

地域雇用開発促進法案に盛り込まれております新たな地域類型といたしまして、自営雇用創造地域というものがありますが、この地域に対する支援措置であります。地域雇用創造推進事業の趣旨

と目的について、大臣に御答弁願いたいと思います。

○柳澤国務大臣 今、三井委員から逆に御紹介をいただいた恐縮ですけれども、今回の地域雇用開発促進法におきましては、従来四つの類型で進めてまいりました地域あるいは事業というものを再編いたしまして、二つのタイプ、二類型にさせていたわけでございます。

そのうちで、前者については若干、正直言うところ改善もいたしているわけでございますが、お話の方はそうではなくて、自発雇用創造地域に対するお話ということで、この趣旨ないしは目的はどういうものか、こういう御質問でございました。

これにつきましては、雇用情勢については、厳しいということも申し上げるわけですが、特に厳しいという雇用開発促進地域とはちよつと別建てになっておる。そういう中で、市町村を中心としてなんですけれども、雇用創造に向けたいろいろな試みが行われるということが要件になるわけでございます。

具体的には、地域の関係の方々が協議会を組織するということが重要な要件になっておりまして、その協議会におきまして計画を策定し、いろいろな新機軸の事業を打ち出すということが前提になるわけでございます。都道府県が計画を策定して、厚生労働大臣に協議をして、厚生労働大臣としてもこれに同意をする、こういう計画、これが前提になっているわけでございます。

これは、地域の状況について最もよく把握している地域みずからが、その持てる特性あるいは資源を生かしながら、魅力的な雇用の場の創出に向けて自発的な取り組みを支援していくということが地域雇用対策としても非常に有効であり重要だ、こういうように認識をいたしたところから発した発想でもあるし、制度でもあるということでございます。

この事業は、政府全体としても取り組む事業とされておりまして、法律の中でこのことにつきましても触れているところでございます。一つ

は、地域再生のこともそうでございますし、また、経産省等による地域の活性化に資する、そういう産業集積の形成であるとか活性化を促進するとかというような、そういうプロジェクトとの連携も図りながら政府全体としてこれに取り組んでいくということで、こういう活動を通じて雇用創出を図っていくということが、今回のこちらの制度の趣旨あるいは目的ということでござい

ます。○三井委員 今大臣が御答弁されましたように、やはり地域の特性というのをしっかりと、今経産省を含めて、国全体で挙げて取り組むということでございますけれども、ただ、一義的にやるといふのは、私は非常に問題だ。やはり、今お話ありましたように、地域の特性を大いに生かすようなことをしなければならぬと思っておりますし、また、これを見ましても、いろいろな助成制度はございますけれども、非常にこの助成制度が複雑な余りになかなかこの助成制度が利用されないという部分もございまして、それと同時に、大手はいいとして、やはり中小企業が、この助成制度についてもととと使っていたかどうか、複雑でないような形をとるべきだ、こういうぐあいに私は思っております。

次に、この地域雇用創造推進事業の採択の基準について、どのようなものを想定しているのかということでお伺いしたいと思います。

今回、この法改正の趣旨は、今お話ありましたように、雇用情勢の厳しい状況への支援の重点化にあるということも私も十分理解しておりますけれども、しかし、この事業の採択に当たって、例えば、雇用情勢が特に厳しいという地域にどういような柔軟な対応が必要なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○高橋(満)政府参考人 今御指摘の地域雇用創造推進事業、今回の地域雇用開発促進法の改正に伴いまして、新たに、地域類型並びにそれにかかわる支援事業としての地域雇用創造推進事業でござい

ますが、これは先ほど大臣からもその趣旨について答弁があったとおりでございます。市町村でありますとか経済団体その他、地域関係者が一体となって、創意工夫を生かして実施をいたします事業、具体的には、雇用機会を結果としてつくり上げていくような取り組み、また、それを支える人材の育成のための取り組み、さらには地域の求職者に円滑に就職を図っていただく、それを促進していくための取り組みといったような雇用対策を、これはそれぞれの地域の中でメニューを考

あるわけですね。やはり、今回のこの法案というか制度でありますけれども、もつともつと幅広に、例えば職について、今、介護福祉士の法案も出てまいりすけれども、介護の分野というのでも大変人が足りなくなっているというのが現状なんです。だから、例えばそちらの方に仕事を振り向けるとか、紹介するとか、あるいはトレーニングするとか、そういうことも私は必要になってくるのではないかなと思っております。

策を、これはそれぞれ地域の中でメニューを考

えたい。そこで、次に、事業採択のときに審査を行う第

三者機関の構成について厚生労働省はどのようにお考えになつておられるのか、お聞かせ願いたいと思

います。○高橋(満)政府参考人 事業採択に当たつての第

三者機関の構成でございますが、考え方としては、公平公正な審査を担保すると同時に、やはり事業主側、労働者側双方の理解と協力を得ながら事業を進めていくということも重要でござい

ます。○三井委員 そうしますと、この構成メンバーについては、地域の関係者あるいは労働組合関係者も含まれているということよろしいですね。

また、採択に当たりまして、雇用情勢の特に厳しい地域への配慮ということが必要ではないかという御指摘でございますが、私どもも、基本的にそのように受けとめておるわけでございまして、今申し上げましたような一般的な採択の基準に加

えまして、これまで大変厳しい状況にございまして、いよいよ七道県について、十八年度におきましては重点的な事業配分ということを通じて特に力を入れて取り組んできたわけでございまして、そのした経緯も十分踏まえた上で、こうした雇用情勢の特に厳しい地域に十分な配慮をまいりたいと考えております。

○三井委員 本当に北海道、私も北海道でござい

ますが、青森、東北というのは大変厳しい状況に

ございます。

最初、今回の雇用基本法について、第二条の

第一項において「雇用に関する施策は、すべての

労働者が、公正な労働条件の下、人としての尊厳

を整備することを旨として講ぜられなければならない

い。」としてお尋ねいたしたいと思います。

○大島敦議員 民主党の大島です。法案提出者として三井委員に答弁をさせていただきます。

まず、私たちの立ち位置なんですけれども、新しい雇用のモデルが今模索されている時代だと考えております。これまでの雇用のあり方あるいは働き方というのは、私自身を例にとれば、二十五年前に入社をしたときには、会社の先輩の生きざまを見れば、どのような将来が待っているか予想できましたし、安心して働くことができたのがこれまでの時代でした。

ところが、一九九〇年代後半から二〇〇〇年にかけての景気の後退期と、そして団塊の世代がちょうど五十年前後だったことで、その団塊の世代の方たちの中のお父さんたち、父親が失業された場合に、家庭では父親自身の尊厳が失われ、生き方に自信を失い、子供に勉強しろとも言えず、子供もどうしていいかわからなくなり、一つの生き方のモデルが見出せなくなったのがこれま

でかなと思っております。

今回、私たちは、今後予想される人口の減少、人口の減少によって労働投入量が減ってきます。私たちの社会をもたせるためには、できるだけ多くの方、女性の方も高齢者の方も働ければ、そして若年者も、効率的に、より付加価値の高い仕事をしたいということによって先ほど申し述べました労働投入量を膨らませ、そして、付加価値の高い仕事にはそれなりの賃金を企業側が支払うことによって社会全体の給与総額を上げること、そのことが、ひいては納税にもつながっていきま

す。男性が主に働く社会から、女性の方、高齢者あるいは若年者も一生懸命働いてもらうためにはワークライフバランス。

例えば、これから当厚生労働委員会でも議論があるかもしれませんが、時間外労働の割増し賃金のあり方についても、私の経験からすると、二五％の割増し賃金ですと、課長、上司としては、残業してでも仕事を仕上げるということになるわけです。それが例えば五〇％になったときには、残業して仕事を仕上げるよりも、できるだけ勤務時間内に濃く仕事をしていただいて仕事は終わらせるということになっていきますから、ワークライフバランスを考える上でも、この時間外労働の割増し賃金のあり方というのも非常に重要なファクターになってくるかと考えております。

もう一つは、これまでも御指摘させていただき

ました、パート労働者として派遣社員の方、契約社員のあり方、採用のされ方が違うと賃金が大きく違っている時代に今なっております。これらの仕事のあり方を考え、新しいモデルの前提になるものは、パートであっても派遣社員であっても契約社員であっても、採用のされ方が違っても同じような賃金を支払うことが必要だと考えておりまして、今回の雇用基本法案の中でもその点について指摘をさせていただいております。

繰り返しになりますけれども、第二条一項で、基本的考え方として、やはり日本の将来のためにしっかりとした雇用を確保していく努力が欠かせないとの観点から、「すべての労働者が、公正な労働条件の下、人としての尊厳を重んじられ、安心して働くことができる環境を整備すること」を法案においてはしっかりと明示したところでございます。

以上です。

○三井委員 ありがとうございます。

今、大島委員がお話しされましたように、民主党の基本法案、本当にすばらしい法案だと思っ

ております。将来的にも、団塊の世代の皆さんが退職されますと、まさにこれから安心して働くことができる社会をつくるということが非常に大事になってくると思いますので、ぜひさらに御努力をいただきたい、このように思います。

そこで、民主党案においての雇用基本計画の策定等を義務づける趣旨について伺いたいと思

います。

○園田(康)議員 ただいま御指摘を賜りました、民主党案で、雇用基本計画という形で策定をするというふうにご規定をさせていただいております。

先ほど大島委員からも御説明させていただきました、雇用に関するまず第一条の目的、そして第二条による基本的理念、しっかりと今度はその理念にのっとり基本計画を立てていかなければいけないのではないかとこのことを私どもは考えておるところでございます。すなわち、雇用に関する施策を総合的に策定いたしましたして実施する責務を有する、それを政府が、雇用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていかなければいけないということ、この基本計画がまずなければならぬのではないかと、その方向性と数値目標というものもやはりしっかりと、ただ単に理念を掲げるだけではなくて、目標というものをその中で明らかにしていかなければいけないのではないかとこのように考え、七条でこのような規定を設けていただいたということでございます。

一方、政府案におきましては、残念ながら、これまで規定をされておりました雇用対策基本計画、この計画の条項がごっそり抜けてしまったわけでありまして、先般、私からもその点御指摘をさせていただきましたところ、「進路と戦略」というものがほかにも設けるといふようなこともあり、あるいはこの基本計画そのものの実効性について疑問視するという形で今回はこの規定を削除するという話でございました。

私どもは、この少子高齢化社会における人口構造の変化など経済社会構造の変化、こういったものが、それから、この雇用対策というものは、国と地方公共団体あるいは事業主等々の連携がなければ、雇用に関する施策ということに対する実効性が余り有効に働かないのではないかと

いうところから、そういった連携を強めるということを目指したいとして、この基本計画を政府みずから策定をいたしまして、計画的に推進をしていかなければいけないというふうにご規定をしております。

それによって、先ほど理念のところでも申し上げましたように、「すべての労働者が、生涯にわたって、生きがいを持って働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現」こういったものがあるんじゃないかというふうにご規定をしております。

またさらに、私どもの七条の三項と四項で、この基本計画の案の作成に当たっては、まず閣議決定を行わなければいけないということ、それから、四項におきましては、その作成に当たりましては、まず、先ほどありましたように、例えば経済産業省さんであるとかあるいは農林水産省さんとの連携というものは綿密に行っていかなければいけないのではないかとこのように考えておりますので、そういった関係行政機関の長との協議をしつかりと行っていかなければいけない。及び、その地域の都道府県知事の意見を求めるとともに、これは地域の労働政策審議会、そういったところの意見というものもその中でしっかりと聞いていかなければいけないという形の規定を設けていただいているということでございます。

○三井委員 ありがとうございます。

次に、今回のこの基本法案についてでございますが、政府との大きな違いというのは、この雇用対策法制の中で、第十七条の公正な働き方の確保の部分かなと思いますが、特にこの第二項の、具体的にはどのような施策を想定しているのか、お尋ねしたいと思

います。

○大島(敦)議員 三井委員にお答えをさせていただきます前に、先ほど園田委員から、この基本計画についてのお話がありました。

私どもが考えたのは、経済財政諮問会議の中に常任の委員として厚生労働大臣が入っていれば、これは政府側の答弁というのわからないことはないわけなんですけれども、経済財政諮問会議の常任の委員ではなくて、その都度、案件があったときには呼ばれる委員という発言のされ方なものですから、雇用のあり方、特に時代の転換期としての雇用のあり方を考えた場合には、国として雇用政策をしっかりと閣議決定をして位置づけることが必要だという思いで、この雇用基本計画を立てさせていただいております。

今、三井委員からお話がありました点につきまして、これは先ほど述べました契約社員の方についての見直しをするべきではないかなという立場に立っております。

特に、有期労働契約の位置づけでは、これは、例えば、アメリカの市場のように解雇規制が存在せず、期間の定めがなければいつでも使用者の随意に雇用を終了し得るものであれば、有期労働契約は少なくとも期間満了までは一応雇用が保障されることになり、意外と望ましい雇用形態になります。それに対して、ヨーロッパの労働市場のように解雇規制が存在し、期間の定めがなければ原則として雇用の終了が制限されるのであれば、有期労働契約は期間の満了によって雇用関係が自動的に終了してしまうことになり、労働者にとってより不利な雇用形態ということになります。

我が日本の有期雇用のあり方についての見直しをすべきだという点におきまして、日本におきましては契約の期間の定めのある労働契約の締結それ自体を制限する立法はなく、期間の上限は特別な場合を除き三年となっております。また、反復更新が続いて、実質的に期間の定めのない契約と異ならない状態になっている場合や、当初から契約期間の満了によって契約が終了することが予定されておらず、契約の更新が期待されているものの、安易な雇用調整を目的として短期の契約期間を定め、いつでも解雇あるいは雇用を切れる状態にしておくという場合も広く見られております。

このように、契約期間の定めのある労働契約を結んで働く契約社員やパート社員、アルバイトといった方々の多くが不安定な雇用状態にあり、本法案が基本理念として掲げる「すべての労働者が、公正な労働条件の下、人としての尊厳を重んじられ、安心して働くことができる環境」とは相入れない状態にあります。また、労働者が「その働き方を多様な就労形態の中から主体的に選択することができると」という当事者間の対等性からも遠い状況にあります。

そこで、民主党案の第十七条第二項におきましては、契約期間を定めて雇用される者の雇用の安定を図るため必要な施策を講ずることを定めております。具体的には、現在策定中の労働契約法案において、期間の定めのある雇用契約は、期間の定めをすることに合理性があるものに限定することを想定しているところであります。

以上であります。

○三井委員 ありがとうございます。かつては、高度成長期のときは、自分は中流だと考える方が国民の九割方ぐらいいらしたわけですが、いまはそれよりも、しかし、この五年間で、まさに一握りの富裕層と、また大部分の低所得層の格差がますます広がる。そういう中で少子化対策が叫ばれているわけですが、なかなか、今の所得からいっても、ある統計によりますと、男性は年収が四百万を超えないと結婚しないという統計もあります。このように格差が大きく、所得の格差というのがやはり少子化にも影響しているのかな、こういうぐあいに考えるわけでございます。

次に、十七条の第四項について、具体的にどのような施策を想定されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○大島(敦)議員 三井委員にお答えをさせていただきます。

先ほど三井委員から、年収が四百万、大体三十代ぐらいだと思っておりますけれども、四百万円を超えないと、男性の方はなかなか結婚しづらいとい

うのがあります。先日二十代向けの女性週刊誌を読んでいて、結婚の特集というのがありました。千人の二十代の女性の方に聞いたら、大体少なくとも三百万から四百万程度の年収がないと結婚したくないという統計がありまして、そこにおいては、今派遣社員の方あるいは契約社員の方の年収は大体二百万から二百五十万ぐらいだと私は聞いております。関西の大きな鉄道会社に、結構難しい試験を通った私の知り合いも、三十代の前半で二百五十万と聞いております。それでは、結婚もなかなか難しい。したがって、派遣労働のあり方について、この四項において検討すべきということをお記させていただいております。

第十七条第四項におきましては、一般労働者派遣事業についてその見直しを提起しております。御承知のとおり、労働者派遣法は、労働者派遣を業として行うことを一定の要件のもとで認めておりますが、派遣労働者を常用雇用しつつ、企業の注文に応じて彼らを派遣するタイプの事業である特定労働者派遣事業と、派遣労働者を登録しておいて、注文の都度雇用契約を結んで派遣するタイプの事業であることが多く一般労働者派遣事業の二つに大別をされます。

日本におきましては、労働者派遣法を規制緩和の名のもとに、平成十五年、それまでの労働者派遣の対象業務から除外していた物の製造業務を対象業務に広げました。派遣社員という、華やかなテレビコマーシャルに象徴されるように洗練された働き方という印象がありますが、実態はそれほどとは言えません。

私どもは、労働者派遣登録者の置かれた不安定な状況は解消する必要がある、労働者派遣とは何かという原点に、この原点というのは、常用雇用の代替にならないという原点に立ち返り、労働者派遣を常用雇用に特化する方向で根本的に見直す時期に来ていると考えております。具体的には、一定の労働者派遣期間を超えたら派遣会社登録者を正社員として雇った上で派遣するということも考えられる、検討をする必要があるのかなと考

えております。

私どもは、雇用形態の違いによって賃金や労働条件が著しく異なるのではなく、同じ価値の仕事をする仕事に就いた賃金を得られるような均等待遇を確保していきたいですし、だれでも約束を守り一生懸命働けば安心して暮らすことのできる年収を確保できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○三井委員 ありがとうございます。それでは、時間もございませんので、次に、先ほど出てまいりましたが、十九条にあるワークライフバランスについての趣旨説明をお願いいたします。

○園田(康)議員 ありがとうございます。第十九条にワークライフバランスということで規定をさせていただきました。

このワークライフバランスの定義につきまして、「仕事と育児、介護等の家庭生活、修学、社会的活動への参加等の社会生活その他の生活の適切な調和」という形で今回明確にさせていただいているわけでありまして、先般、大臣も御答弁をいただきましたこのワークライフバランスという概念は、大変、その重要性というものは、私たち、この委員の中でも皆さん方共有をさせていただいているというふうに思っておったわけでありまして。さらに、経済財政諮問会議などの労働市場調査会、この中でもこのワークライフバランス憲章というものを策定しなければいけないというふうな提言をされていた。にもかかわらず、にもかかわらずでありますけれども、残念ながら、今回の政府案にはそのワークライフバランスのかけらも見当たらないところ、少し私は残念な気がいたしました。

から、今回の規定を設けさせていただいたわけ
であります。

当然ながら、労働者一人一人の人生を通じて確
保されなければならないという位置づけのもとで
このワークライフバランスというものが、また、
働く人というものは労働者とともに社会の構
成員という概念の中、仕事とともに家庭の責任を
果たし、自己啓発にいそしんで、趣味や地域活動
といったものもさらにこの中で楽しんでいただき
ながら休養というものを通じて英気を養う、こう
いった個々の意識のニーズというものに合わせた
これからの雇用モデルというものが、やはり人生
の各段階においては必要になってくるのかなとい
うふうに思っております。

そう意味で、今回の規定を明確にさせ
ていただいたということでございます。

○三井委員 ぜび、国民の皆さんに民主党の法案
については大いに宣伝をしていただきたい、この
ように思います。

時間がございませんので、次に、民主党案にお
いて、外国人の労働者の雇用に関しては政府案と
はどのように違うのか、お答え願いたいと思いま
す。

○園田(康)議員 御指摘をいただきました十六条
の一項で、私も民主党は、我が国の産業の国
際競争力の強化等によって経済社会の活力の向上
を図るためということで、高度な専門的な知識ま
たは技術を有する外国人の労働者の受け入れの促
進、専門的な知識または技術を有する外国人留学
生の我が国における就職に関する支援の拡充その
他の必要な施策を講ずることというふうにさせて
いただいております。この点につきましては、政
府案と同類でございますけれども、違う点と申し
上げますと、その二項と三項という形あるいは四
項という形になってくるのかなというふうに思っ
ております。

すなわち、働く人すべてにとりまして公正な社
会を実現するため、外国人労働者の労働条件の改
善、そして外国人労働者の子供に対する支援、教

育の充実といったものもあわせて行う必要がある
というふうに私も考えております。したがっ
て、外国人労働者が日常生活、その地域での生活
というところの社会生活の円滑な営みというもの
を行うために必要な情報の提供及び助言等のもの
を法案に明記したという形でございます。

また、さらに、四項におきましては、さまざま
な、今少し地域で問題等が出てくることであり
ますけれども、研修生と技能実習生、これに関し
ても、その運用の改善を図るかどうか、あるいは
違法行為に対する監督強化というものの必要性
というものもあわせてこの法案の中に盛り込ませ
ていただいたいということでございます。

○三井委員 最後に、雇用基本法案の第九条にお
いて、若年者への就業支援を挙げておりますけれ
ども、第十五条における職業能力開発の促進、そ
の具体的な施策についてお聞かせ願いたいと思
います。

今回、若年者の就業支援法案を提出しているわ
けでございますけれども、若年者の労働力の現状
の問題点とかあるいは将来像について、簡単に民
主党のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○大島(敦)議員 今問題となっている二十代、三
十代の若年労働者ですけれども、今後、団塊の世
代が定年退職を迎えていきますと、労働の需給は
タイトになってきますから、意欲のある若者は多
分就職は容易になると思います。

自分でみずから職業訓練を受け、そして自分で
働く気がある若者は、正社員化、正社員として雇
用される者がふえてくると思ひまして、それに対
する後ろ盾あるいは支えていきたいという思い
と、もう一つは、今の日本の労働市場の中で私が
一番問題だと思っているのは、基礎的な能力に欠
けた人たちが非常にふえてきていると思うんで
す。

よく言われている報告、連絡、相談、ホウレン
ソウにしても、なかなかそのホウレンソウができ
ない方、コミュニケーション能力がなかなか整っ

ていない方が今ふえてきたり、あるいは、九時に
会社に来てほしいといつても、なかなか毎日毎日
九時にしつかり会社に出社するということも、物
すごく大切なことなんですけれども、できていな
い方も多くなっているわけなんです。

そこで、私たちとしては、基礎的な能力、若者
たちに、今言っていたホウレンソウも含めて、九
時から五時までしつかりと働いていただくような
基礎的な能力をつけてもらうために、そこに国の経
営資源は重点的に配分すべきだと考えておりまし
て、今回の九条の中でも、第三項におきまして、
「基礎的な能力を含めた職業能力の開発及び向上」と
いうことで、労働能力の中でも基礎的な能力に重点
を置いているという考え方をさせていただいてお
ります。

そして、今回の民主党の雇用基本法案において
は、若年者の雇用の安定を図るために、正社員と
しての雇用を進めること、学校や産業界、地域社
会、民間団体等が連携して職業教育、職業訓練、
就業の相談等を行う体制を整備すること、職業能
力を身につけるための相談や情報提供、指導、助
言を実施すること、若者の能力を正當に評価する
ための実践的な職業能力評価を行うことを明記し
ておりまして、できるだけ底上げを図りたいと考
えております。

最後になりますけれども、最近、大手の流通関
係の会社を中心として、契約社員あるいはパート
社員、アルバイト社員を正社員として雇用する動
きが強くなってきておりまして、これは、正社員
化による雇用の安定がもたらす業績へのプラス評
価を評価したと考えておりまして、この点におき
ましてでもできるだけ安定雇用に心がけていきたい
と考えております。

以上で答弁を終わります。ありがとうございます。

○三井委員 ありがとうございます。民主党案
はすばらしい法案だということがよくわかりまし
た。
どうもありがとうございます。

○吉野委員長代理 次に、高橋千鶴子さん。
○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

初めに、民主党提出の法案について若干の質問
をさせていただきますが、先ほどの来問のようであ
りますと、とても時間がありませんので、答弁は簡
潔にお願いしたいと思います。

まず、労働者の募集及び採用における年齢に係
る均等な機会の確保に関する法律案についてで
ございますが、政府の現行指針では、年齢差別禁止
における十の除外項目の中に、新規学卒者等を募
集及び採用する場合というふうにありますけれど
も、民主案では、法定している四項目にはこれは
入っておりません。新卒一括採用については完全
になくすという意味でしょうか。

○加藤(公)議員 できるだけ簡潔にお答えしたい
と思ひますが、私も考えておりますのは、新
規一括採用と今おっしゃった中のその新規学卒者
だけに限定をして募集、採用するということは間
接差別に当たる可能性が極めて高いという考え方
から、それは例外規定に盛り込みませんでした。
ただし、新規一括採用という雇用慣行は、そもそ
も長期雇用を前提とした未経験者の方を事業年度
のあるタイミングで同時に入職をしていただくとい
う考え方でありまして、その制度自体を否定
するというつもりは毛頭ございません。

○高橋委員 慣行はそもそも否定しないというお
話でございます。それは賛同するものでありま
すけれども、ただ、この間の議論を聞いておりま
すと、提出者は、やはり限定列举と例示列举の問
題で厳しく政府に対して追及をしているわけで
す。そうすると、今回は四項目で限定列举されて
いるわけですから、新規学卒者などを中心とした
採用については、これは義務違反になるのではな
いかと思ひますが、いかがですか。

○加藤(公)議員 今申し上げたとおり、新規学卒
者のみに限定をした採用は例外規定に盛り込んで
おりませんので、それはできない、こういう考え
方であります。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○高橋委員 そうすると、やはり私は、この問題、先ほど慣行は否定しないとおっしゃいましたけれども、できないということでしたので、ちよつとやはり異論を持っているものであります。

新卒の採用について私が非常にこだわりを持っていますのは、私自身が実は私立高校に七年間勤めて進路指導を担当してありました。八〇年代半ばでしたので、当時は山のような求人票と毎日格闘して、職種別の仕分けに追われました。文字どおり生徒一人一人が何が自分に向いているか、あるいは何をやりたいかを考えて、また私自身もそれを引き出すために向き合ってきたわけでありました。初めて社会に出る学生が、学校では基本的な知識を学び、また進路指導も受けながら春には果立っていく、そういう新卒採用の流れは私はあつてしかるべきだと考えております。もちろん、そのために既卒者が門戸を閉ざされても構わないと言っているのではありません。

平成十八年度版国民生活白書、「若年者の適職探しをめぐる壁」によりますと、「新卒一括採用慣行は、「適職探し」という観点からは功罪の両面がある。人々は原則として一生に一回しか「新卒」とならない。企業の採用が新卒に過度に偏っていると、新卒のときに不本意な就職をした若年者が捲土重来を期そうとしても、中途採用枠が限定されているためにそれが困難となってしまう。」と分析をしています。

そこで、端的に厚労省に伺います。
現行の年齢指針には、新規学卒者等について、特定の年齢層を採用するための募集、採用を行うことについて、例外的に年齢制限が認められています。しかし、ここで言う年齢制限とは新規学卒者に限定した募集をすることではないと説明をされています。つまりは、新卒者のみとして採用することや、あるいは新卒者と同じ年齢、つまり現役の新卒者、十八歳以下とか、二十一、二歳以下よというふうに決めて採用することはやはり年齢差別に当たると解釈してよろしいですね。

○岡崎政府参考人 現行の年齢指針でございますが、新規学卒者等である特定の年齢層でございますので、新規学卒者のみという場合もあるでしょうし、そうではなくて、もう少し幅広く、若干既卒者を含めたような方を含める場合もあり得ると。いずれにしても、長期勤続によるキャリア形成を図る観点からそういう募集をする場合には、これは例外として認める、こういうことでございます。

○高橋委員 今のお答えは、新規学卒者だけでもよしとするというふうな表現だったと思うんですが、けれども、しかし、私が今読み上げた部分は、今、現行ある年齢指針のところでありまして、当然今後はそこを含んだ、いわゆる卒業してたった一年しかたっていない就職浪人生だとかそういう人たちが、さつき読み上げた白書のようにチャンスはもう得られないということがないように、今後は指針に盛り込むなりやっていくんだというつもりでいるのかどうか、伺います。

○岡崎政府参考人 新たな法律の場合には省令で書くわけでございますが、その際には、我が国のいろいろな現在の雇用慣行や雇用情勢、そういうものを踏まえながら考えていく。それからもう一つ、若年者の雇用機会の拡大のための指針も予定しておりますので、その両者相まった形の中で今御指摘のような問題についても対応していくということを考えていきたいというふうに考えております。

○高橋委員 よろしくお願ひしたいと思います。
独立行政法人労働政策研究・研修機構、第二新卒者の採用実態調査、〇五年によれば、第二新卒者というのは、学校卒業後おおむね三年以内の者を言うようでありませうけれども、この第二新卒者を新卒と同じ枠で採用対象とした企業は二・四％しかありませんけれども、中途などで採用対象とした企業が三三・六％、あるいは採用対象なし企業は四四％までございます。私は、このところ企業がやはり区別なく、第二新卒者が差別されないようにしていくことがまず最初の大きな一歩である

るだろう、このように思っております。そのことを強く求めていきたい。

○高橋委員 続けていきます。
「中途採用の割合が増加すると、それは適職探しのための再就職の機会を増やすが、そのために新卒採用が減少するのであれば、就職できなかつたり意に反してパート・アルバイトとなつたりする若年者が増えしてしまう。」

つまり、先ほどの、新卒は人生で一回、そのことを考えたときに、いきなりハローワークの求職者と同じ競争の中に投げ込まれる、あるいは新卒者が新たに不安定雇用に入れ込むということはやはりあつてはならないだろう。だから、一定、この新卒採用の慣行というシステムはやはり維持するべきだと私は思いますけれども、この点、大臣の見解を伺います。

○柳澤国務大臣 最近の若者の就業あるいは入職の状況を見ますと、学校を卒業するまでに職業生活を選択する気構えと申しますか、あるいは自分の職業能力の醸成というものが間に合わない、そういうようなところでモラトリアム的に何かフリーターみたいなところで就職するというようなことが多くて、それでも今までのところは親のものと生活が可能だというような形のものが見られるようなことになつたわけですが、やはり私は、かつての高橋先生のような方が、熱心に学生のあるいは生徒の進路の相談によく乗つていただいて、そうして本心に学窓から巣立つときに自分のしっかりとした職業観あるいは職業選択の目を持って、新鮮な気持ちで社会人として巣立つていく、そういう日本の慣行というのは私は重要視されるべきである、このように考えております。

私どもは、基本のところは、そのことを今回の年齢差別禁止の条項の中でも、一つのしっかりとした慣行尊重の立場に立つた規定を、省令でもつて定めてまいりたい、このように考えております。

○高橋委員 前段の、モラトリアムが今どこまできたのに正直ちよつと驚いておりますけれども、青年が職につけない事情にはいろいろなことがござ

いますので、モラトリアムでフリーターに就職することが云々という御認識はいいかなものかなということをおつちやうとされているわけですね。

ただ、後段におつちやうといただいたように、やはり初めて社会に出るときに、むしろ社会人としての十分な基礎的な知識を積んで、ガイダンスを受けて社会に入っていくことを支援するというシステムをしっかり持つていくということ、やはり私は大事なんだろうということを重ねてお話をしたいと思つております。

問題は、前にも私、本委員会でも指摘したことがありますが、けれども、いつ経験を積みばいいのというフリーターの悲鳴であります。新卒を採用し、職業訓練もしながら長期にキャリア形成をしていくという企業の意思と、即戦力のある人材を中途で採用したいという意思の二極化の中で、キャリア形成をするチャンスが得られなかった、パートやアルバイトなどの経験しか積めなかつた若年者がこぼれてしまふ、これをどうするかというのが最大の課題であらう。これは多分、年齢制限を取り払うだけでは解決しないと思つておられます。それは働き方の問題をやはり大もとから変えていくということ、もちろん公的職業訓練も必要だし、そういういろいろな総合的な対策が必要であらう。

民主案では、そこに着目した特別措置法も出されているわけですが、ここも大変簡潔にお願いしたいんですけれども、若年者等職業カウンセラーを配置して、個別就業支援計画の作成などマンツーマンの指導をしますけれども、その際にも、やはりハローワークの職員を増員、体制強化は不可欠と思いますが、どの程度ふやかと考えておられますか。

○山井議員 高橋委員、御質問ありがとうございます。また、ロストジェネレーションの若い世代のパートやアルバイトの方々を安定雇用するため、そのために国を挙げて取り組むという民主党の若年者就業支援法案に賛成の意を示してくださっていることにも感謝申し上げます。

御質問にお答えいたします。

若年者等職業カウンセラーは公共職業安定所に置くこととし、一定の要件を満たす若年者等に対して、個別就業支援計画を作成し、同計画に基づいて職業指導、職業紹介を行うなど、幾つかのステップを踏んできめ細やかな支援を実施していくこととしております。

その数についてのお問い合わせがございました。

対象若年者等のうち、個別就業支援計画を作成する者が総数で約五十万人、一年当たりで約十万人と想定しております。そして、カウンセラーは一人当たり二十人の対象若年者等を担当し、一年間で延べ六十人の若年者等を担当することを想定しております。したがって、人数につきましては、カウンセラーは総数で約千七百人と想定しております。既存のハローワークの職員や団塊世代の退職者を活用するとともに、厚生労働省においては、平成十四年度から五年間で五万人のキャリアコンサルタントを養成することとされており、必要な人数の確保が可能であると考えております。

また、資格についてもお問い合わせがございました。

これについては、カウンセラーはその職務を行うのに必要な熱意及び能力を有する者でなくてはならず、また、多様な人材を確保することとしております。例えば、若年世代で引きこもりなどを経験したことのあつた者、一般企業で人事などを経験した退職者等、コミュニケーション能力に乏しい人の力を幅広く積極的に求めていくことが必要であると考えております。

実際の支援の場面においては、忍耐強く対象若年者等を励まし支える熱意が求められると同時に、雇用や職業についての幅広い知識や、対象者が相談しやすい寛容さ、客観的に対象者を判断できる能力、さらには信頼性や協調性といった人柄も含めた能力が求められると考えております。そのため、法案におきましては、カウンセラーの資

質の向上を図るため必要な研修を受けなければならないことも規定しております。

以上でございます。

○高橋委員 そうおっしゃる以上は、ハローワークの民間開放などが今議論されておりますが、やはり公的機関として維持していくということ、御一緒に頑張りたいと思います。

最後に大臣に伺いたいと思うんですが、経団連が四月十七日に提言を出しておりますけれども、例えば、トライアル雇用を現行の三カ月から一年程度に延長せよ、あるいは紹介予定派遣を現行で最長六カ月という期間を一年に延長せよ、こうした提言をしております。

私は、これらは企業にとつて都合のいい人材を安上がりでかつリスクの少ないお試し雇用で確保することをねらいとするものだと考えます。こうした制度の期限を延長することは、長期に若年者を不安定な雇用で置くことにつながり、安易に期限を区切った雇用につながることを、今回の若年者対策でそういうことに對しても規制をするべきだと思っております。見解を伺います。

○柳澤国務大臣 トライアル雇用また紹介派遣雇用につきましては、現行の期限を延長すべしとの提案があつたという御指摘をいただいたわけですが、置をとるという考え方を持っております。

○高橋委員 終わります。

○櫻田委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

私は、本日の細川委員と政府答弁者の質疑を聞きながら、我が国は本場にこれ、外国の方々も働きやすい、そして人権が守られた国としてこれから二十一世紀を生きていけるのかどうか大変不安に思いました。

冒頭、柳澤大臣に確認の御答弁をいただきたいと思いますが、実は、四月二十日、私どもの日森文尋が質疑させていただきまして在日外国人の届け出の問題に關しまして、一言の御答弁で結構で

す、届け出を必要とする永住者の中には特別永住者の皆さんは含まれていないという厚生労働省の方針ですね、お願いします。

○柳澤国務大臣 仰せのとおり、含まれておりません。

○阿部(知)委員 含まれておられないからいいかどうか、もちろんいいと思いますが、しかし、それにしても問題が多々ございます。実は、この届け出ということをめぐりましては、いわゆる当事者、個人情報保有者である外国人の方が、自分にかかわります情報がどのように行政機関に把握されておるかということにおいて、二つの点で大きな問題がありますので、これは安定局長の方に伺います。

事業主がどんな届け出を行ったかということについて、当事者、外国人の方が知りたいと思つたとき、開示請求権がございます。あるいは訂正権、違ふよということを言う権利がございますが、これについては十分保障されているのですかね、いかがですか。

○高橋(満)政府参考人 今回の雇用状況報告制度によりまして取得した情報につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これの対象となるものでございます。したがって、この取得した個人情報につきましては外国人労働者御本人から開示請求あるいは訂正請求がありました場合には、同法の規定に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

○阿部(知)委員 まあ当然過ぎるほど当然なことではあります。個人の情報でありますから。

そして、もう一つ質問があります。先ほど来、厚生省と法務省の間でどんな情報が行き来するかというところで細川委員が御質疑されておりました。が、いわゆる職業安定所が保有する情報のどの部分が法務省に行つたのかということを、情報の当事者である外国人の方には通知されるんでしょうか、いかがですか。

○高橋(満)政府参考人 今回の法案の第二十九条にございます法務省への情報提供につきまして、

私ども、外国人労働者のプライバシー面にも十分配慮しながら、この規定の範囲内での合理的な情報提供となるよう適切に対応する考えてございます。また、今御答弁させていただきましたとおり、開示請求、訂正請求につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づいて適切に対応することとしたしておるわけでございます。

そういう意味で、この外国人雇用状況報告制度により取得いたしました外国人の個人情報につきましては、あくまでも、こうした配慮を加えた上で保有、活用されるものであるというふうに考えているわけでございまして、今御指摘ありました、法務省に情報提供した旨の通知でありますとか提供した事項についての通知につきましては、現在、外国人本人に對しての通知については考えてはおりません。

○阿部(知)委員 それが最もおかしいと思うのです。自分にかかわります情報が行政機関の中で行き来して、本人は知らない。だれの情報なんですか。

やはり、そこはきつちりと通知すべきではありませんか。大臣、どうですか。

○柳澤国務大臣 先ほど職業安定局長からお答え申し上げましたとおりでございます。外国人本人からの開示請求や訂正請求につきましては、個人情報保護に関する法律に基づいて適切に処理をするということでございます。

そうした配慮を加えた上で、行政庁内部で、行政機関の間での情報提供につきましては、本法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律でも、本人への通知を求めるというものになつておりませんので、そうしたことも勘案して、我々は、あくまでも運用に当たってはプライバシー等の重要性にかんがみまして運用をするつもりでございますけれども、今の御提起された、本人への通知ということは考えておりません。

○阿部(知)委員 本日にそれはひどいことなんだと思ひます。その本人にとつてのプライバシー

権や自己情報のコントロール権というものが全くそれでは担保されないわけです。そういう法律を、こういう枠組みの中で勝手に乗り越えてつくるということ自体、私はこの法案の最大の問題点だと思っています。

引き続いて他の質問に移らせていただきます。いわゆる障害者雇用政策について、先ほど御質疑がありました、神戸市内の小規模作業所の利用者に対して、いわゆる労働基準法に認められるところの最低賃金法にのっとっていないということで、労働基準監督署の方から改善指導を検討しているということが報道されています。私は、この報道に接したときに、ちょうど医療現場で起こるさまざまな事故などの問題が、例えば警察、警察等々の介入によって、非常に現場にいろいろな混乱をもたらすことと同じような問題をここに見ました。

現在、厚生労働省は、果たして小規模作業所や更生施設でどんな就労やあるいは福祉的援助の実態があるか、すなわち、小規模作業所では最低賃金として保障したくてもできないような現状があるかもしれない、また、一部の作業所では、当然普通の就労と同じことをしていないから最低賃金にも満たない額を働いている方にお支払いしているという実態もあると思うんです。こうした現状を放置している厚生労働省行政、すなわち、今まで、労働分野と福祉分野が合体して厚生労働省となったわけです。また、障害者雇用政策については、この間自立支援法の討議等でも十分問題にされてまいりました。

大臣は、このたび、こういう労働基準監督署が指摘し指導するというような形で露見した実態について、もっと厚生労働省が本質的に、本来的に監督省庁として実態を把握すべきだと思いますが、いかがですか。

○柳澤国務大臣 一般的に、小規模作業所等施設における作業員の労働者性というものを、もっと関心を持って、これに必要な調査あるいは行政的なものもろの措置を講ずる対象にすべきだ、つま

り、労働者性のあった場合には、それをしっかりと労働行政の観点で監視あるいは監督すべきだというお話でございます。

このことは、一般論としては私もそのとおりだといふふうに思っております。労働者性と申しますが、使用従属性の有無によりまして、労基法の上で言う労働者であるかということと判断して、労基法の労働者性があると判断された場合には、必要な指導を厳に行うように努めておりますし、今後とも行つてまいりたい、このように考えます。

○阿部(知)委員 この問題は、実は、昭和二十六年に出された厚生省発令の省令等々によつてしか対処されていないわけです。自來、いろいろな国際的な取り組みがありました。例えばILOの百五十九号条約とか、また、近々日本は障害者の権利条約を批准しようとしています。

大臣は今、労働者性の問題云々とおっしゃいましたが、障害のある方にとつて、労働者性の問題と同時に、福祉的援助は相並立して必要なものがあります。大臣、例えば障害のある人が、自分が就労するためのその通勤に対して、今どんな援助があるとお考えでしょうか。

例えば、障害者自立支援法の言うところの地域生活支援事業では、労働者として障害のある人が働こうと思つて会社に行くまでの通勤の補助、ガイドヘルプはつけられません。障害者が地域で暮らす地域生活支援のものだったらいよいよと。仕事をしていただくように、もっと就労していただくようにという法律を一方でつくりながら、実際には就労のためのガイドヘルプには使えない。こんなちぐはぐなことをしていたら、ここからは就労、ここからは福祉、ばつんと切つてやっていたのでは、現実に障害のある人の就労の道は狭められます。

この点について、どのように対処されようとしているのか、事務方からお願いします。

○岡崎政府参考人 通勤につきましては、基本的には企業が配慮していくという中で、企業に対

しての支援は雇用政策の中でやっているということとでございます。

企業の配慮の中で足りない部分で、では福祉的施策の中でどうするかということだろうというふうに思いますが、これにつきましては、今先生御指摘の、地域の支援事業の中で、各市町村が、企業におきます実態等も踏まえながら、地域の中でそれぞれ判断して事業としてやっていたら、こういうことになろうかというふうに考えております。

○阿部(知)委員 そんなに簡単に企業と地域と分けてはいけません。毎日の通勤なんですよ。毎日行くのに必要なですね。企業の方にそれだけ十分な補助なり支援なりがおりているのか。あるいは地域生活事業の中でそれが現実に使えるのか。使えないんですね。だから、障害者は就労したくたつてできない、本当に苦しい状況にあります。

大臣、お伺いいたします。

厚生労働科学研究において、平成十五年度のもので、そのような実態に対して、これからは社会的に支援をするような雇用、社会支援雇用といひます。これは、労働実態と福祉のサポートをあわせ持つような、他の言い方ですと、保護雇用という名で呼ぶ国もあります。そういう、一人の障害者が労働者として持つ能力が、例えば通常の三分の一なり四分の一なり半分なりで、サポートを必要とする部分の福祉的な援助もあわせ兼ねないと就労がまかり通らないということについて、諸外国は皆支援をしながら、社会的な支援雇用あるいは保護雇用という制度をとっているわけ

です。

我が国も、せっかく労働科学研究の中でこれを一つテーマとして挙げました。これから、大臣として、ぜひ障害のある方の雇用を促進するということ、何がハードルで、そしてまた支援せねばならないものは何であるのかを確定し、もっと就労率を破格に上げていくために、一・八%とか、諸外国では全く違います。五から七%等々が就労の実態です。そこには社会的な支援雇用があるか

からです。こういう日本版の保護雇用制度あるいは社会的支援雇用制度について、研究班を立ち上げるなり、研究班というよりは有識者会議、審議会等々をお持ちになるお考えはないのか、最後にお伺いいたします。

○柳澤国務大臣 福祉と雇用の兼ね合いというものをうまく調整した保護雇用という制度もあるのではないかと御指摘でございます。

我々は、国によつてさまざまな取り組みがあるといふふうに考えておりますけれども、これはやや中期的な課題として取り組むべきテーマかといふふうに思いますので、また、そうした今委員が示唆されたような有識者の方々に相談を投げかける、そういう機会も持つてまいりたい、このように考えます。

○阿部(知)委員 日本の社会の構造改革のためにも、ぜひ早急にやつていただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○櫻田委員長 次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。前回の質疑に引き続きまして質問させていただきます。

まずは、外国人労働者問題についてお伺いをしたいと思います。

今回、専門的知識、そして技術を有する外国人の就業を促進する、こういうことが第四条で規定されております。これは、在留が可能な外国人の範囲が変わるということではないといふふうに理解しておりますけれども、まず、そのような理解でよろしいのか確認をしたいというのが一点と、その上で、現在我が国で働いております外国人について、特に日系人等の定住外国人が、言語の問題ですとか子供の教育、あるいは地域社会との摩擦といったことも含めて、さまざまな生活面、そして労働面での問題を抱えつつ生活している場合が少なくないんだといふふうに聞いております。こうした事態を放置することというのは、我が国の社会において格差が生まれてしまうことになりかねないわけでございます。

今回のこの改正、特に政府案におきまして、外国人労働者に関する規定を設けているというふうに思いますけれども、この外国人の適正な就労、安定した雇用の促進といったことについて、どのように取り組まれているのか、お答えをいただけますでしょうか。

○岡崎政府参考人 第一点目につきましては、先生御指摘のとおりでございます。現在の在留資格の中で、さまざまな専門的知識、技術を持っている方が働ける。そういう方々につきましては、就業を促進していく、あるいは能力が生かされるような形の基盤を整備を図っていききたい、こういうふうに考えているというところであります。

それから、御指摘の日系人等の定住者、永住者の方々につきましては、生活者として見た場合を含めた種々の問題があるということは認識しております。これは厚生労働省だけではなくて、政府全般、教育とかいろいろな部分にかかわりますので、これは、政府全体としても、生活者としての外国人の総合策ということで昨年まとめたところでありますが、厚生労働省におきましても、その一環として、雇用の部分、あるいは社会保険の部分等々、適切に対応していききたいというふうに思います。

私どもは、今回、外国人の雇用状況報告制度等も設けることにしておりますが、そういう中で、それぞれどういう形で働いているかということも把握しながら、その中で適切な企業における雇用管理がなされるようにする、あるいは、場合によっては離職された場合の再就職の支援、これはハローワーク等々でやっていくというようなことで、いずれにしましても、外国人の方が、現行の在留資格制度の中でできるだけ能力を発揮して、かつ、より適切な雇用環境のもとで働いてくれるような努力をしていきたい、こういうふうに取り組んでいるということでございます。

○糸川委員 では、今回の改正において盛り込まれました外国人雇用状況報告の義務化についてお尋ねします。

これは、外国人の適切な就労、そして安定した雇用の促進、こういう観点からも、ある程度、必要性、これも理解できるわけでございますけれども、ただ、一方で、外国人を雇用する事業主は、特に中小企業主も多いのではないかなというふうに思うわけです。そうしますと、この報告のための事務負担、これが過大になってしまうのではないかと懸念もございまして、厚労省において事業主の負担軽減、これをどのように図っていくおつもりなのか、お答えいただけますでしょうか。

○岡崎政府参考人 この届け出につきましては、事業主の方の負担も考えまして、基本的には、雇用保険の被保険者資格の得喪届ともに出していただくような形で考えていきたい。それから、雇用保険の被保険者資格の対象にならない、要するに雇用保険の届け出のない方につきましては、短期間で雇われる方等でございますが、毎度毎度ということではなくて、ある程度期間を定めて定期的に報告していただくというようなことにするなど、負担の面については十分配慮した形にしていきたい、こういうふうに取り組んでおります。

○糸川委員 中小企業の雇用面というのが非常に厳しいものがありますので、事務の負担というのでしようか、そういうことをなるべく軽減していただきたいなというふうに思っております。

それでは、大臣にお尋ねをいたしますけれども、地域雇用の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

法案の提案理由説明にもございましたけれども、雇用情勢、これは全般的には改善しているのかなというふうな中で、地域によっては改善にみられ見られるわけでございます。そして、依然として大変厳しいという地域もあるわけでございます。この雇用情勢が大変厳しい地域における雇用対策について、現状、どのように大臣が取り組んでいらっしゃるのか、そして、今回のこの改正を踏まえて、今後どのように取り組まれていくおつもりなのか、現状の認識と、そして今後の取り組みについてお答えいただけますでしょうか。

○柳澤国務大臣 雇用情勢につきましては、今委員御指摘のように、全体としては改善が見られるというふうに取り組んでおりますけれども、地域格差と申しますか、地域によっては改善がみられているということが認識されていることは御指摘のとおりでございます。

この雇用情勢が厳しい地域に對しまして、従来より、地域雇用開発促進法に基づきまして支援を行っているわけでございますけれども、近時、特に雇用改善の動きが弱い七道県につきましては、昨年度から地域雇用戦略会議、これは県でありますとか市町村、あるいは地元経済団体、それから出先の道県の労働局、経済産業局といった方から成る会議を設置、開催すると同時に、そういう中から地域提案型の雇用創造促進事業を立ち上げることを促進するなどして、これに對して支援を重点的に行っている、こういう取り組みをいたしているところでございます。

しかしながら、今回、この地域雇用開発促進法の改正の機会に現行法を改定いたしまして、これまでやや広範な地域類型を取り込んできたところを、二類型ということで絞り込みまして、雇用情勢の厳しい地域に、より重点的な支援を行いたい、このように考えて御提案を申し上げている次第でございます。

具体的に申しますと、雇用情勢が特に厳しい地域ということで、雇用開発促進地域とそれを名づけてまして、これは従来同様でございますけれども、事業所の設置整備に伴って雇入れ等が行われる場合の事業主を助成する、こういう手だてを講じております。それから、今回つくりましたのが、自発雇用創造地域でございます。これは地域の協議会、市町村、事業主団体等で構成される協議会がいろいろ御検討の上提案される事業、これを都道府県あるいは厚生労働省におきまして手続的に認証しまして、その事業を委託する形で支援する、かなり金額的にも多額の支援をするというスキームでございますが、そういうことを現在

盛り込んでいるところでございます。そうしたことで、地域の自発的な雇用というものを創造してもらおうという活動を活性化していきたい。

これには政府全体で取り組むということも考えておりますので、法文上も、地域再生事業と絡める、あるいは、産業集積等をして経済全体を活性化するというような事業についても絡めるということももうたわせていただいている次第でございます。

○糸川委員 大臣、非常に長い御答弁で、私の質疑時間が終わってしまったわけです。

大臣、私の地元は福井県でして、雇用状態は悪くはないんですけども、そういう地域であつても、それなりの課題があるわけです。特に中小企業の人手不足とか人材の確保ということが課題になっておりますので、しっかりとその辺も見ていただいて、取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。終わります。

○櫻田委員長 この際、細川律夫君の残余の質疑を許します。細川律夫君。

○細川委員 残り時間は九分ということですので、簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

永住者に関して、成り済まして摘発された数、どれくらいあったんでしょうか。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。永住者に成り済ました不法就労者の数でございます。

昨年の例で申し上げますと、昨年一年間で退去強制手続をとった者の数は五万六千四百十人でございます。そのうち不法就労者の数は四万五千九百二十九人でありました。

このように、非常に多くの者が不法就労をしていたわけであります。それらの者がどのような在留資格を有する者に成り済ましていたかにつきましては、不法就労者が必ずしも正直に成り済ました内容につきましては供述するわけではないといったことから、必ずしもつまびらかではありません。

しかし、そのうちの多くの者が極めて安定的な

在留資格であります永住者に成り済ましていたであらうことは推認できるところでありまして、不法就労をしていた四万五千九百二十九人のうち相当の数、具体的に申し上げますと、まことに遺憾ながら、万程度の数の者が永住者に成り済ましていたのではないかと推認しているところでございます。

なお、外国人登録証明書の偽変造事案は多発しており、例えば昨年十二月に警視庁、長野県警が合同で摘発した案件につきましては、約一万枚の外国人登録証明書が密売された旨報道されております。同様の事案の摘発が相次いでおります。

このようなことから、相当数の不法滞在者の外国人が、偽造外国人登録証明書を用いて在留資格を有する者に成り済まして不法就労をしていたものというふうに考えているところでございます。

○細川委員 それでは、端的に聞きますよ。入管で、永住者で、成り済まして摘発した件数を言ってください。

○齊藤政府参考人 永住者に成り済ましたという件数でございますか。昨年、十八年で申し上げますと、私どもの方に連絡をいただいた件は約十件というところでございます。それは、全国からいたいたことではありませんが、ごく一部の地域からいたいたものというところでございます。

○細川委員 今答弁がありまして、想像では万を超す、実際に摘発したのは昨年で十件、そういう答弁でございます。

そこで、先週から先ほどの議論を聞いてまいりますと、こういうことが想像されると思えます。一部の成り済まし永住者をあぶり出すために、自分は永住者と言っている人全員から情報を集める、これが一番効果的だ。つまりは、本来、直接関係のない多くの永住者の情報を収集して、これを入管当局の求めに応じて提供する、こういうことになりました。

先週、厚労大臣は、リアルタイムで転送するというようなことはいないというふうに言われましたけれども、では、こういうように要求が来たらどう

うしますか。例えば、月一回、永住者情報と突き合わせて、成り済まし永住者を摘出するため、こういう理由で、永住者全員に関する情報を一括して求める、こういうように法務省の方から、法務大臣から厚労大臣の方に要求が来た、こういう場合に柳澤大臣は要求にこたえるわけですか。

○柳澤国務大臣 二十九条の規定で、届け出に係る情報の提供ということで、厚生労働大臣は、法務大臣から、外国人登録法等に定める事務の処理に関して、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあったときは、こういう枠組みで情報を提供するものとするということが規定をされております。

私どもとしては、法務省から情報提供の求めがあったときには、永住者として届け出られた者に係る事項を含めまして、この法条の範囲内の提供であることを、法務省から示される情報提供を求める必要性や理由等に照らし、適切に判断するということでございます。

今、委員から、一つの例として、こうしたことというふうなお問いかけがあったわけでございますが、我々としては、法務省の方からの申し出というものについては、きっちりした必要性、理由が示されるという上で判断をさせてもらうということになるかと思えます。

○細川委員 これは永住者の皆さんにとつては人権にかかわる大変重要な問題でありますから、法務省からいかにげんな理由で要求があったときにはしっかりと拒否をする、そういう厚労大臣の態度というのは非常に重要だと私は思っています。

もう時間が来たようですから続けられませんが、けれども、それでは、突合した後、この情報は法務省としてどうするのか、これは廃棄するのかどうか、こういう点なんかも大変大きな問題があります。したがって、これらについては、法案が成立した後の話ですけれども、慎重の上にも慎重に運用をしていただかなければならないというふうに思っていますので、そのことを申し上げまして、私の質問は終わります。

○櫻田委員長 以上でただいま議題となっており、まず各案中、内閣提出、雇用対策法及び地域雇用の開発促進法の一部を改正する法律案、大島敦君外二名提出、雇用基本法案及び山井和則君外二名提出、若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○櫻田委員長 この際、山井和則君外二名提出、若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。柳澤厚生労働大臣。

○柳澤国務大臣 衆議院議員山井和則君外二名提出の若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案につきましては、政府としては反対であります。

○櫻田委員長 これよりただいま質疑を終局いたしました三案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。園田康博君。

○園田(康)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、内閣提出の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に反対、民主党提出の雇用基本法案、若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。

我が国では、経済産業の構造改革を経て旧来型の雇用モデルが崩れたことを受け、不安定な雇用がふえ、長時間労働や労働条件の低下といった問題が働く人たちの生活を直撃しています。しかし、政府案はこうした状況を打破するには甚だ不十分であり、以下の理由により反対するものであります。

第一に、政府案は、人口減少社会の到来を見据え、新たな雇用モデルを構築する基盤となっていない点です。本来、雇用対策法は、国の雇用のあり方、目指

すべき方向性を示し、それに到達するための施策を定めるべきでございます。しかし、政府はその時々々の雇用情勢に応じて雇用対策法を対症療法的に継ぎはぎすることに終始してききました。今回の法改正もその延長線上での手直しにすぎません。それに対し、民主党の雇用基本法案は、すべての労働者が、公正な労働条件のもと、人としての尊厳を重んじられ、安心して働くことができる環境を整備すること、適切な職業能力の開発等の機会を与えられ、その有する能力を有効に発揮し、充実した職業生活を送ることができるようになるという雇用のあるべき姿を基本理念として明確に定めています。

そして、雇用に関する施策は、長期の安定した雇用を基本として、労働者が安心して働き、その有する能力を有効に発揮することができるようになるとともに、労働者が人生の各段階において、その働き方を多様な就労形態の中から主体的に選択することができるようにすることを旨として講ぜられなければならないこと、雇用に関する施策を講ずるに当たっては、労働者の職業選択の自由を尊重しなければならない、また、事業主の雇用の管理についての自主性を尊重するよう配慮しなければならないものとすることを定めています。

第二に、政府案は、雇用対策基本計画に関する規定を削除している点です。

国が雇用政策に責任を持つとの観点から、基本計画を閣議決定し、政府が一元となって対策に当たるべきです。民主党案では、雇用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、労働政策審議会の意見を聴取した上で雇用基本計画を策定し、閣議決定を求めることとしています。

第三に、政府案にはワークライフバランスの観点

点が欠如している点です。労働力人口が不足すると言われる中で、働く意欲のある人が、その能力を十分に発揮し、安心して働き続ける環境を整えることが大きな課題です。そのために、民主党案では、基本的施策として、仕事と育児や介護の両立支援はさることなが

ら、修学、社会的活動への参加等の社会生活との適切な調和を保てるよう、労働条件の改善、就業環境の整備を位置づけています。政府案は、ワークライフバランスの実現を明文化していない点で、社会の要請にこたえていません。

第四に、政府案では、募集、採用に係る年齢制限を禁止している規定の適用範囲が不明確で、公務員を適用除外にしている点でございします。

本来、労働者の募集、採用は、その人の能力を十分に吟味するべきであり、年齢や性別を限定して、能力のある若者、高齢者や女性たちが労働市場から追い出されることがあってはなりません。民主党案は、そうした差別を解消し、多くの人々に就業の機会を保障する観点から、公務員の募集、採用についても年齢差別を禁止することとしています。

それに対し、政府案は、年齢制限禁止の対象を省令で定めることとしており、適用除外が広くなり、募集、採用の機会がどの程度広がるか明確ではありません。また、公務員を年齢制限禁止の適用除外としています。公務員の募集、採用は年齢差別が残ったままで、民間の事業主に義務を課すだけでは、法の実効性が問われ、安倍政権が掲げる再チャレンジに値しないことは明らかです。

第五に、政府案の若年者就労支援策は、従来の施策を踏襲するだけで、実効性に疑問があります。

政府は、青少年の応募機会の拡大等を再チャレンジの目玉として掲げていますが、全国二十カ所で展開されてきた若年者就労支援のためのジョブカフェ事業は、モデル事業終了に伴い、予算が大幅に削減されました。財政状況が厳しい自治体では、事業を縮小せざるを得ないことも考えられます。政府が本気で若年者雇用問題に取り組んでいるとは到底言えません。

いわゆる就職氷河期に社会に出られた方々は、今もなお正規雇用として採用されないなど、厳しい雇用状況が続いています。こうした状況を受け、民主党案では、十五歳から四十歳未満の対象

若年者等に対して、若年者等職業カウンセラーが若年対象者等の適性や希望をよく把握した上で、個別就業支援計画を作成し、段階を踏みながら必要に応じて職業指導、さらに職業訓練を受けるなど、安定した職につけるよう、きめ細かな指導を行います。五年を目安とする期間で集中的に若年者向けの就業支援を行うに当たって、国が財政的な支援を行うこととしています。

第六に、政府案で導入する外国人の雇用状況の情報提供を法務省に提供する制度に関する問題点です。

政府案では、事業主に特別永住者を除くすべての外国人の就職、離職の都度、その氏名、在留資格の有無及び在留資格があるときはその名称及び在留期限、国籍等を厚生労働大臣に報告する義務が課され、違反したときは罰則の対象となります。また、本報告制度によって厚生労働省が取得した情報は、法務省に提供されることとなります。労働者本人が、使用者が国に報告される自己情報について確認する方法が不明確なため、プライバシー権、自己情報コントロール権等の人権侵害のおそれがあります。

以上、申し上げたとおり、従来の政策を踏襲し、問題点の多い政府案よりも、我が国が将来にわたって目指す雇用のあり方に関する明確な方針と施策を講ずる責任を法律で定める民主党案の方がすぐれているということは明らかでございします。また、若年者就労支援については、就職氷河期に社会に出られた世代の方々を対象として集中的に支援を実施することにより、職業の安定が図られると考えています。

皆様におかれましては、民主党案の趣旨への御理解、御賛同をお願いし、私の討論といたします。(拍手)

○櫻田委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 私、日本共産党を代表して、政府提出の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

雇用対策法は、その目的で、国が安定した雇用の維持を図ることで完全雇用の達成を目指すとし、国の雇用対策を具体化する雇用対策基本計画を策定してきました。しかし、時々々の経済政策に従属させられてきたこと、とりわけ二〇〇一年の法改正後は、大企業の利潤追求のための産業構造の変化に対応した雇用の流動化を支えるものへと変質してきました。

今回、雇用対策基本計画が廃止されます。今後は、骨太の方針や「進路と戦略」など、名実ともに官邸主導、経済界の要請に沿った雇用対策が厚生労働省の頭越しに決められることとなります。これは、憲法に定める国民の勤労権を保障すべき国の責任を投げ捨てるものにはなりません。

反対する主な理由は、外国人労働者の雇用状況に関する報告制度が義務化され、公共職業安定所に集約された外国人労働者の個人情報、出入国管理行政からの求めがあった場合に提供することが義務づけられているからです。

雇用保険未加入や極端に低い賃金、残業代の未払いなど、劣悪な労働条件のもとに置かれている外国人労働者の無権利状態を改善することは急務の課題であり、そのために外国人労働者の就労実態を把握することは必要であります。しかし、今回の改正では、不法滞在者の取り締まりという別の目的を有する入管行政と情報が共有され、永住外国人など、適正に働いている多くの外国人労働者まで管理の対象とされます。

これでは、制度本来の目的を離れ、在留管理強化のために利用される懸念が大きくなり、外国人労働者の権利侵害につながりかねません。外国人労働者にとって、自分たちを守ってくれるはずの労働基準監督署やハローワークが、自分たちを摘発する機関と直結することになれば、労働行政機関から外国人労働者の足が遠のき、雇用管理の改善や再就職促進も果たせなくなります。こうした懸念は、質疑を通じてますます大きくなりました。

なお、地域雇用開発促進法改正は、地域類型の再編や助成金の要件を変更するとしております

が、これまでの支援措置について明確な実証もないままでは、どれほどの効果が期待できるのか、疑問があります。

また、事業主の施設整備に伴う雇入れ助成は常用雇用が要件となっておりますが、地域の雇用情勢の改善に資するためには、正規雇用など安定した雇用の確保を条件とすることが求められるという点を指摘しておきます。

最後に、民主党提案の雇用基本法案、若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案については、趣旨としては理解できるため、賛成といたします。

以上を述べて、討論とします。(拍手)

○櫻田委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、内閣提出の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に反対、民主党提案の二法案に賛成の立場からの討論を行います。

今回の雇用対策法の改正は、人口減少下において、働く希望を持つすべての青少年、女性、高齢者、障害者などの就業参加の実現を図ることを明確化するために行うとしています。しかし、日本で働く外国人に対しては、事業主に外国人の雇用状況の届け出を義務化するなど外国人に対する管理強化を打ち出す一方で、人権の面から見ても看過できない問題をはらんでいます。外国人雇用状況報告制度は、雇用環境を改善し、就業参加を促す雇用対策法と全く異質なものであり、雇用対策法を逸脱するものと言わざるを得ません。

反対理由の第一は、事業主による外国人雇用状況届け出の義務化や法務大臣への情報提供など、外国人のプライバシーを侵害し、外国人に対する差別や偏見を助長するものとなるからです。

そもそも永住者や定住者は、就労を目的で日本に在留しているわけではなく、日本社会を生活基盤として在留しているのであって、そうした永住者や定住者まで届け出を義務化する積極的な理由は全くありません。

外国人雇用状況報告制度を設ける理由の一つに

不法就労対策を挙げているが、いわゆる不法就労をしている外国人を雇用している事業主が、みずから報告するはずありません。不法就労対策には到底なり得ません。

反対理由の第二は、外国人雇用状況届け出の義務化は外国人労働者の労働条件の改善に資するためと説明していますが、多くの外国人労働者は、低賃金で社会保険や雇用保険などに未加入のまま、請負会社などのブローカーを通じて、製造業など、3K職場と言われる仕事に従事させられています。外国人の雇用管理については、労働者としての権利を保護すると同時に、偽装請負や派遣など、劣悪な雇用条件の改善こそが先決です。

こうした外国人の劣悪な雇用環境に対しては、現行法でも可能な労働基準監督署の立入調査や行政指導の強化こそが求められているはずですが。こうしたことは全く行おうとせずに外国人雇用状況届け出の義務化を行うことは、幾ら外国人の雇用条件の改善のためといっても、絵そらごとでしかありません。

反対理由の第三は、外国人雇用状況届け出の義務化は、雇用対策法の立法趣旨から大きく逸脱していることです。

第一条の目的では、「労働者の職業の安定と経済的地位の向上とを図る」と明記されています。この「労働者」の中には、当然外国人も含まれるはずですが。外国人雇用状況届け出の義務化は、明らかに第一条の目的に反し、同法を取り締まり法規とすることになります。

雇用情勢の大きな変化に対応し、国としての雇用対策の方向性を明確化することは極めて重要です。世界がグローバル化している中で、日本の雇用も変化を強いられています。外国人雇用状況届け出の義務化は、明らかに世界の流れに逆行するものです。

また、青少年、女性、高齢者、障害者を雇用対策の基本方向に位置づけるとしていながら、打ち出されたものは抽象的かつ一般的な指摘にとどまっています。これまで政府が進めてきた規制緩和

和などによる雇用の悪化などの政策を点検することから出発しない限り、時代の要請には全くこたえることができず、政府案には反対せざるを得ません。

また、大島敦さん外二名提案の雇用基本法と山井和則さん外二名提案の若年者の職業の安定を図るための特別措置法については、その基本的理念を評価し、賛成いたします。

以上、二十一世紀にあふらしい雇用対策の確立を強く訴え、私の討論といたします。(拍手)

○櫻田委員長 以上で討論は終局いたしました。

○櫻田委員長 これより採決に入ります。

まず、大島敦君外二名提出、雇用基本法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻田委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、山井和則君外二名提出、若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻田委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○櫻田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。柳澤厚生労働大臣。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案

〔本号末尾に掲載〕

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

消費生活協同組合制度については、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする相互扶助組織として昭和二十三年に創設されましたが、制度の発足以後、今日では、組合数は千

百十六組合、組合員数は延べ五千九百十五万人に達し、購買、利用、共済等の各種事業が行われている一方、組合を取り巻く環境も大きく変化しております。こうした中で、事業の健全性を確保し、組合員の保護を図る観点から、共済事業における契約者保護、経営責任体制の強化等を図るための見直しを行うこととし、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、共済事業について、組合が、共済契約の締結に関して、共済契約者に対して虚偽のことを告げる等の行為をしてはならないこととするなど、業務・財務に関する情報開示を義務づけるなど、契約者保護のための規定の整備を行うこととしております。

また、事業の健全性を確保する観点から、最低限保有すべき出資金額の基準を設定するほか、健全性に関する基準の設定等の措置を講ずることとしております。

第二に、生活圏の拡大等に対応するため、購買事業の実施のため必要がある場合等には、主たる事務所の所在地の都府県の隣接県まで設立区域とすることができるようになるとともに、例外的に組合員以外の者に事業を利用させることができる場合を定めることとしております。

第三に、少子高齢社会において、組合における福祉活動を強化するため、繰り越し義務のある剰余金の使途として、組合員が行う子育て支援、家事援助等の活動に対する助成を追加するとともに、医療福祉事業に係る剰余金の割り戻しの制限等を行うこととしております。

第四に、組合の事業運営の規律を強化するため、理事会、代表理事に関する規定を整備し、事業の規模が一定以上の組合について、員外監事の設置を義務づけること等を行うこととしております。

さらに、組合に対する監督を強化するため、行政庁による解散命令を強化し、また、役員解任命令を可能にすることとしております。

第五に、組合が行う貸付事業に関し、組合が保有すべき純資産額を設定するなど、その適正な運営を確保するための措置を講ずることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○櫻田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後二時六分開議

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官野村守君、総務省総合通信基盤局長森清君、財務省大臣官房審議官佐々木豊成君、文部科学省大臣官房審議官辰野裕一君、厚生労働省医政局長松谷有希雄君、健康局長外口崇君、医薬食品局長高橋直人君、社会・援護局長中村秀一君、年金局長渡邊芳樹君、社会保険庁運営部長青柳親房君、経済産業省大臣官房審議官西川泰藏君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長由田秀人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○櫻田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸井田とおる君。

○戸井田委員 自由民主党の戸井田とおるです。なかなか、自由民主党というのは質問の順番が回ってこなくて、それでも手を挙げたら結構仲間が気安く譲ってくれて、きょうは、安全、安心ということを最近よく言われていますけれども、その辺をキーワードにして、二つ、三つ質問をさせていただきますと思います。

大臣には、この後の時間が大変でしょうからお休みいただいて、お答えいただける方でしたらだれでも結構ですので、ひとつよろしくお願いいたします。

今般、医療法の改正が行われて、助産所開設者には嘱託医と連携医療機関を定めなければなら

ないということになりました。

最近、助産師さんと知り合いが多くて、その助産師さんからいろいろ連絡が入ってくるわけですね。ある地方の助産師さんから、自宅出産の助産をするため出張助産師の登録の手続をしようとしたら、嘱託医を決めなければ出張助産師として開業できないと言われて、保健所に登録を受け付けていただけなかったというふうに言われるんですね。そうなのかなと、私もわかったようなわからないような立場ですから、では一遍聞いてみるというところでいろいろしたわけですが、どうもそういうことじゃないという話も聞きました。

また、分娩を取り扱わない、母乳ケアの外来のみを受け付けている助産院が、ある助産院から、嘱託医、連携医療機関を定めないのであれば、廃業届を出すようにということを言われたと言っています。

非常に、その辺のところが、実態がどうなっているのか、末端の方では大分混乱している。医政局長通達というのを出したみたいですが、それがまた混乱に加速、輪をかけて混乱させているというふうな雰囲気があるんですけれども、その辺の実態のところを、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○松谷政府参考人 助産所の関係でございますけれども、今委員御指摘のとおり、一般の医療法改正におきましては、従来の嘱託医制度の問題点を踏まえまして、産科または産婦人科の医師を嘱託医師とすること、また、産科及び小児科を有する等、一定の条件を備えた病院等を連携医療機関とすることなどの改正が行われたところでございます。

委員御指摘の、まず、出張のみによつて業務に従事する助産師につきましては、主として業務を行う場所が定まっていらないことから、従来より嘱託医師を定めておくことはしていないところではないかと、今般の改正におきましても変更してないところでございます。

また、改正前の制度におきましては、分娩の取

り扱いの有無にかかわらず、助産所の開設者は嘱託医師を定めておかねばならないというふうにしておりましたが、分娩を取り扱わない助産所につきましても、出産時の異常といった緊急を要する場合が少なくないと考えられることから、嘱託医師及び連携医療機関を定めておく必要性に乏しいなどの御指摘もございまして、これも踏まえまして、今般の医療法改正におきまして、分娩を取り扱わない助産所、例えば乳房マッサージ等のみを行う助産所がございしますが、こういったところにつきましても、嘱託医師及び連携医療機関を設ける必要はないということとしたところでございます。

一部、徹底していない面があるやに今お伺いをいたしましたので、その徹底に努めていきたいと思

います。

○戸井田委員 やはりきちっと、伝言ゲームじゃないですけども、間にいろいろ入っていると、だんだん最後には違つた話になっている。笑い話で済まない部分があると思ひますので、そこらのところを徹底していただきたいと思ひますし、同時に、実際にどういうふうになっているのか、やはりそういった実態調査というのにも必要なんじゃないか。

私は、男の私が何で助産師のことに首を突っ込むんだとよく言われるんですけども、何となく自分自身も、かつて自分の嫁さんのお産のときは一切かかわってこなかった。かわれるのはそのときだけだったわけですが、結局、どういうわけか、忙しい忙しいで、だんなとして、だんなというか配偶者として役割を果たしていかつたんじゃないかな、そんな思いもあつて、やはりきちつとそういうところを、後で言ひわけみたいな形でこういうのに首を突っ込み出したら、割とこれは重要な部分がたくさん含まれているなと思うんですね。

産婦人科医会も、定型の模範文書みたいなものを流してみたりとか、それも読んでみると、本来、医療に携わるスタッフというのは、もちろん

お医者さんが中心になるのはわかるんですけども、私も今まで随分言つてきましたけれども、医療に携わるスタッフが対立関係にあつていい医療ができるかという、私はそうじゃないと思うんです。だから、お互いに連携できるような協力関係をつくっていくことが非常に大切なことであつて、その協力関係をつくるのに一番いい立場にいるのはだれなのかという、私は厚生労働省だと思ひます。その厚生労働省がきちつとその役割を果たしているかどうかということがやはり今問われているんじゃないかな、そういう気がするわけでありま

す。

ですから、今、産婦人科のお医者さんの話を聞けば、また助産師の話を聞けば、看護師さんの話を聞けば、いろいろそれぞれあるわけです。だけれども、その中でも、やはりお互いが納得できて、そして協力体制で対応できる、それがまさに、妊婦さんであつたり子供に対して一番いいことなんだ、ごく当たり前のことだと思ひつていない状況がある、それが今のこの状況なんだろうな。そこをまたどつていくと、やはり随分、誤解とかそんなものがあるような気がいたします。

あえて今、そういう微妙な段階にあるときに、これ以上私は余り申し上げませんけれども、ぜひ厚生労働省においては、その協力体制がつくれる、そして安心して自分が望むお産ができる、そういう場をつくっていただきたい、そんなふうに思ひますね。そのことについて、局長、どうですか。

○松谷政府参考人 今委員御指摘のとおり、患者さんあるいは妊婦さん、産婦さんのケアという上では、それに関係する医療的なケアを提供するお医者さんあるいは助産師さん、看護師さんがそれぞれ持ち分を持つて連携しながらやるということが大変大切なことだと思います。

それも踏まえまして、去る三月三十日に医政局長の通知を发出したところでございまして、この中で、医師、特に産科の医師、そして助産師、看

護師、それぞれのどのような役割を持つてどのよう
に連携して行っていくかということを明らかにし
たところでございまして、実は先般、単なる事務
通達だけではなくて、医師会、それから産科医
会、そして助産師会、看護協会、それぞれのトッ
プの方に、関係の方に局長のところに集まってい
ただきまして、お互いの協力関係の再確認をし
たところでございます。大変和やかな、打ち解けた
形でできたと思っております。

もちろん、それぞれの会の中、いろいろな御意
見の方もいらっしゃいますし、実際の場面ではな
かなか難しい点も今までもございまして、これか
らもあるかもしれないけれども、そういったお互
いの協力関係を築いてやっていくことが患者さん
のケアという点で非常に大事なことでございまし
て、患者さんのケア、妊婦さん、産婦さんのケア
という点に目的を置いてそれぞれ連携してやって
いくように今後とも努めていくよう、私どもも努
力しますけれども、各四団体の方々にもお願いを
したところでございます。

○戸井田委員 では、よろしくお願いいたしま
す。

それでは、次ですけれども、四月二十二日の読
売新聞に、一面トップでもって、「後発薬を優先
使用」ということで、「処方せん様式変更 来年度
改定目指す」と、ヘッドラインだけ読んでみると
そういうのが出ているんですね。中身は、「これ
までは新薬の使用が「標準」だったのを、後発医薬
品を「標準」に転換する方針を固めた。」「二〇〇八
年度からの実施を目指している。」という内容が書
かれていまして、ジェネリックにかえようと
我々が見ている、ジェネリックにかえようと
か、加山雄三が出てきて、ジェネリック、ジェネ
リックと言うわけですよ。

同じように、みんな現場でもってジェネリック
ということで、確かに保険財政を考えれば厚生労
働省も苦労しているんだというのはいくぶんわか
るんですけど、しかし、使う方としたら、安全
が確保できているのかと。もちろん、役所のやる

ことですから安全というものはしっかりしている
んだろうと思うんですけども、一般の人から見
ると、また、それを使用するお医者さんの立場か
ら見ると、安心というものが得られる状況なのか
なというところ、そこら辺はまた疑問部分がある
と思うんですね。

医師会の白クマ通信というのを読んでみます
と、ジェネリックに対してちゃんと調査をやっ
ておられるわけですよ。ジェネリックに対する、品質
の問題があるかという問いかけに、問題ありとい
うのが五三・八％とか、効果に問題があるかとい
うと、問題ありというのが六八・八％という、こ
の数字を見ると、言ってみれば信頼感がないとい
うことになると思うんですね。

それで、いろいろお医者さんの話なんか聞いて
みますと、ある意味でなるほどと思うような
部分もある。今まで先発メーカーの薬を使っ
て、それで安心して使っておられた。だけれど
も、逆に今度ジェネリックにかえたいと言われ
て、すぐかえられるかというと、自分の置かれた
立場を考えると、そこまですぐできるかどうか
から。

また、ジェネリックの薬に対して、市販後の使
用成績調査というものがあつたんですけども、そ
れがきちっと行われているのかと。添付資料があ
るわけですけれども、その添付資料の中に「副作
用」とあつて、「本剤は使用成績調査等の副作用発
現頻度が明確となる調査を実施していない。」とい
うことが書かれていまして、その後ろに、
この薬の「承認条件」として、「本剤の増量時にお
ける横紋筋融解症関連症例の発現については、市
販開始後から平成十七年六月三十日まで重点的
に調査し、その結果を報告すること。」と入ってい
るわけですよ。

この薬はシンスタチンとかいう高脂血症の薬な
んですけども、副作用のところで明確なる調査
は実施していないということ、承認条件のとい
うところ、そういう調査をしない、報告をしない
と書いてあるんですね。矛盾する記載があるんだ

けれども、これはどういうことなのかと思ってい
るんです。その辺、お答えいただけるのでした
ら。

○高橋(直)政府参考人 お答え申し上げます。
今委員御指摘の医薬品の添付文書の方でござい
ますけれども、これは後発品でございまして、
まず、この後発品については、市販後につきま
して、使用成績調査など、これで副作用の発現頻度
が明確になるような調査は一般的に実施しており
ません。

その理由は、先発品でございまして、新たな有効
成分を含む医薬品につきましては、その再審査ま
での期間中に使用成績調査を行ひまして、副作用
の発生頻度なども調査を行ひしております。です
から、そういう意味では、全体にいろいろな使用例
数があるわけですから、全体にいろいろな使用例
数の使用例をきちっと幾つか絞って、その中で副
作用が何例発生したかというところで、その発生し
た率をきちっと調べるといふ調査が使用成績調査
の中に入っているわけですから、先発品の中
では既に済んでいる。

後発品は先発品と有効成分が同一でございま
す。飲んだ後の体内における血中濃度が、有効成
分、時間的な経過が同じであるということを確認
して後発品として承認されたものでありますの
で、体の中に入れば医薬品の動態としては同じで
あるということと、そういう調査は要求してい
ないわけでございます。

ただ、先発品の中でも、後発品を認める際に、
まだ先発品の中で調査を終わっていないような副
作用がたまにあるわけですから、そういうもの
も、同様のものにつきましても、これは有効成分が
同一ですから、それは後発品についても同じよう
に、一種の追跡調査といふこと、そういうものを
先発品と同様にやっているということでございます。

○戸井田委員 成分が一緒と言われれば、確かに
それはそうなんですけれども、私自身、以前歯医
者さんで鎮痛剤をもらったんですね。それまでは

先発メーカーのものをもらって、そのときは、麻酔が
切れた後もその薬が効いて、痛みはなかったん
です。ところが、あるとき、薬が変わったと思っ
て、これは鎮痛剤ですかと言ったら、そうですと
言われて、それでそれを飲んで、同じようなパ
ターンでくるのかと思ったら、全然それがなかつ
たんですね。それで、夜、もう一晩じゅう痛みを
我慢して、夜明けとともに、それで以前と
同じ鎮痛剤をもらったという経験があるわけ
です。多分その薬はジェネリックだったんだらう
なと、まあ確証はないですけども、そういうふう
に思うわけですよ。

そうすると、成分が一緒でも、結果、効能が、
本当に効果があるのかないのか、副作用もどうい
う状況で出てくるのか。科学的には今局長の言わ
れることはよくわかるんですけども、実際自分
がこういうふうな経験してみると、全部が本当に
そうなのかという、たつた一つそういう事象が
あつたとしてもそういうふうになつてくる。だか
ら、ジェネリックのメーカーもたくさんあるわけ
ですから、そんな中で一社だけでもそういう事例
が出てきたりすると、なかなかそういう信頼とい
うのは得られぬのかなと。

基準はそういうふうになつていても、その薬に
対する安心感というのは、効能、効果が発揮され
てこそそういうものがあるわけだろうし、そうい
うことを考えると、やはりきちつと後々もそうい
う報告をしていくということは必要なんじゃない
かなという気がするんですけども、例えば副作
用例でも出てきたら、やはりそういうことだけは
報告していくということはやっているわけでは
ないか。

○高橋(直)政府参考人 先ほど、私は使用成績調
査のことについてお話し申し上げましたけれど
も、これはもちろん、使用成績調査のみならず、
一般的には副作用の報告というものは、これは先
発品、後発品を問わず、そういうものがあつた場
合には必ずそのメーカーの方から私どもの方に報
告が来るというシステムになつておりますので、

その辺のフォローはきちつと私どもとしてはやっているつもりでございます。

○戸井田委員 そういふことなんだろうなと思うんですけれども。

例えば、ジェネリックのメーカーが今何社ぐらいいあるかわかりませんが、同じメーカーにもやはりピンからキリまであると言ったら怒られるのかもわからないけれども、いわゆる先発メーカーに近いような会社もあれば、もう一つ規模の小さな、小さいから信用できないというわけじゃないけれども、そういう会社もあるだろうと思うんですね。

そういうジェネリックのメーカーをきちつと集約させて、みんなが安心できるような管理ができるような状況をつくり出そうという計画はないんですか。

○松谷政府参考人 いわゆるジェネリック、後発医薬品の企業でございますけれども、後発医薬品企業の定義というのはなかなか難しいところがございますけれども、主に後発医薬品の製造販売を行う中堅製薬企業の団体でございます。医薬工業協議会に加盟している後発医薬品企業は、ことしの四月二十日現在でございますけれども、三十九社でございます。

今先生御指摘がございましたけれども、こういった製薬企業は、医薬工業協議会というような形で互いに情報を出しながら、それぞれのメーカーとして、後発医薬品企業としての資質の向上あるいは製品の安定化といったようなことについて自主的に取り組んでいるという状況ではないかと思っておりますし、私どもとしても、後発医薬品企業といえども、製薬企業として国民の健康に責任を負う立場であるということを指導しているところでございます。

○戸井田委員 一般の人というのは何で安心するかというと、余り宣伝でわいわいやらればやられるほど逆に、これは感覚的なものですよ、本当に大丈夫なのかというふうな思いが出てくる部分がある、今の時代、特に強いんじゃないかなという

感じがするんですね。だから、そういう意味で、確かに医療保険財政も大変なんだろうと思うんですけども、余りわいわい言う前に、安全だ、安心できるんですよというのをその仲介者であるお医者さんに、やはりきちつとお医者さんからも信頼を得られるような体制づくりというのは必要なんだろうというふうに思っています。薬の安心感を得るというのはやはりそういうものじゃないかなというふうに思います。

次に行きますけれども、もう一つ、去年、新聞でもって電磁波の特集をやっていたんですね。気になって、ずつとつてそれを読んでいたんですけれども、そういう新聞の記事を読めば読むほど、電磁波というのはすごいなと。自分の身の回りに何があるのかなというのを、そういうものを読みつついろいろな資料の本をかき集めて見てみたら、やはり携帯電話から、高圧線は昔からそういう話がありますけれども、それ以外にも、電子レンジ、電子カーペット、それから電気敷毛布とか、家電製品がほとんどそういう電磁波の影響があるというような書かれ方をしているわけです。

そういうものを読んでいくと、本当にそういうのは安全なんだろうかと、まさに安心感が得られないような雰囲気があるという報道とか本を読んでいると出てくるわけです。今、そういう電磁波に対する何か規制とか基準とか、そういうのはあるんですか。

○外口政府参考人 電磁波による人体に与える影響につきましては、国内外においてさまざまな研究報告が報告されております。

例えば、厚生労働省関係でも、国立保健医療科学院では、平成十五年度から十七年度の厚生労働科学研究におきまして、携帯電話の発育段階の脳に対する暴露影響評価を、これはラットを用いて行っておりますが、現在の携帯電話で使用されている電磁波強度では、脳の機能、これは血液脳関門への影響を見ておりますが、それに対する影響は見られなかったところでございます。

厚生労働省といいたしましても、電磁界関係省庁担当者連絡会議というのがございまして、そういった機会を通じて、今後とも、電磁界の健康影響について、国際的な動向も含めて情報収集等を行ってまいりたいと考えております。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

電気製品の中で、今お話の中には明示的にはございませんでしたが、電磁調理器具、最近、IHクッキングヒーターとか、そういった製品が出ておるわけでございます。こういった製品、電磁波の強度は高い部類に入るわけでございますが、こういった製品を初めてとする家電製品から発生します電磁波につきましましては、家電製品の業界団体でございます財団法人家電製品協会という団体でございまして、そこが市販されている器具を対象に調査いたしました。その結果、最大でも五マイクロテスラというところでございます。テスラというのは磁束密度の単位でございます。

これは、こういった分野におけます中立的な国際機関でございましてICNIRPという国際機関がございまして、そこが定めて、各国で使われております電磁界の暴露を制限するためのガイドラインに定められました基準値、これは大体八十から百マイクロテスラという数字になるわけでございますが、この数字と比べまして、実測されたレベルは一けた以上小さい値、すなわち、安全サイドに今とどまっているという結果が出ていますというふうに承知いたしております。

○戸井田委員 そういふふうに言われるんですけども、国会図書館から借りた本なんですけれども、こういうのを読んでいると、

日本ではこれまで、電磁波が人体に及ぼす影響について、まともな研究は一つとして行なわれていません。オリジナルな研究は、ないに等しいのです。これまで出された報告書も、そのすべてが、外国での研究調査結果の紹介に過ぎません。しかもその紹介も、「影響はない」とす

る「調査結果を意図的に多く紹介し」、「影響がある」とする調査結果の「不備」を指摘することによって成り立たせてきました。

欧米での研究は、もはや電磁波が危険だという認識は当たり前になっています。対策に移行している国や自治体もあります。その感覚のずれの大きさに唖然とするばかりです。

こんなのを書かれているんですね。それとか、自主基準である電波防護標準規格は、「指針は、守らなくても罰則はなく、実効性のないものでした。」こんな文章がちらちら、次々出てくるわけですね。一般の人が読んだら、これは何なんだと思うわけですよ。

それで、一番気になるのはさっきの電磁調理器ですね。あれなんかだったら、やはり人間が一番前に立つわけですね。例えば妊婦さんが立ったときに、ここに書かれている中では、いわゆる成長の一番小さい大人より子供、子供よりも胎児、胎児よりもまだ小さい細胞のときというところで、そんなときに影響があるんだとしたら、まさに一番強いと言われている電磁調理器の前に立つて、それも毎日毎日調理しながら被曝するとしたら、これは大変な影響があるんじゃないかなという気がするんです。

もつともつと、本当に納得できるような調査研究なり、そういうものを出された後でそういうものは許可されるべきものじゃないかなというふうな思えてしょうがないんですけども、そこらのところを、経産省が言うことと、厚労省の方は厚労省でもって、どっちとも、何か自分の守備範囲と違うというふうな雰囲気のある答えになってくるんですね。

そんな状態で本当に安全、ましてや安心なんというのには得られるんだろうか。もつと両方が積極的にそれにかかり合っているって、お互いにそのことを、疑念のところを一つ一つ打ち消していくような話し合いなり調査がなければいけないんじゃないか、私はそういうふうに思うんですね。だけれども、結果、何か出てきたときに、自分ら

は関係ない、自分らのところは違うというような態度のように、今度の質問取りのときでも、話を聞いているとそういうふうになにか聞こえてこない。

もう時間がないですから、最後にそれに対する感想があれば言っていたらいいですけれども、やはり国民に安全、安心ということで言うのであれば、安心感を与えるということは、そこに携わっている行政が安心感を得るに足る行動をしてもらわなきゃ困るというふうにするのが一般の人の気持ちだろうと思うんですね。ぜひ、そこらのところをきちっと対応していただきたいと思っています。

今の電磁調理器のことに關して、妊婦さんとの関係ということで何かあったら、一言ずつも言ってください。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど申し上げた実測したときの測定方法につきましては、これは、国際的な標準化機関IECというところがございまして、具体的に何センチぐらいのところで測定しないという標準が定まっております。その国際的な標準に沿って、踏まえて測定した結果ということでございます。

また、国際機関ICNIRP、ここで長年そういう電磁界の暴露の安全性について検討して、それがガイドラインとして出されておまして、これは日本を含めて各国がそれを参考にしております。私どもも、その数字をもとに、実測したその数字と比較して、現在の電磁調理器については十分安全サイドに入っているであろうというふうに考えているということでございます。

いずれにしても、先生御指摘のとおり、こういった調理器具を含めて、消費者の方が、妊婦さんを含めて安心して使っていただけるように、厚労省を初めとして関係省庁とよく連携を保ちながら、万全を期していきたいというふうに考えているところでございます。

○戸井田委員 ぜひよろしくお願いいたします。余りあとは文句も言わずに引き下がりたいと思

いますけれども、非常に大事なことだと思えます。役所で扱う場合には不特定多数の人が相手ですけれども、個人が使う場合にはまさに自分の体のことであり、自分の子供の体のことであり、そういうことを考えると、やはり役所の立場にあっても、自分の子供が、自分の身内が、そういう気持ちを常に持ちながらやっていただきたい、そんなふうに思います。

では、終わります。ありがとうございました。

○櫻田委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 民主党の柚木道義でございます。きょうは、大臣、大変長丁場ですが、よろしくお願いをいたします。

先ほど戸井田先生より大変重要な質疑のやりとりがあったと思います。私も、今回いただいた時間の中で、薬事行政の中で、先ほどはジェネリックについてのやりとりもなされたんですが、新薬、新たな治験活性化五カ年計画の制定についてということで、新聞報道にも、最近の記事にも載っております。主にそちらの治験、新薬のよ

り活性化といいますが、そういった視点でお伺いをさせていただきますか、そういった視点でお伺い。その前段、なぜ私が今回、薬事行政について、あるいは新薬活性化について質問させていただきたいと思ったのかと申し上げますと、やはり、今回の一連のタミフルについてのいろいろな形での流れ、これは、一般の私たち一人一人あるいは当然医療機関、本場に今なおいろいろな面で不安な状況にある。そんな中で、これは薬事行政について少し時間をかりて幾つかやりとりさせていただくことによって、そういった薬事行政の、まさに先ほどのやりとりの中で安全、安心を確認させていただきたい。

さらにはタミフルにおける副作用の問題です。これはまだ、もちろん調査中の部分はあるんですが、少なくともそういった異常行動、突然死等の心配のない創薬といえますか、そういったものがより一層推進されることの必要性にかんがみて、治験ということを中心にお伺いさせていただきたい

と思います。タミフルのことなんですが、ちょうど昨日の読売新聞の報道で、これは大臣御存じかどうか、通告してありませんので簡単に記事を紹介いたしますが、「製薬企業から年五百万円超寄付で、医薬品審議から除外」という見出しで、二十三日の厚労省の薬事・食品衛生審議会薬事分科会において、暫定ルールとして申し合わせがなされた。年内をめどに正式なルールを決めるというふうにございます。

当然これは、インフルエンザ治療薬の安全性が問題になった際の分科会の調査会に参考人として出席をされた東京大学の教授の方が、輸入元の中製薬から寄附金を受けていたことが明らかになりといったような経緯の中で今回の暫定ルールがなされている。

私が伺いたいのは、この記事の中で、「暫定ルールが適用されるのは、同分科会と傘下に設けられている部会や調査会。一企業からの奨学寄付金や、コンサルタント料などが年間五百万円を超えた場合には、その企業の医薬品についての審議を行っての間、退室する。五百万円以下の場合には、意見を述べることはできるが、議決には加わらない」という報道でございます。

暫定ルールで、年内をめどに正式なルールを決めるということですから、ここで確認、お願いをさせていただきたいのは、一つは、金額の五百万円という基準が今回示されておりますが、五百万円ということにかかわらず、私も再々質疑の中で触れさせていただきましたが、こういったいわゆる利益相反に該当する事例は、アメリカ等でも、当然、論文を発表する際にも公表する。ですから、私は、利益相反事例はすべて公表すべきであるということが原則、これが一点。そしてもう一点、今回の暫定ルールの場合には五百万円というのの一つの目安になっている。今後、これは年内に正式なルールを決める際の一つの目安になるのか否か。

この二点。利益相反はやはりすべて公表すると

いう点と、今回の五百万円というのがどういった目安になるのか。この二つについて、通告してございませんので、大臣、可能な範囲で答えたいだけまずでしょうか。

〔委員長退席、伊藤(信)委員長代理着席〕
○柳澤国務大臣 タミフルの安全性の問題につきまして、いろいろないきさつがありました。後で御質問があればお答え申し上げる次第ですけれども。

いずれにいたしましても、厚生労働省の厚生労働科学研究というのを十七年度に行ったわけでございますけれども、その方々の間に一般の奨学寄付金というものを受領していた先生方がいらつしゃったということがございまして、この問題をどういうふうに取り扱ったらいいかということ緊急に基準を考えて実施することが求められているわけでございます。そういうようなことで、今委員がおっしゃられたように、当面の取り扱いとしてこの緊急の事態に対応するということが求められました。

したがって、過去三年間に審議品目の製造販売業者から寄附金等の受け取りの実績があった場合には、その受取額とこの審議会の審議のあり方というものの関係を律するルールを定めたわけでございます。

当面のルールでございますが、アメリカの例あるいはEUの例等を参照いたしましたして、過去三年間、いずれも年間五百万円以下の場合、その委員は、意見を述べることはできるけれども議決には加わらない、今委員の御指摘のとおりでございます。

過去三年間、いずれも年間五十万円以下の場合には、議決にも加わることができるということになりました。したがって、五十万円から五百万円の方については、先ほど言ったように、審議には参加できるけれども議決には加わらない。五百万円超の場合にはそのいずれもできない。こういうことをとりあえず決めさせていただきまして、確定ルールとしては今後また検討させていただきます。

だきたい、こういうことで対処させていただいて
いる次第でございます。

○**柚木委員** 年内に正式なルールを決めるまでの
議論で、利益相反事例について、金額の多寡、五
十から五百という御答弁がございましたが、やは
りあらゆる事例について公表いただくということ
が、いろいろな調査研究に対する客観性、公平性
を担保することになるかと思えますので、ぜひ
ルールの中に盛り込んでいただきたいということ
をお願いし、次の質問に移ります。

前回タミフルに関して御質問申し上げた際に、
この薬について大変日本における消費が、世界
中の七割とか、もつと多い数字が出てるところ
もありますが、五千万人のうち大体七割ぐらいが
日本人であるというようなことで、なぜこんなに
我が国において服用がなされるのか。いろいろな
部分が理由としては考えられるんですが、今回、
こういった異常行動あるいは突然死ということが
大変な問題になっている中で、やはりこれは少
し、薬の処方なりあるいは服用なり、私たち一人
一人の意識の面も含めて考えていくことが重要な
のかなというふうに考えております。

そういった際に、実は欧米諸国では、いわゆる
従来のインフルエンザでこのタミフルを治療
することは少ない。当然、その分、服用後の異常
行動もさほど問題にならない。私も調べた中で、
スイスなんかのお医者さんは、例えば、通常タミ
フルを処方することはほとんどない、高齢者など
合併症が心配な患者さん以外は、まず一週間ほど
休養をとることが基本と。国内におけるお医者さ
んも、これは小児科学会の先生も含めて、私もこ
の何年か処方したこともないというような先生
もいらっしやいましたし、やはりこれは、そう
いった面では、多分にそのお医者さん御自身の御
判断によるところもあるかと思えます。

そこで、今回のような大変異常行動が問題に
なった部分を受けて、我が国でこういった状況が
あったことを受けて、例えばEJなんかでも、添
付される注意書きに危険性を示すという方針が出

されたり、あるいは隣の韓国でも、十代の患者へ
の投与を自粛する方針を決めているというような
影響も出てきている中で、伺いたいのは以下なん
ですが、今後、世界的に、我が国も含めて、新型
インフルエンザに備えてタミフルを備蓄に回す、
そういう流れの中で、これはWHOの報道官の発
言ですが、タミフル自体を通常のインフルエンザ
の治療に使うか否かは各国が判断すべき問題であ
る。ただ、多くの国は、従来のインフルエンザに
は使わず、新型用の備蓄に回しているというふう
に見解を述べられています。

我が国として、今後タミフルに対する厚生労働
省としての、医療現場あるいは一般の患者さんに
対して、タミフル以外の部分にも当然かかわって
くるんですが、薬の処方、服用に対してどういっ
た方向性を示していくべきかと考えておられるか、
これは認識ということで結構ですので、お答えい
ただけますか。

○**柳澤国務大臣** タミフルにつきましては、今私
どもとしては、三月に緊急安全性情報というもの
を発出したすまで、添付文書での副作用の警告で
ありますとか、あるいは二月の末に注意事項をお
示しして、その使用についてお願いというよう
なことを発出したしておりますので、基本的には、
この私どものいろいろな予防的な注意と申し
ましようか、そうしたことに従っているいろいろ対応
していただくということを想定しているわけ
でございます。

さらに、今後の対応といたしましては、私ども
もそれで十分などというのを考えているわけでは
ございませんで、四月四日に薬事・食品衛生審
議会を開催して、タミフルが販売された十三年の
二月以降の中外製薬、製薬メーカーから報告され
た副作用報告等をすべて精査し、公開した上で審
議を行いました。

その結果どうなったかと申しますと、因果関係
については結論が得られませんでしたので、引き
続き詳細な検討を行うということになりました。
そして、その検討を行うためのワーキンググルー

プの設置に向けて現在準備を進めているという次
第でございます。とにかく、すべてのケースを
もう一度精査して、そしてそれに基づいて専門家
の先生に御議論をいただく、こういうことになっ
ております。

しかし、服用そのものについては、今、冒頭申
したようなことで、注意をしながら必要な場合に
服用をいただく、そういう先生方の現場での御判
断をお願いするというのを想定しているわけ
でございます。

○**柚木委員** おっしゃった一連の流れは私も承知
をしておりますが、私が理解をいたしますには、
今回、タミフルの安全性について重大な懸念はな
いという部分をホームページから厚労省さんは削
除されているということが、二十日の時事通信の
報道でも出ています。そういった部分等を勘案す
ると、やはりこれは、厚生労働省としてもかなり
慎重な対応を、医療現場あるいは患者さんに
対しても、緊急性情報にさらに加えて周知をして
いるというふうな形での認識であると私は理解を
しておりますので、先ほどの四日の審議会、引き
続き詳細な検討を行うということ、やはりこれ
はスピードが大事だと思いますので、一日でも早
くそういったさつきりとした方向性を示してい
たくということをお願いして、次の質問に入ら
いと思います。

いよいよ新薬、創業のことで質問させていただ
きますが、安倍内閣ではイノベーションを掲げて
おられまして、各方面での技術開発等の推進を進
めていく、その中でも創業というのがトップに掲
げられておりまして、けさの日経新聞に、これも
ちょっと資料には間に合わなかったんですが、こ
ういった見出しがあります。「画期的な新薬、薬
価上げ 厚労省 医薬強化五カ年計画」という形
で、この記事で見ますと、あすになつてい
るんですね、官民会議で大臣初め三省の代表がそ
ういった方向性を示すということ。

ですが、今回、この記事の中に「薬価については

「革新的新薬の適切な評価に重点を置く」と明記。
そして、そういったものを「開発した製薬会社が
研究投資費用を回収しやすい制度に見直すことを
盛り込んだ。」さらに「税制面でも新薬開発の支
援策を検討」とございます。

そこで、ぜひ研究開発予算について伺いをさ
せていただきたいんですね。

ざっくりとですが、例えば日米を比較した場合
に、まず、先日の質疑の中でも、大臣だったと思
いますが、御答弁いただいた際に、例えば医薬品
機構の人員を単純に倍増ですね。倍増といつて
も、アメリカのFDAに比べると二千人対二百人
だったのが倍増ですから、十倍の開きだったのが
五倍の差に縮まったにすぎない、もちろん単純比
較はできませんが。それと同時に、研究開発予算
を調べてみますと、アメリカの三兆円に対して日
本、我が国は三千億ということですから、十倍の
開きがあるわけですね。

ですから、二十六日にどういう方向性を示され
るのかちょっと私は存じ上げませんが、少なくと
も、人員を倍増してまだこれだけの差があるとい
う中で、研究開発予算に対して大幅な拡充、財源
の問題は常にあるわけですが、少しでも新薬開発
によって人の命を救う、あるいは手術、難病の治
療なんかがなくても、薬の投薬によって病気を治
癒することができると、さまざまな面から含めても
予算を倍増するぐらいの方向性を示されてもいい
のではないかと私は考えるんですが、この研究開
発予算について、今後の厚労省としての見通しに
ついて、可能な範囲でお答えいただけますでし
ょうか。

○**柳澤国務大臣** 創業に関する研究費あるいは研
究費予算というもののについての考え方ということ
でございますが、今アメリカの国立衛生研究所の
予算が約三兆円に上つておる、それに対して日本
のライフサイエンス予算は、厚労省、文科省、そ
れから経産省三省にまたがって計上されておいま
すが、合計いたしましたも三千四百七十一億円と
いうことで、三千五百億円足らずという状況でこ

ざいます。これに対して、いまだし、本当にイノベーションの二丁目一番地として創業ということを考えるならば、予算的な面の拡充というものについてもしっかり組むべきではないか、こういう御指摘でございます。

私どもも、予算が厳しいものですから、ついはい余り元気のいい答弁というわけにはまいりませんけれども、今回、厚生労働省で文科省あるいは経済産業省とともに策定しようとしている政策パッケージの中には、研究資金の集中投入という項目を挙げているわけでございます。これは、医薬品、医療機器関連予算の重点化の推進、こういうことの表題として研究資金の集中投入というものを掲げているわけでございますけれども、心は、今、柳澤委員がおっしゃるような方向であるということとは申し上げることができようかと思っております。

○柳澤委員 その方向性があす示されるものだと思いますので、大いに期待をしておきたいと思っております。

それと同時に、先ほどいみじくも答弁で触れた部分でもあるんですが、各省庁がある意味連携、悪い言い方をすると縦割りというふうな言い方もできるかもしれませんが、それぞれの研究開発予算の中で、創業に向けて各段階で取り組みをされていると。

ところが、この研究開発予算について、私も実際に製薬工業協会の方からいろいろなお話も伺ったんですが、他国におけるそういう研究支援システムをちよつと調べてみると、例えばアメリカなんかでも、NIHが基礎から実用までの一貫したヘルスサイエンス研究開発を行うということで、まさに一元化をして行っている。あるいはイギリスなんかでも、これはオスカーと読むのでしょうか、政府横断的な研究推進母体によって、あちらでいう保健省、経産省その他の公的研究ファンドが、一つのその研究コーディネーション、効率的な予算配分ということで、一元化をした中で基礎から臨床研究まで、そういった統括を行っていくと

いうふうな流れになっている。

こういう中で、我が国でも、この研究開発資金のまさに集中投入という今お話があったんですが、一元的に管理をして、例えばがん対策基本法のこともありましたし、いろいろな分野に対して重点的に思い切った投下をしていくということが、より創業の承認期間の短縮であったり、いろいろな面で私は望ましいのではないかと考えるんです。こういった形で一元化をしていくということの方向性に対して、厚生労働省としてどういった認識であるか、お答えいただけますでしょうか。

○柳澤国務大臣 医薬品分野でのイノベーションにつきましては、私ども、先ほど御紹介いたしましたように、私どもの省だけではなくて、文部科学省それから経済産業省と連携をとるという体制をつくらせていただいているわけでございます。

そういうことで、これを一元化して、そしてそれぞれの省庁に予算を割りつけるところまでいくかどうかは、ちよつとまだ、今現在段階ではここで確言はできないのでございますけれども、いずれにしても、どういう形で共同してこの創業のイノベーションを進めていくかという実態面についての協議というのは、これから先とこれまでは私は随分違ったものになってくるだろう、このように考えるわけでございます。

そのときに、そういう共通の理解のもとで、では、この部分は我が省で受け持ちますよ、この部分はあなたの省でお願いしますよというふうなことの話し合いのもとで、機能分担と申しましょうか、連携の上での機能分担というものができ上がってこようと思っております。それから先の予算要求というのは、またこれは率直に言って、それぞれの役所にシーリングの縛り等が働きますので、幾々あなたのところというところまでいくかどうかはともかくとして、今言ったような実態面での機能的な分担というものについては、話し合いが行われた上で予算化というふうなことも図られていくだろう、このように考えます。

したがって、今柳澤委員が言われるように、予算を一元的に、一つの固まりとして示した上で、それぞれの役所で、そのうちの幾ばくかを分担して要求するところまでいくかどうかはともかくとして、少なくともそういった体制はつくってまいりたい、このように考えております。

○柳澤委員 確かに、おっしゃる意味もわかります。しかし、とりわけ命にかかわる分野におけるスピードというものが、まさに安全性とともに、命なわけでありまして、おっしゃった実態面での協議というものが今後いろいろな形で工夫をされるということは当然ですが、ぜひそれをしっかりと検証していただいて、なかなかこれは、そうはいっても期間短縮とつながっていないじゃないかというふうな場合には、ぜひ一元的な取り組みというものも御考慮いただきたいと思っております。

続きまして、同じく創業のために大変喫緊の課題として伺っておりますのが、人材の育成ということでございます。

これはどういう形でお答えいただくかあれですが、けれども、文科省さん、厚労省さん、それぞれお答えをいただいた方がいいのかなと思っておりますが、五カ年計画の中に、さまざまな人材育成の内容についてはかなり詳細に触れられております。

特にその中で、私、これはちよつと気になるなというのが、CRC、いわゆる治験コーディネーターあるいは臨床研究コーディネーターの養成で、これまでに四千五百名がその養成研修を受講して、これが大変にふえてきているじゃないかと思いきや、実際医療現場での実働数はその半分にすぎない、これはこの報告書にもございまして、また現場からも、そういう話を伺いました。ですから、せっかく育てても現場で機能しないということであれば、せっかくのこのお取り組みもなかなか実態として進んでいかない。

当然、それに加えて、もちろん治験臨床研究を計画、実施する医師の養成確保等、ここに述べられているとおりですが、そういった人材の確保、

例えば、ぜひこれは参考にさせていただきたいし、ひよつとしたらもう既にされている部分もあるかもしれないませんが、お隣の韓国なんかでは、これは後ほど伺いますが、国際共同治験なども我が国より大変進んでいる面に加えて、臨床研究専門医、そしてこのCRCなどのいわゆる支援スタッフ、こういった人材費は国の予算で賄っているというふうなことも聞いております。

ですから、例えば、今回この五カ年計画の中で、治験、臨床研究を実施する人材養成確保策を、この人材費確保まで含む取り組みとしてお考えいただくことが必要なのかなというふうに考えるんです。既にそういう中身であったらばそういう御指摘もいただきたんですが、この関係の御答弁、どちらにお答えいただくのか、両方がいいのか、お願いいたします。

○柳澤国務大臣 今柳澤委員の方から、韓国あたりは臨床研究専門医あるいはCRC、こういうふうなものの人件費を公的予算で確保しているというふうなことについて御指摘をいただいたわけでございまして、率直に言って、私ども、まだそこまでは我々の議論も至っておらないのが実情でございます。

せっかくの御質問でございますので、先ほど言った人材育成ということにつきましては、文科省、厚労省、それから日本病院薬剤師会、日本看護協会、それから日本臨床検査技師会におきまして、平成十八年度末までに約五千名のCRCの養成をいたしたところでございまして、平成十九年度からは新たな治験活性化五カ年計画のもとで、さらに三千名の養成を目指しているところであるということとはちよつと申し上げておきたい、このように思います。

そのうち、新しい治験活性化五カ年計画におきます予算の面についてちよつと触れさせていただきますと、このうち、中核病院と拠点医療機関を連携させまして治験の実施の体制を組み合わせるという考え方を持っているわけでございますけれども、そのうち人件費につきましては、中核病院についての

人件費というのは予算化をするということを予定しているところでございます。

○**柚木委員** 後ほどそちらについても伺いますが、やはりこれはふやすだけではなくて、実際に実験として機能するかどうか重要だと思いたすので、後ほど少し中核病院の研究費についても御質問申し上げますが、しっかりとそこは十九年度以降の五年間の中で、三年目の中間見直しの際の一つのタイミングだと思いたすが、ぜひこれは人件費確保についても御検討いただきたと思いたす。

もうちょっと本当は踏み込んでいただきたいんですが、ちょっと時間がありませんので、次の質問に移ります。

国際共同治験の推進について伺います。

御案内のとおりかと思いたすが、この国際共同治験が進めば、外国で利用されてる新薬が、より我が国でも使用できるようになり、当然、国民の健康にもプラスになるわけでありたす。

そういった際に、先ほどの韓国の例を初めとして、例えば台湾、シンガポールなどのアジア諸国では、いわば治験立国というくらいに国策として治験を推進してありたして、韓国では治験の半分は国際共同治験というふうなことも伺いたしたたが、これにより、世界同時承認プロセスに入っていくことが可能になり、当然、早く当該国でも承認できる。これが、今大変大きなテーマになっているいわゆるドラッグラグの解消につながるというふうな話でございます。

今回、五カ年計画の中にも当然そういう部分は考えられてると思いたすが、我が国における国際共同治験への障害が何であって、そしてそれをどのようにこの五カ年計画の中で改善していくのか、詳細までは結構ですから、ぜひ端的にお答えいただきたすでしょうか。

○**柳澤国務大臣** 率直に言いたして、私どもの国のドラッグラグというこの大きな要因の一つに、国際的な共同治験への参加がなかなか円滑に実現し得ていないというところがあるわけござい

ます。

世界的な創業の動き、それからまた、製薬が実現した場合の市場シェアの獲得競争というものを考えたときに、やはりアジアというものは非常に大きな有望分野ということになっておりたして、アジア人での治験というものが欠くことができないというところになってるわけございたす。そのときに、当然、人口の多い日本はその国際共同治験の一環に組み込まれてしかるべき立場にあつたわけすけれども、それが、我が方の治験の体制がなかなか対応できないというところの中で、この輪からとかく外れがち。かわって韓国が、非常に頼りがいのある国というところで、今委員も一部御指摘になられたような、アジア人の治験ということの中では非常に大きな存在になりつつあるというところがあるわけございたす。

当然のことですが、そういったことを我々は看過できない、そういう考え方のもとで、今度、新たな治験活性化計画、あるいは先ほど言つた創業のための新しい政策のパッケージというものを打ち出さんとしてるわけございたす。

この新たな治験活性化五カ年計画の中では、治験の中核となる医療機関を十カ所、それから拠点となる医療機関三十カ所を設定いたしたして、それに対して治験スタッフの雇用の確保などの支援を行つて、ぜひとも国際共同治験の輪の中に有力な存在として位置づけられるようにこれから取り組んでいきたたい、このように考えてるわけございたす。

○**柚木委員** 今御答弁で、まさに私がこの後伺いたい部分、中核病院あるいは拠点医療機関の機能強化についてお触れいたしたんですが、私は、その中身をぜひこれからの五年間の中で検証いたしたき、また必要な見直しも行つていただきたたいというふうな考えておりたす。

これも実際に医薬品、製薬工業協会の方からかなり詳細なお話も伺いたしたが、今回の治験活性化に関する事業の概要、資料の三ページにもおつけしてありたすが、大臣の重ねての御答弁とお

り、中核病院十カ所、一病院につき一億ですから十億の予算、さらには拠点医療機関が三十カ所、二千五百万掛ける三十カ所で七億五千万というところ、これは確かに一定の前進と私も認識をしておりたすが、実際、やはり問題は、費用対効果といいたすが、どれだけ実効性があるか。

これは常にあらゆる施策がそうかと思いたすが、三年で中間見直し、そして必要な見直しを実施するといふうちにこの計画の中で触れておられますので、これは私が伺つた話ですよ、この中核病院と拠点医療機関の体制では、残念ながら、この五カ年計画が想定をしてるような形での治験活性化にはとても及ばない。ではどれぐらいの取り組みが必要なんですかということ伺つた場合に、これは十分精査をすべきと思いたすが、十カ所の中間病院を置く、やはり一カ所一億円ぐらいの補助の中でこの十カ所ということでない、まず実効性が薄いという部分。さらに、この三十カ所に二千五百万ずつというのは、これも本当に、焼け石に水じゃないですが、どれぐらいというのを伺つた場合に、やはり二億円ずつぐらいじゃないと、もちろん、スタッフの充実、データベースの整備、あらゆるいろいろなことをきつちりと、ここに想定されていることを行つていこうと思つと、やはりそれぐらいのことが必要になる。

当然、先ほどの人材育成、実際に人はあえても、そういう仕事ができる状態に医療機関がなければ、とても治験としても進んでいかないわけすから、今ちょっと、あくまでも目安で、一カ所一億円掛ける十カ所、十億円、そして拠点医療機関には二億円というところで八十カ所、三十カ所ではなくて八十カ所、こういった体制ということを伺つたわけす。

この五カ年計画をスタートしてその評価をしていただく中で、さらに必要といふことであれば、そういった見直しをぜひ御検討いただきたたいと思つたんですが、現段階で、これから始めようということですから、今すぐに詳細な答弁をいただきた

いとも申し上げませんが、見直しの中でそういったことも含めて考えていくという形で御答弁が可能であれば、お願いいたしたす。

○**柳澤国務大臣** 新たな治験活性化計画は五カ年計画としてスタートするわけございたすけれども、今委員からも御指摘いただきたしたように、その中間の三年目におきまして、実際に我々のねらいどおりの強化目標が達成できるものかどうかという観点からの見直しを行うことにいたしたておりますので、そういった機会を十分活用し、治験推進の観点から、全体として適切な対応というものを實現してまいりたい、このように考えておりたす。

○**柚木委員** その見直しを考えていただく際に、今申し上げた私の一つの数字というのを目安にぜひ御検討いただきたたいと思いたす。

時間がだんだん限られてきたしたので、治験についてずっと伺いたしてききたしたが、少し視点を変えまして、薬剤師の皆さん、地元で私も幾つかお話を伺う機会もあつたんですが、より患者さんとの日常のいろいろな接点に近いという意味合いにおいて、訪問薬剤師さんの現状、いろいろな課題について幾つか伺いたたいと思いたす。

当然、医療というか医薬というか、そして、薬ですから薬業というか、その行為については、やはり、それぞれの患者さんの健康、あるいは場合によっては命にもかかわる大変重要な仕事であらうかと思いたすが、実は、この医療の分野と薬業の分野において、かなりいろいろな形で対応に相違というか、格差という言葉がこれはいいのかわからないか別なんです、あるやに伺つていきたす。

その中で、まず伺いたたいのは、訪問薬剤師と医療廃棄物の関係について、これは大変今御要望いたしたておりたして、ひょっとしたらもうよく御存じのことかと思いたすが、病院などの医療機関と違って、訪問薬剤師の場合には、医療廃棄物を処分する際に、処理費用は、これは当然、保険適用ではなくて持ち出しとなつてしまふ。さらに、運搬の際に感染症の廃棄物の許可をとらなく

ではならないということなんです。

そういう声が上がっております中で、これは環境省さん、厚生省さんそれぞれにお伺いすることになってくるのかもしれませんが、まず環境省さんの方になるのでしょうか。廃棄物処理法の運用の中で、訪問薬剤師が家庭から持ち帰る医療廃棄物については、産業廃棄物の運搬にかかわる許可をとらなくても、患者宅から薬局までの回収、運搬が可能であるというふうな現場の訪問薬剤師の方が聞いている。しかしながら、そういう許可をとらなくともいいのに、これが実際にはなかなかそういう形になっていないというふうな話を伺っております。この点については、ぜひ、都道府県あるいは各県の薬剤師会などに周知徹底をしていただくことが必要かと思われしますが、環境省さんでよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

○田政府参考人 お答えさせていただきます。家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物に位置づけられておりまして、在宅医療廃棄物の処理につきましては、一義的には市町村が処理責任を負うこととなります。非鋭利であって、血液が多量に付着していないなど、通常、感染性を有しないと考えられる廃棄物については、患者の利便性を考慮いたしまして、市町村が主体となって回収を行うことが適当と考えられておるわけであります。が、お尋ねの薬剤師が家庭から在宅医療廃棄物を回収する場合にありましては、あらかじめ市町村と協議を行いまして、各市町村が作成する一般廃棄物処理計画の中に位置づけますなどの廃棄物の適正処理が確保される措置が講じられておりますれば、特段許可がなくても薬局までの収集、運搬は可能ということでありまして。

これらの内容を含めました在宅医療廃棄物の適正処理につきましては、報告書を取りまとめておりまして、平成十七年九月に各都道府県あてに通知をいたしておりますところでありまして。現在、これら市町村の取り組みなどにつきましてフォローアップ調査を行っているところであります。今後とも、このフォローアップ調査を踏まえま

して、必要に応じてさらに周知を図る等の対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○榎木委員 ぜひ、しっかりとその部分をフォローいただきたいと思います。

同じく、厚生労働省さん、その医療廃棄物の回収といえますか持ち帰りの際に、これは医師も薬剤師も、在宅患者を訪問した際の診療報酬、調剤報酬というものになるのでしょうか、そういったものがあろうかと思うんですが、医療廃棄物について、ボランティア的に、持ち出しといいますか引き取った際に、そのものを今度は廃棄物業者へ回収を委託するということですか、そういう費用は、例えば調剤報酬の中に加算すべきというふうな形の考え方は、これは可能なのかどうなのか。何らかの形で持ち出しにならないような形をとらないと、訪問薬剤師さんたちの負担が大変大きくなるというふうには私には考えられますが、この点について、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 在宅療養されている患者さんの医療廃棄物を薬局や医療機関が自主的な取り組みとして処理しているという御指摘でございます。本来は、今環境省から答えがありましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、家庭から排出される廃棄物は、一般廃棄物ということ、市町村が収集、運搬、処分することとなっているわけでございます。

しかしながら、患者の負担の軽減という観点から、先ほど申したように薬剤師さん等が自主的に取り組まれておるわけでございます。このいけば報酬上の評価をどうするかということでございますけれども、家庭から排出される一般廃棄物の処理は、法律上、やはり市町村の責務とされている。言いかえれば、引き取りが薬剤師さんとして義務づけられているわけではございませんので、これを調剤報酬において積極的に評価するということは困難だということでございます。

○榎木委員 ちょっと残念な答弁ではあります。もう時間が来ましたので、最後に一つお伺いして、その答弁をもって質問を終わりたいと思

ます。

そういった意味では、同じようなことなんです。が、往診時におけるお医者さんの場合、特に緊急車両という形での扱いになる場合が該当するのかなと考えております。訪問薬剤師さんが、例えば薬品の配達、あるいはいろいろな形で服用のチェック、まさに医療行為と同様に命と健康を守る上で公益性が高く、そういった場合のケースに、これはどの程度の頻度なのかということも勘案をすべきところなのかもしれません。が、やはり医師と同様に、薬剤師についても、配達時の駐車免除の対象に加えることが検討されてもいいというふうには私は思うわけです。これについてぜひ御答弁をいただきたいと思います。あとの幾つか通告した質問は時間がございますので、ぜひ。

特に、これができないということになると、私も訪問薬剤師さんの話を伺うと、患者さんにとっても大変心強い、まさにかかりつけ医に對して、かかりつけのそういう薬剤師さんがいることによって、やはり安心していろいろな形で薬の服用もできるし相談もできるということであります。例えば駐車免除等によって、こういうことがより円滑に機能する。

逆に、これができなければ、自治体ごとにこれは議論されるというふうなお話も伺いましたが、まさに地域における医療格差というのが、そういう訪問薬剤師さんの面でも出てくようかというふうに考えますので、ぜひこれは禁止免除の対象に加えていただけるように御検討いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。

緊急の用務に使用される自動車につきましては、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応する必要がある用務に従事するかどうか、こういうことによりまして、駐車規制からの除外措置の対象とする可否について判断することとしております。それで、御指摘の医師の緊急往診に使用する車両につきましては、そのような考えによりまして、当該措置の対象と

なっております。これも御指摘になりましたように、除外措置の具体的な対象範囲につきましては、この考え方によりまして、都道府県公安委員会が判断しております。

それで、お尋ねの薬剤師の方の訪問の車両でございますが、当庁といたしましては、本件用務についてお伺いをし把握しております限りにおきましては、医師の緊急往診に使用する車両のように、一刻を争うような状況が通常の場合常に想定できるという状況には必ずしもない。したがって、現時点におきましては、駐車規制からの除外措置の対象とすべき事由は見出しがたいところでございます。

しかしながら、これらの車両が、個別具体的な事例に際しまして、特定の駐車禁止場所に駐車しない業務が遂行できないような、そういった特別の事情がある場合には、別途、駐車許可制度というのがございますので、この駐車許可制度によって対応が可能というふうにご考えております。

○榎木委員 ありがとうございます。ぜひ、チーム医療、地域医療の視点からも、その推進を進めていただきたいと思います。

きょうは新築のことを中心にお伺いをしました。最後に、新築は何万人もの医師に匹敵するという言葉、創業の本に書いてありました。ぜひ、さらなる拡充をお願いして、質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○伊藤(信)委員長代理 次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。十五分という持ち時間でございますが、できるだけ質問をしたいというふうに思っております。まず、国民年金制度について大臣にお尋ねをさせていただきます。

公的年金制度につきましては、保険料を納めても将来年金が受け取れない、こういう不安ですとか不信、こういうものがあり、それを反映して、国民年金保険料の納付率は依然として低迷を続けておるわけでございます。社会保険庁では、恐ら

く実現が不可能だとは思いますが、平成十九年度の納付率八〇％の達成に向けてさまざまな納付対策を行っているというふう聞いております。

また最近では、国民年金保険料の強制徴収、これも積極的に実施されているようにございまして、平成十八年十二月末現在の十七年度着手分の差し押さえ件数、これが六千九百七十五件と大きくふえておるわけでございます。

確かに、悪質な保険料の未納者、これに対しては最終的には強制力を伴った措置も必要だというふうには考えておりますけれども、ただ、保険料を納めていられない方の中には、さまざまな理由から、今後も納付を続けても受給資格要件を満たす二十五年に達しない人が含まれているというふうにも思います。こうした、納付を続けても二十五年に達しない人に対してまで公権力を使つると、当人にとっては老齢給付に結びつかない、保険料の掛け捨てになってしまうのではないかなという見方をする人もおります。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、社会保障庁が現在行っている国民年金保険料の強制徴収の手続の対象者、これはどのような考え方で選定をされていらっしゃるのか、それから、その対象者には納付を続けても二十五年に達しない方も含まれているのか、強制徴収の対象者は基本的に所得のある人と承知しておりますけれども、障害年金や遺族年金、こういうメリットを説明しながらも、保険料納付に応じてもらえないこの理由はどこにあるというふうな考えでいらっしゃるのか、お答えいただけますでしょうか。

○柳澤国務大臣 一般的に、納付をされない方々に話を改めて聞けば、恐らく年金の信頼性ということを口にされるんだろうと思うわけでございます。しかし、これに対しては、私も、十六年度の改正というものは持続可能なスキームであるということを考えているわけでございまして、このことを説得していかなければならない、このように考えております。

もう一つ、強制徴収についてお尋ねでございませうけれども、これについては、今委員も既にお話しになりましたとおり、十分な負担能力がありながら、たゞ重なる督促にもかかわらず納付をしていただけない方、この方々に対して負担の公平の観点から行っているものでございます。

現在、体制の整備を図りながら、強制徴収の対象を漸次拡大しているところでございます。今御指摘のように、保険料を納められても老齢基礎年金の受給資格には満たないという方々につきましては、現時点では強制徴収の対象から除外をいたしておりますけれども、将来的にはこれは対象とするということを私も基本的な考え方として行っているわけでございます。

○糸川委員 これは通告してないので、もし局長で答弁できればなんですが、これは除外を今しているけれども、これからは含める、つまり、それは掛け捨てになってしまう可能性もあるけれども仕方ないよねという話なんですか。

○青柳政府参考人 重ねてのお尋ねでございます。先ほど大臣が申し上げたことの繰り返しになる部分もございしますが、公的年金制度は、国民の公平な負担のもとに世代間扶養によって成り立つ仕組みでございますので、負担能力のある方については、法律上、保険料を納付していただく義務があるということでございます。

したがって、仮に老齢基礎年金の受給権に結びつかないという方であっても、保険料を納付する義務がある、しかも、たゞ重なる督促にもかかわらず納付していただけないという場合には、まじめに保険料を納付していただいている方々との負担の公平という観点からは、強制徴収の対象とする必要もやむを得ないというふうに考えております。

ただ、老齢基礎年金の受給権に結びつかない方々に対しまして、万が一の場合に例えば障害基礎年金や遺族基礎年金の保障がされるということにつきましても、十分に理解を得ながら徴収をさせていただきたいと考えております。

○糸川委員 そうですか。

我が国の公的年金制度全体を見ますと、やはり年金を受給するためには二十五年という年限が必要なので、実際、諸外国に比べて長い加入期間が必要となっているわけです。そうしますと、受給期間に満たない方が実際に強制徴収をされてしまうと、その方々からもまた不公平だという声も上がってくるのではないかなと。

そこで、この受給資格期間、これの短縮等を求める意見も出てきているというふうに思います。この意見に対しては、低所得者は保険料の免除を受ければ加入期間が算入される、七十歳まで加入できる特例措置など、受給権確保に向けた取り組みが実際行われているという回答が以前あったかなと思いますが、長さにかかわらず保険料を納めた期間に対応した年金給付が受け取れるという、このわかりやすい制度ということも、公的年金制度に対する国民の信頼回復ですとか、特に若年者の納付意欲の喚起につながるのではないかなというふうにも考えるんです。

いきなり受給資格の期間をゼロにしろという話では全くなくて、少なくとも段階的に期間を短くするようなことが可能ではないかと、例えば、今大臣、これからは強制徴収を二十五年に満たない人でもしていくんだと、この方々は、障害年金とか、障害を持っていた場合にはそういう障害の給付をされることがあるんだけれどもというのとだけのために掛け続けるのではなくて、そういう方々に短期間でもそれに応じた救済措置等があつてもいいのではないかなというふうに考えます。

現行制度が二十五年としている理由にとらわれない、そして受給資格期間の短縮に向けた大臣の率直な考えをお聞かせいただければと思います。

○柳澤国務大臣 今いろいろ工夫を年金の受給資格取得期間についてもいたしていることは、もう糸川委員は御案内かと思いますが、例えば、低所得等の理由で保険料負担が困難な方には免除制

度を活用していただいておりますが、この免除期間というのは、実は受給資格を構成する期間に含まれるというようなことの制度になっております。

それからまた、先ほど委員御自身もおっしゃられたように、六十歳以上でも任意加入できるといふような道を開いております、できる限り受給資格期間というものが満足されるような制度をつくっておるといふことが一方あるわけでございます。

それからまた、受給資格期間を、受給資格要件を短縮するということについては、低額の年金者をふやすということになりまして、結果的には公的年金に対する信頼というものを揺らがせるというように私も考えているわけでございます。

そういうようなことから、やはり年金につきましては、原理原則の世代間扶養という制度の大前提に立ちまして、私どもとしては、受給資格期間を短縮化するというようなことについては極めて消極的な考え方というのか、そういうことは考えないというところが我々の立場だということを申し上げたいと思います。

○糸川委員 これはもしできれば局長か、部長でも構いませんが、それでは、二十五年だということにしている根拠というんでしょうか、なぜ短期間ではだめなのかというのを今お答えになることはできますか。

○渡邊政府参考人 先生御承知のとおり、諸外国ではいろいろな例が確かにございます。そもそも最低加入期間のない国もあります。また、アメリカのように十年、イギリスの場合には、制度的な理由なんですから、男性は十一年、女性は九年、日本に比べれば、もちろん比較的数字のところが多いわけでございます。

したがって、白紙で考えますと、いろいろな選択肢があるのではないかと御指摘は私ども常々頭に入れておるわけでございますが、長年、国民年金制度それから厚生年金制度あわせて

運営してきている我が国の中で、この二十五年というものを前提にして多くの方々が保険料の納付の御努力をいただいてきている歴史的な事実というものの重みは、やはり私も十分留意しなきゃいけないと考えております。

十九年度ベースでございますが、二十五年納付の場合の基礎年金の月額は四万二千二百五十八円、そうなっております、少し違っても同じじゃないか、こういうような御議論はあるかもしれませんが、満額の六万六千円に對比いたしまして、やはり、この四万円台をきつと保障できるということとは、私も、制度創設以来の、大切な老後の支えとして、この制度の大事な点であろうかと思っております。

もう一点申し上げますと、いろいろな御指摘はあります。少し短くてもいいじゃないか、いや、なくてもいいじゃないか、いや、その方が収納率が上がるのではないか、さまざまな御意見をいただいておりますが、端的に申しまして、例えば、一度二十年に下げて、もう一度二十五年に上げるということは不可能事ではないかと私も考えております。

したがって、この部分については、大臣から、原理原則にのっとり消極的なスタンスで臨む、こうおっしゃっていただいておりますが、実に深いお言葉だというふうに私も承知しております、非常に慎重に考えて判断しなきゃいけない事柄ではないかというふうに考えております。

○糸川委員 もう時間もありませんけれども、これは歴史的な重みということよりも、公的年金制度のあり方というのを考えたときに、では、六万六千円で老後がちゃんと安定して、日本人として、そして人間として生まれて、そもそも六万六千円で人間らしい生活ができるのかという話になると、今の日本では厳しいのかな。これは、当然大臣はそうに感じられるんじゃないかなと思います。

それよりも少ない、二十五年であれば四万数千円だ、これではさらに厳しい。では、それ未満

だったら、もうしょうがないから短期間にしないで二十五年にしようよという話かもしれませんけれども、今後、強制徴収というものをかけていくのであれば、ぜひ、二十五年にどうやっても満たない人がいるのであれば、その人達を救済するということをしっかりと考えてから強制徴収していくんだと。

たとえその方が少ない給付金額であつたとしても、強制徴収される方々というのはもともとそれなりの所得がある方、だから強制徴収をかけるんだらうというふうに思いますので、そういう方たちにも不公平感が生まれない、そして、公的年金制度のあり方に不信感とか不安だとか不公平感とかいろいろ感じていらっしゃる方々が今多いということも認識していただいて、ぜひ、その制度の確立というものを目指していただきたいなというふうに思います。

以上です。終わります。

○伊藤信委員長代理 次に、山井和則君。

これから一時間にわたりますので、肝炎対策、歯科医療、介護予防、そして社会保険庁問題について質問をしたいと思います。

まず最初に、きょう資料をお配りさせていただきました。少し量が多いですが、お許しをいただければと思います。

まず冒頭に、かねてから懸案になっております肝炎訴訟、肝炎対策について伺いをしたいと思います。

まず、一枚目の表紙を見ていただければと思います。先日、去る三月二十八日から、五十人の被害C型肝炎の原告の方々、患者の方々が座り込みをされたわけでありまして、本場に一般の方の座り込みとはわけが違いまして、御自分の病氣と闘いながら座り込みをされた。本場に命がけの行動をとられたわけでありまして。

この記事にも書いてありますように、「私達には、時間がありません」と。ここに出ております

写真に写っている方は、このたび実名での原告を決定されました浅倉美津子さん、五十六歳であります。浅倉さんはマイクでこういうことをおっしゃっていました。「控訴を続けて、最高裁で国の敗訴が確定するまで、あと何人の原告の命を奪うつもりですか」と。この浅倉美津子さんのお話は私も何度もお聞きしましたが、今も慢性肝炎で苦しんでおられる。そういう中で、きつちりした治療を受けたけれども、やはりインターフェロン治療もお金がかかるので十分に受けることができないということ、非常に苦しんでおられます。そして、今回、今まで匿名だった方ですが、実名を出すことによって、またマスコミの方々から取材を受けることによって国が動いてくれるのではないかとということで座り込みをされたわけでありまして。

このことを受けて、下村官房副長官が首相官邸で原告代表の山口美智子さんと弁護団の代表に会ってくださった。そして、今後与党とも相談して対応を考えますという趣旨のことを安倍総理の伝言としておっしゃったということなんです。あれから一カ月がたとうとしております。五月の連休明けには与党プロジェクトチームも立ち上がると聞いておりますが、これは本当に待ったなしの問題であります。

そこで、二ページ目を見ていただければと思います。

先ほどの浅倉美津子さんの言葉にありましたように、恐れていた事態が現実のものとなりました。九州原告三十一番 匿名の方であります。この二ページ目です。その方が、残念ながら四月十三日に、肝硬変、肝がんとなり、闘病の末、原告のままお亡くなりになってしまいました。心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

この日のうちに、何人かの原告の方々から私のところに連絡がありました。本場に原告の方々は涙に暮れておられまして、もう何とかしてほしい、こういうふうに国が高裁、最高裁へと引き延ばしているうちに、一人また一人と十分な治療も

受けることなく原告が亡くなっていくと。やはりぜひとも早期に政治的決断をしていただいて、治療助成を中心とする恒久対策を肝炎に対してやっていただいて、患者の救済、そして訴訟の早期終結というものをぜひともお願いしたいと思っております。

この九州原告の方も、ここに下線を引きましたように、昭和六十三年、一九八八年、胃潰瘍で出血した際にフィブリノゲンを投与されました。男性の方であります。四十七歳のときにフィブリノゲンを胃潰瘍で出血した際に投与されて、そして六十六歳で四月十三日にお亡くなりになられました。

アメリカでは一九七八年にフィブリノゲン製剤の使用が取り消されていた。この資料は、御遺族の御了解を得て弁護士の方から公表していただいたことでの資料であります。この三十一番の方は、何でこの薬だけアメリカと同じように使用をとめなかつたんだということを最後までおっしゃっておられた。そして、八月の福岡での勝訴判決を聞いたときには、とにかく病氣をなくしてほしいということをおっしゃったわけなんです。そして最後に、四月十三日、国からも企業からも謝罪を受けることなく亡くなってしまわれたということでもあります。

残念ながら、次から次へと原告の方は亡くなっていかれます。今までも三人の方が亡くなっておられます。そしてこれは、控訴をすれば、また五年かかるか十年かかるか最高裁になるまでわからない。そしてまたこれは、原告の方のみならず、カルテが残っていないからといって証明できない多くのの方々、原告の何百倍、何千倍もおられる方々、肝がんで亡くなつておられる方々が毎日三百人ぐらいおられるわけですね。

そこで、お聞きしづらいことを大臣にまずお聞きしますが、今まで委員会ですり上げていくことでありますが、控訴していけばいくほど、最高裁まで行った後、お元氣だったらまだ救いはあるかもしれないが、それまで待てない方というのが非常に

に多いわけですね。そして、これは早く救済をして、治療費助成ができたなら、インターフェロン治療や十分な治療を受けられて命が助かる方も多いわけです。

このような、原告が残念ながら待ちきれずにお亡くなりになられた、こういう訃報に接して、柳澤大臣、いかが思われますでしょうか。

○柳澤国務大臣 まず、裁判のことにつきまして、患者を救うための医薬品におきまして生じた問題は、やはり時代時代の医学的知見に照らして、厳正な司法判断を求めざるを得ないというのが私どもの立場でございます。要するに、事後的な、結果責任を負わされる、損害賠償責任を負わされるということは、これは行政を預かる立場からいっても、これを容認するというわけにはいかないということが我々のまず立場でございます。

ただ、こうした裁判あるいは訴訟の問題とは別に、肝炎対策を推進することは極めて重要であるというふうに考えておまして、私ども、これまでも早期発見、早期治療の促進、それから治療水準の向上という観点から、検査体制の強化、診療体制の整備、治療方法等の研究開発等の総合的な取り組みを推進しているところでございまして、今後とも、こうした取り組みは一層推進してまいり所存でございます。

○山井委員 大臣、質問に答えてください。

今までと同じ答弁を読み上げてくれと言っているんじゃないんですよ。こういうふうには控訴している間に原告の方がお亡くなりになられた、控訴をされて一カ月以内にこういう非常に悲しいことが起こってしまった、そのことについての大臣の御感想をお聞きしたいということを質問しております。

○柳澤国務大臣 亡くなられるということに対しては、もう心からの哀悼の気持ちを表させていただきます。

ただ、裁判で争っているということは、今損害賠償、国家が不法行為を行ったということで訴訟

になっているわけございまして、私どもとしては、薬剤というものは、要するに有用性とか、緊急に対処しなければならぬ、命のかかったようなそういう症状に対して、その副作用とかそういうものが想定されるにしても、命を救うということが大事だということでお医者さんが判断をされた、そういうようなことについては、私どもは、これは尊重されるべきだし、そこに国としての不法行為が介在するというものについては、これはもう容認するわけにはいかない。そうではないと、これからの医療政策あるいは薬剤の政策というものは立場がなくなってしまうということがあるわけございまして、そうした訴訟の問題には、今申ししたような立場でしっかりと国として取り組みざるを得ないということでございます。

そういう不法行為とか訴訟の問題とは別に、肝炎対策を推進するというものについては、私どもとして、現在、先ほど申したような取り組みをしているのですということをお願いいたします。

○山井委員 今までハンセン病もヤコブ病も薬害エイズも、最高裁まで持っていく政治決着したじゃないですか。それは結局、そこまで引き延ばしたら、原告や患者の方々が亡くなってしまう、そこで政治家が判断したんじゃないですか。今の大臣の答弁を地裁の裁判をやっている最中に聞くのならばまだわからないでもありません。

でも、大阪、福岡、そして今回、東京と三連発で負けたわけじゃないですか。これは、常識的に考えたら、最高裁まで行っても、これがひっくり返る可能性というのはほとんどないですよ。やはりそこは、このままだけいば、これは、本当に見殺しにすることじゃないですか。

きょうも傍聴席に大阪の原告の森上さんの御主人がお見えになっております。前回のときには森上悦子さん御本人、肝臓移植をされて、肝がんになつて、そして本場にたどたどしい足取りで傍聴席にいられたんですが、残念ながら、今また体調が

悪化して、本日入院されて、この傍聴席にもお見えにならない。お父さん、かわりにぜひ行ってきてくれということで、きょう、御主人が大阪からわざわざ来ていただきました。

私も、毎月か何カ月に一遍かわりませんが、またお一人亡くなられた、またお一人お亡くなりになられた、こんな議論はしたくないんですよ。厚生労働省、そして厚生労働大臣というのは、人の命を守る役所のはずです。

厳しい質問かもしれませんが、武見副大臣も、武見太郎先生が今から二十年以上前に、二十世紀は肝炎の時代になるといって、非常に先見性に満ちた御本を書かれて、その当時から警告されていたわけですね、こういうことになることを。

武見副大臣からも一言、今後の御決意をお聞きできればと思います。

○武見副大臣 まずは、原告の方で亡くなられた方に対しては、私も心から哀悼の意を表したいと思っております。

その上で、やはり肝炎の問題というもののについて、裁判という場所における立場というのは、私もやはり大臣と同じ立場をとらなければなりません。

その上で、肝炎というもののに対する対策を強化する、いかに具体的にそれを策定し早期に実施するのかがということが、現実的な課題として取り組みなければならぬ問題だろうというふうに私は思っております。

したがって、まずは、そうした早期発見のための検査体制の強化、そしてまたさらに、治療にかかわる体制の充実、そして三つ目に、まだ確実に開発されてきていない治療の方法についての、さらなる臨床的効果の高い治療方法の開発の促進、こういったことにやはり取り組んでいくということとでなければならぬだろうというふうに思っております。

○山井委員 これは自民党にも公明党にも、原告の方や患者の方が本場に体調が悪い中、陳情に行っておられると思います。しかし、これは恐ろ

しいことです。そういう陳情に行っておられる原告の方がお一人お一人お亡くなりになられて、陳情もできなくなってくるんですよ、だんだん。そういうことで本場にいっていただく。

三月二十九日に、公明党の肝炎対策プロジェクトチームが、赤松座長の名前で、全面解決を求める薬害肝炎問題に対する申し入れをされました。内閣官房長官塩崎議員あてであります。この中で、「患者の経済的負担の軽減及び生活の質の向上を図るため、医療費負担の軽減と治療水準の向上に努めること。」というふうに書かれております。

これは、先日石田副大臣からこの場で御答弁をいただいた公明党の内容であります。

今、武見副大臣からもいろいろ御答弁いただきましたが、やはり患者の方々が一番切実におっしゃっておられるのが、インターフェロン治療への医療費の助成なんですね。昨年十一月八日に答弁していただいたように、七十万人、肝炎で苦しんでおられる、治療が必要な人の中で、たった五万人しかインターフェロン治療を受けておられない。その理由は、やはり自己負担の重さにあるわけです。

石田副大臣にお伺いしたいと思いますが、この治療費助成についての検討が、ここまでは与党もPTで動き出す、安倍総理も発言をされる、そういう流れですから、やはり治療費助成の検討ぐらいはぜひともしていただきたいと思いが、石田副大臣、いかがでしょうか。

○石田副大臣 私も、先ほどお聞きをしました、お亡くなりになられた方には心から御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

山井委員からたびたび趣旨の御質問をいただいておりますけれども、基本的には、大臣がおっしゃいましたように、裁判とは別に、いろいろな体制については充実をさせていく、こういうことについては厚生労働省を挙げて取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っておりますが、治療費助成につきましては、直ちにこの場で具体的

なことをお答えするのは困難でございます。
○山井委員 ぜひと、与党のPTも連休明けには立ち上がるそうですから、そこが患者の方々、原告の方々の最大の望みですので、そのことを検討していただきたいと思ひます。

もう一問だけ、肝炎についてさせていただきます。

それで、四ページを見ていただきますと、「肝炎対策の現状と課題」、これは参議院の調査室の渡邊将史さんが書かれたページであります。昨年十二月、「立法と調査」に書かれております。B型肝炎訴訟最高裁判決、これは原告がもちろん勝訴しました。そして、C型肝炎訴訟地裁判決を受けてということ、今その原本を柳澤大臣と両副大臣にもお渡ししましたので、後で読んでいただければと思いますが、結論を申し上げます。

五ページを見てください。どう書かれているか。「早期から適切な治療を行うことにより、肝炎ウイルスの感染を原因とした死亡を減らすことが可能である。そして、その下に下線を引いてあります、五ページ。インターフェロンについては、インターフェロンの治療を受けている患者は五万人、「全体の患者数と比べて、決して多い数字とはいえない。高額な治療費のためにあきらめている人もいられる。国は、訴訟への対応とは別に、何らかの医療費軽減策を講じなければならぬのではないか。」と書かれております。それで、六ページの一、最後の行です、ね、「司法の場で続けて国の責任が指摘されたことを踏まえ、裁判による決着を待つことなく、一刻も早く行政上の救済策を講ずるべきである。」というふうに結論が下されております。

私は、もうこのページ、全部で十ページですが、このページに書いてあるとおりだと。もう三連敗して、B型肝炎でも最高裁で十七年もかかって負けた、こういう現状、過去の、ハンセン、ヤコブ、スモン、エイズ、すべてを見ても、こういう結論にかなりようがないんですね。ほかになりようがない。ぜひとこの方向で検討して

ていただきたいと思ひます。もうこれ以上、答弁は求めませんが、ぜひとお願いしたいと思ひます。

それでは次に、介護保険のことに移らせていただきます。

これも資料をつけさせていただきましたので、十一ページ、東京都の社会福祉協議会の資料を見ていただけますでしょうか。介護予防に昨年四月から転換して、今まで要支援とかだった方が新予防給付に移った。この介護予防というのが昨年の介護保険改正の目玉だったわけでありまして。その介護予防がどうなっているかということ、少し議論したいと思ひます。

柳澤大臣にお伺いをします。

この介護予防で、今まで要支援とかだった方が介護保険改正で新予防給付の介護予防に移って、サービスは減っているんですか、ふえているんですか。どういう状況ですか。一年たちましたが、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 新予防給付導入の前後におきます介護予防サービスの利用者お一人お一人のサービスマ提供回数の変化につきましては、十九年一月から開始しました継続的評価分析支援事業におきまして、市町村がデータを収集しまして、それを国が評価、分析することとなっております。

ただ、これとは別に、議員が御指摘になられました平成十八年七月に東京都の社協が取りまとめた介護保険制度の改定の影響についての報告書によりまして、調査対象七百二人のうち、そこに示されたように、今まで利用していた時間や回数を減らさざるを得なくなったとか、利用していたサービスマが利用できなくなったというふうな方々もいらっしゃる、そういう変化となっております。

○山井委員 きょう聞いたら、厚生労働省としては東京都の調査は把握しているということでしたが、大臣も見てもらったらわかりますように、「今まで利用していた時間や回数を減らさざるを得なくなった」四九・三％、二人に一人がサービ

スを減らしている。そして二番目、「今まで利用していたサービスマが利用できなくなった」三九・五％、十人中四人が今まで利用していたサービスマが利用できなくなった。例えば訪問介護の場合、今まで利用していた時間や回数を減らした方が六三・四％、三人に二人が減らしているわけですね。

そして、次のページ、十二ページを見ていただきます。これは東京都社協の調査です。例えば、訪問介護「時間が短くなり途中で帰ってしまふ、外出できなくなった」、通所介護「回数が減って楽しみがなくなった、閉じこもりがちになった」「三月まで週間に二回だったのが、今は一回になった」「三月まで、胃が痛くてなりません。また、通所介護三十時間が十一時間になり、病院の待機時間が認められず、家族の介護が大幅に増した」「予防給付の機能訓練は九十二歳の老人には無理。福祉用具「ベッドがないと起き上がれない、車イスがないと外出できない」「母はベッドがない生活は無理なのに、今回要支援一となり、週二回利用していたデイサービスマも一回で、今まで借りていたベッドも九月で返却。本当に必要な人には貸していただけないのでしょうか。これからどうしたらいいのかわからないほど悩んでいます。」という現状であります。

そして、手元に、「シルバー新報」という介護に詳しい新聞がございますが、一面で「制度改正で「不安六七％」、そして、きわめつけは、二ページ目に、居宅介護支援事業所アンケートがありまして、改正介護保険の五段階評価、予防重視型に転換したことに關してはどういう評価か。予防重視型への転換については、最悪という評価が一五・四％、悪いという評価が三九・二％、つまり五五％の人が最悪あるいは悪いと答えているわけですね。

実際には、末期がんの人が介護予防に認定されたり、またベッドの貸しはがしで苦しんでおられたり、私の知り合いの方も、サービスマが減って、そして体調が悪化して、入院を今もされていま

す。ほかにも、今まで利用していたサービスマが利用できなくなつて、それで体調が悪化した人も何人もおられます。

これは介護予防の趣旨とは全然違うんじゃないですか、大臣。こういう現状が起こっているのに、一月から調査するというのは、余りにもそれはのんびりしているんじゃないですか。もう一年もたっているんですよ。

これは二年前の介護保険の改正の議論のときにもしたんですけれども、対象はびんびんとした健康者じゃないんですよ。足腰あるいは心身が弱って、本当にひとり暮らしとかも苦しい、介護保険を利用している弱いお年寄りなんです。一たんサービスマを減らして悪化したら、今後ふやしたつてもとに戻らない危険性もあるわけです。

大臣にお伺いしたいと思ひますが、サービスマが減ったかふえたかはいつわかるんですか、去年四月やったことで。大臣、お答えください。

○柳澤国務大臣 改正介護保険法の附則第二条第二項におきまして、検討規定というものを置いてあります。政府は、予防給付及び地域支援事業の費用に対するその効果の程度等の観点からの検討を、法律の施行後三年を目途として行うこととされております。

このため、国におきましては、市町村の協力もいただきまして、継続的評価分析支援事業によりまして、一万人以上の要支援者について、通所や訪問サービスの利用回数やサービスマの具体的な内容、要介護度、心身の状態等に関する百五十項目以上につきまして、利用開始時及び三カ月ごとに調査をすることといたしております。この調査の集計及び分析結果の公表につきましては、要介護認定の有効期間における経過措置及びその後の新予防給付に関する分析、評価の期間を考慮しまして、平成二十年の秋を目途に行うことと予定をいたしております。

○山井委員 大臣、いいかげんにしてくださいよ、これだけ困っている人がいるのに。平成二十年の秋といったら、それは始まってか

ら一年半もたっているじゃないですか。今既にサービスが減らされて困っているんじゃない。東京都の調査で、訪問介護も三人に二人は減らされているじゃないですか。それが減らされているかどうかを把握できるのが来年の秋ですか。何を言っているんですか。サービスが減ってその間に体調が悪化したり、入院したらどうするんですか。大臣、ちょっと常識で考えてくださいよ。相手は生身の人間なんです。今始めたんじゃないんです。これは、去年の四月から改正しているんですよ。普通に利用者のことを考えたら、サービスが減っているのかふえているのか、介護予防をいっているのか、お年寄りは泣いている。もちろん、うまくいっているケースも一部はありますよ。でも、報酬も低いから非常に大きな問題になっている。それを、スタートして二年半、ほったらかしているというのは、それは通らないですよ。大臣、本当だったたら、一年たつたらサービスが減っているかふえているかぐらい把握してない、無責任過ぎるんじゃないですか、改革をやっておいて。

私、申し上げたいのは、最近の厚生労働省の政策、ちょっとめっちゃやじゃないですか。リハビリも、日数制限で切って、大混乱が起こって、お年寄りがそれで弱った。そうしたら、ちょっともとに戻します。障害者自立支援法も、大幅に負担を上げて、利用者が大幅に減って、挙げ句の果てに、それがすべての理由とは言いませんが、障害のある娘さん二人と一緒に父さんが無理心中までされておられる、あるいは作業所に通えなくなつて離婚をされている御両親の家族もあつたりする。うまくいかなかったからちょっと負担を軽くします、そういう話じゃないでしょう。お年寄りは病気になる、苦しみ、障害者は倒れ、家庭は崩壊しているケースがあるじゃないですか。それは、自己負担を戻したらもとに戻るんですか。

本来、政策というのは、やる前に逆にモデル事業をやつて、効果があつたらやるというのが普通なんじゃないんですか。最近の政策を見たら、やってみます、私たち民主党が大反対して、強行採決して、やってみました、やはり批判されたようにうまくいきませんでした、やり直します、予算をつけますと。相手は生身の人間、それも、介護保険でも自立支援法でも医療制度改革でも、対

象としているのは一番の弱者じゃないですか。その人たちを、人体実験みたいなことをやってどうするんですか。大臣、それは通りませんよ。介護予防を去年の四月からやつて、うまくいっているかどうか、サービスが減っているかふえているか。言っておきますけれども、東京都の杜協は三カ月で結果を出しているんですよ。そんなきつちりした全国調査でなくともいいんです。大体の傾向がわかればいいんですよ。

大臣、介護予防は今現場でどう言われているか御存じですか。全くうまいこといっていない。現場へ行つて聞いてくださいよ。全くうまいこといっていない、お年寄りは泣いている。もちろん、うまくいっているケースも一部はありますよ。でも、報酬も低いから非常に大きな問題になっている。それを、スタートして二年半、ほったらかしているというのは、それは通らないですよ。大臣、本当だったたら、一年たつたらサービスが減っているかふえているかぐらい把握してない、無責任過ぎるんじゃないですか、改革をやっておいて。

大臣、改めてお聞きします。サービスが減っているかふえているか、来年の秋なんかで通るはずはないでしょう。いつまでに教えてもらえるんですか。○柳澤国務大臣 介護予防サービスの利用の状況につきましては、地域包括支援センターによりましてモニタリングが行われておりまして、仮に不適正な過少サービスということがあれば、これは改善される仕組みとなっております。

厚生労働省といたしましては、不適正な過少サービスが発生しないよう、自治体職員を集めた全国会議におきまして、地域包括支援センターによる確認の徹底、それから不適正なサービスを提

供する事業者に対する都道府県、市町村による是正指導といったことを周知徹底しているところでございます。厚生労働省といたしましては、今後とも、利用者の視点に立つて、介護予防サービスが適正に提

供されるよう努めてまいりたい、このように考えております。

○山井委員 今の答弁、矛盾していると思いませんか。利用者の立場に立つてと。全然立っていないじゃないですか。そういうのは正指導をして、その結果、サービスがふえているのか減っているのか、いつわかるんですか、大臣。もう一回お答えください。

〔伊藤（信）委員長代理退席、委員長着席〕

○柳澤国務大臣 このサービスにつきましては、理由もなく一律にカットするというようなことで取り組んでいるわけではないわけでございます。サービス量の変化につきましては、今後、年度内にも一部仮集計ができるかどうかということにつきまして検討をいたしたい、このように考えております。

○山井委員 大臣、それは無責任過ぎますよ。現実に、お年寄りの多くがサービスを減らされて困っているんです。悲鳴を上げているわけです。その人たちは国会に陳情も来られませんか、苦しんでいるわけですか。

大臣、もう一つ申し上げますと、この十ページの資料を見てください。こういうことになるのではないかと、二年前の国会審議でそのことが大きな議論になっていたんです。政府・与党が介護予防、介護予防と言いつつ、介護予防の趣旨は民主党も賛成です、でも、まさか、その介護予防という名前をかりてサービスがカットされて、結果的にお年寄りが弱るなんということになりはしないでしょうね。

ですから、これは確認答弁をやっているわけですよ。新予防給付では、家事援助が一律にカットされるのではないかと。今までの水準を大幅に下回らないようにすべきではないかと。それに對して、当時の尾辻大臣はこう答えているんですね。下線を引いてある部分です。新予防給付は、軽度者の既存サービスのうち、一部の不適正なケースの適正化を目指すものであり、原則として、現在提供されている適切なサービスは今ままでおり利用で

きるものとする、一部の不適正なケースを適正化すると。

大臣、一部の不適正なケースを適正化するというのと、先ほどの東京都の調査の六三%、三人に二人が訪問介護を減らしているというのは、この確認答弁どおりなんですか。ということは、三分の二の人が不適正なサービスを利用していたということなんですか。大臣、これを読んでみられて、今の現状と、この確認答弁どおりいっているんですか。どうなんですか、これは。

○柳澤国務大臣 御指摘の尾辻大臣の答弁でございまして、ここにも、適正なケアマネジメントに基づいてどういうケアの計画を立てるかということが記されているわけでございます。

私どもも、この地域包括支援センターにおける介護予防の基本理念を踏まえたケアマネジメントがあるということ、もう一つはモニタリングも行われておること、もう一つはモニタリングも状態の改善や重度化の防止に必ずしもつながらない不適正なサービスについては適正化される一方、過少サービスの方については地域包括支援センターが点検して改善を図るということにいたしておりますので、その方々の御努力というものについて、今実態調査等を踏まえながら、よく見守っているという状態でございます。

○山井委員 大臣、私は申し上げておきたいんですけれども、国会の審議というのは重いんですよ。国会で、一部の不適正なケースの適正化を目指して、原則として、今まで提供されている適正なサービスは利用できると言っておきながら、実態は全然違うことになっている。そんなのだったら、厚生労働委員会の審議は成り立ちませんよ。今後もうこういうことだったら、大臣の答弁も厚生労働省の答弁も信用しないですよ。

実は、私はこのことを一年前から言っているんですよ。サービス量が減ったのかどうなのか、お年寄りが元気になったのか弱ったのか、こういう確認答弁もあるから早急に調べてくれと。ところが、きょう聞いたら、何ですか、来年の秋までわ

からない。

もう一つお聞きしたい。これは今調査をやっているとおっしゃいましたが、その調査の資料がここに一部書いてあります。どういう調査か。十五ページ、継続的評価分析支援事業等。十五ページから十六ページ、十七ページということであるわけですが、十五ページに、実施主体、市町村と書いてあります。ところが、柳澤大臣、今やっているのは、七十六カ所のみならずが手を挙げた市町村のみなんです。

大臣、私これはおかしいと思います。みずから手を挙げる市町村というのは、力を入れてやっていて、うまくいっているというところだけじゃないですか。全く平均的な結果なんか出てこないですよ、こんなのは一年半待つても。平均的なところとか、やる気のないところとか、そこにもお年寄りは住んでいるんですから。平均的なところをアトラダムに調べない。募集しますから調査をやりたいところは手を挙げてください、そんな一部の、いい成績が出せると自信を持ってるところだけ集めて調査して、何の実態調査になるんですか。

大臣、平均的なところとか、アトラダムにもうちよつと入れてください。そんなもの、うまくいっていないところが手を挙げるはずじゃないじゃないですか。でも、そういううまくいっていないところのケースこそ問題なんじゃないですか。大臣、こういう手を挙げた自治体に限るといこの調査、もっとふやしてください。平均的なところ、手を挙げないところでも入れてください。大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 先ほど触れました継続的評価分析支援事業の実施市町村を選定するに当たりましては、都道府県の介護予防担当部局が管内の市町村に対して、本事業について十分周知の上、市町村の意向を勘案した上で候補を推薦してきたところでございまして、厚生労働省として、特に優良な介護予防の取り組みを行っている市町村の推薦をお願いしたものでございませ。

この推薦に当たりましては、調査対象とされた地域包括支援センターにおきまして、介護予防ケアマネジメントを実施する特定高齢者及び要支援者全員に対して、三十五ページにも及ぶ詳細な調査票の記載を、先ほど御説明したようにおむね三カ月ごとにお願しているというところでございまして、こうした事務の実情というものを考えますと、県御当局それからまた市町村の意向というものが必要になってくるということも御理解をいただきたいと思います。

○山井委員 柳澤大臣、このことも私は去年の夏から厚生労働省に強く要望してきました。調査をやるときは、都道府県が推薦するような優良市町村だけではなくて、平均的なところを入れてくれというのを去年の夏から何度も私は厚生労働省に要望し続けました。

柳澤大臣、都道府県が推薦するところというのはうまくいっているところに決まっているんじゃないですか。こんなことをやったら、出てきた調査をだれが信用しますか。調査というのはそんなものじゃないでしょう。これから厚生労働省のやる調査は全部手を挙げたところだけやるんですか。そんな実態調査がありますか。例えば、病院の実態調査をやります、調査に協力してくれるところは手を挙げてください。うまくいっていないところが手を挙げるはずがないじゃないですか、そんなもの。そんな実態調査がありますか。来年秋に出てくるという話とか、手を挙げたところ、都道府県が推薦したところしか調査しないとか。本当にもうあきれて物が言えませ。

繰り返になりますが、介護保険のことはこれで終わりますが、相手は生身の人間ですから、これでサービスがカットされて介護度が悪化している人がどんどん出ていっているんですよ。そのことの重みを考えてください。

大臣、それでもふやさないんですか、新たなところを。出てきても、だれも信用しないですよ、そんな、みずから手を挙げた自信のあるところだけの結果を聞いたって。国会で介護予防の見直し

をするときにそのデータをもとにするんですけれども、私たちはそんなことをして出てきたデータなんか信用しませんから。平均的な実態調査の結果を持って、介護予防の見直しの審議をしたいんです。

大臣、答弁をお願いします。

○柳澤国務大臣 先ほど御答弁を申し上げましたように、この評価分析支援事業の実施市町村というものは、都道府県の介護予防担当部局が管内の市町村とよく協議をした上で推薦をいただいているということでございます。

そこで、私は、山井委員の御熱心な御議論もよくわかりますので、この調査対象市町村の問題については、山井議員はこのままでは出てきた調査結果も信用できないと仰せられますから、御信用いただくような、そういう市町村をつけ加えるということを検討させていただきたいと思います。

○山井委員 私が言っているのは、今のまま出てきたら、超優良の、一部のすごくうまくいっている自治体での介護予防はどうなのかという結果としては拝見させていただきま、平均的なものではなくて。

ですから、今答弁いただいたように、ぜひとも平均的な、これが介護予防の実態だ、現実だというふうな結果が出るように自治体の数をふやしていただきたいと思っております。

大臣、もう一つだけ聞いておこうかな。ということは、都道府県が推薦しない、みずから手を挙げない市町村も調査対象に入れるということでしょうか。

○柳澤国務大臣 率直に言って、厚生労働省の行政というのは、非常に都道府県を通じてということが多いわけでございます。特に介護は、市町村が主体となってやっているとすることもございまして。そういうことで、どういう市町村がよろしいかということが問題になれば、それは県当局と協議をするという手続にならざるを得ないですけれども、決して、うまくいっているところ、むしろ問題のあるところ、問題をいろいろ抱えているよ

うなところを選ぶようにしたい、このように考えます。

○山井委員 ぜひ、そういううまくいっていないところも入れていただきたいと思ひます。

それでは、社会保険庁の問題であります。これについては七ページから見てください。これについては法案審議のときに主にやらねばなりません、それにしても、この年金の加入記録、いわゆる消えた年金の問題は余りにもずさん過ぎます。七ページ、「基礎番号なし五千万件」、結局だれが払ったのかわからないけれども、確実にだれかのものがあるその年金記録が、五千万件も宙に浮いている。ということは、この人たちは払ったのに払えないという人が、かなりの数存在するということですね。

次の八ページ。そして、過去六年間だけでも、受給者からの指摘で、間違っていましたというふうに修正されたのが二十二万人。でも、この記事の中にも書いてありますように、ある方が、今回の件数は氷山の一角と。これは年金額が訂正されると、過去五年間の不足分は一時金で支払われるが、それ以前の分は時効になってしまうわけですね。これはまさに、うちの社会保険労務士の内山議員の専門であります。そして、今回明らかにした以外にも、多数の支給漏れが起きている可能性が多い。こういうことになると、年金の信頼性が低下する。また、先ほど糸川議員からも議論がありました、若者の年金離れにもこれはつながりかねませ。

そして、九ページにありますように、おまけに、今まで払ったはずだと言っても、いや、記録がないからそれは認められませんと。八十六人は領収書を持っていったら認めてもらえた。ということは、社会保険庁のコンピュータにこれは残っていないわけなんです。でも、これは八十六人は領収書を持っていたからよかったけれども、本来、貯金でも何でも、生命保険でも、入った証拠を出してくださいとか、貯金した証拠を出さないと貯金を引きおろさせませんと

か、そんなもの、あり得ない話ですよ。ですから、こういうことを見ていると、本当に年金の信頼性が危ぶまれるわけです。

この五千万件、これはだれのものかということ、いつまでどうやって調査するんですか。基礎番号なし五千万件、これについて答弁ください。

○柳澤国務大臣 基礎年金番号に付番をされていない、または統合されていない約五千万件の年金手帳記号番号の中には、基礎年金番号に統合される必要性のない、まず基礎年金番号導入前に死亡した方、導入後、年金受給前に死亡した方の記録、あるいは、受給要件がなく請求を行うことができない方の記録が含まれているわけですので。

これは、年金の本来の性格というのが、やはり、創設当時から年金はみんな保険料を納めるわけですが、そういうことをする人たちの中で、納めながら受給資格を得ないままに亡くなれてしまふ方もいらっしゃるし、受給資格を得られる方もいらっしゃるということが年金の枠組みの前提になっているわけですので。そういうこととさせていただきます。(発言する者あり)

それからまた、もう一つは、まだ年金の支給年齢に達していない方もいらっしゃるわけですが、そういう方については、年金裁定時であるとか五十八歳通知等に基づきまして、いずれ記録の確認が行われるということになるわけですので。

そういうようなことで、この五千万件というのは、今申ししたように、これから先に、裁定時を迎えたり、あるいは五十八歳、あるいは四十五歳、三十五歳というようなことで、これからいろいろな機会に記録確認のための手続が行われますので、そういうことを通じて、これがいわば基礎年金番号の通し番号の中に統合されていくということになるかと思うわけですので。

○山井委員 これ以上、時間の関係で触れませんが、今いろいろ答弁されましたが、今も内山議員が分布ということをおっしゃっていましたが、そ

の内訳もさっぱりわかっていないわけですね。わかっていないのに、そう答弁をされているわけですか。

これは、民間の保険でも今、保険の不払いとか保険給付の不払いが大問題になっているわけですよ。民間であれだけ厳しく未払いで大問題だと言っておきながら、肝心の国の年金が、給付の未払いにつながる、こういう調査もまだ十分にやれどもないというのは、それは全く無責任きわまりないと思います。これは、また法案審議のときにやりたいと思います。

最後に、残された時間はわずかですので、歯科医療について。

今回、昨年、強行採決された医療制度改革でも、医療全体、非常に深刻な問題となっております。その深刻な問題となっている医療の中でも、直撃が一番受けたのが歯科医療であります。

この歯科医療、ここに今週号の東洋経済があります。「歯医者さんの五人に一人が年収三百万円」ということで、きょう入れました資料の十二ページでも、「当世、歯医者さん」事情 セレブ医院からガード下まで 五人に一人はワーキングプア「一生懸命働いても一向に豊かになれない」「歯科医の五人に一人の月間所得は二十五万円程度」という結果も出ているわけです。

もう少しお話を続けますと、二十三ページには、国民医療費がふえても歯科医療費は下がっているということ。そして、一番注目すべきは二十五ページですね。最後のページになります。

今、一番問題になっているのは、ここに線が引いてあります。「患者への診療内容の文書での提供が多くの診療行為で義務づけられたため、「診療時間の制約を文書提供作業に費やさなければならなくなった」これは何回も国会でも取り上げられている問題であります。そして、歯科医療費は、その横の線にありますように、昨年の四月から九月まではマイナスイナス二・六%と、医科全体のマイナス〇・二%を大幅に上回る落ち込み。つまり、昨年の改定は厳しい改定でしたが、その中で

も歯科がねらい撃ちにされた。

その結果、何が起きているか。下にあります。ちょっとコピーが見づらくもしれませんが、「希望あり」「希望なし」。例えば、ほかは希望ありの方がかなり多いんですね。内科も小児科も外科も整形外科も産婦人科も、希望ありの方が多い。ところが、歯科が最低ですね。希望あり三一・七%。六八・三%、三人に二人以上が希望なし。これは、医療の中でも格差問題、歯科医療が一番厳しくなっているということがこのデータからもわかると思います。

大臣、この現状を見て、もちろん厳しい時代だというのはわかっていますが、その医療冬の時代の中でも、余りにも歯科が今厳し過ぎるのではないかと、私は今のデータを見て痛感しておるわけですが、大臣、このことについていかが思われますか。

○柳澤国務大臣 平成十八年度の診療報酬改定におきましては、全体がマイナスイナス三・一六%の改定となったということは、委員もつとに御案内のとおりでございます。歯科診療報酬改定におきましてはマイナスイナス一・五%ということにいたしましたわけですが、その中で、歯周基本治療や根管治療といった歯科治療におきまして必要性が高いと考えられる治療項目については、むしろ重点化を図ったということでございます。したがって、全体として医療費の伸びを抑制するという取り組みの中にあります。やはり質の確保ということとを図っていることは御理解いただきたいのでございます。

次期診療報酬改定に当たりましては、制度を持続可能なものにするための不断の改革努力を継続しながら、現場の実態もよく把握した上で、適正化すべきところは適正化し、また、重点化すべきところは重点化するというところで取り組んでまいりたい、このように思っております。この診療報酬算定ルールにつきましては、現在、中協の報告と改定結果検証部会において検証を行っております。歯医者の先生方におかれま

しても、希望ありということがおっしゃっていたような結論を見出ししていきたい、このように考えます。

○山井委員 私の親しい知り合いも、若手の歯医者さんなんですが、やはりみんな口々に嘆いていられるのは、将来の希望が持てないということをおっしゃっているんですね。

大臣、改めてお伺いしたいんですが、今回の改定でも明らかに歯科がねらい撃ちにされているんですね。今後、日本の歯科医療、今、希望が持てるようにということを大臣おっしゃいましたが、どのように考えていらっしゃるんですか。

○柳澤国務大臣 これは、歯科医療というものが、最近、口腔医療ということで、人間の健康そのものに非常に大きな関連性を持っているということが言われるようになりまして、私どももいろいろな審議会等におきまして、例えば、新健康フロンティアのいろいろな各論を議論するような場所におきまして歯科の先生方の意見が反映されるようにというようなことで、先生方の御参加をいただいている等の努力をしているわけでございます。

したがって、口腔医療ということで、これは医療全体の中でもウエートがむしろ非常に高まっているというように考えております。そういった方向性を見定めての取り組みを今後いたしていきたい、このように考えております。

○山井委員 民主党としては、櫻井充参議院議員を先頭に歯科医療改革プランというのをつくって、今まではやはり医科と比べて軽視される傾向があった、しかし、歯科は、御存じのように、きつちりした口腔ケアが寝たきりや認知症の予防にもなるのか、また児童虐待を発見できるとか、そういうこともあるわけですね。

そこで、最後に伺いたいんですが、このような文書が昨年の改定でふえて非常に困っておられる。診療時間が短くなる、そういう苦情も出てくるということですが、やはりこの診療内容の文書の義務化が余りにも多過ぎるというのか、

仕事量が多過ぎる。文書をもう少し軽くする、簡素化するという取り組みが必要だと思ひます。現場から既にこういう要望は何度も来ていると思ひますが、そのことについて、大臣、いかがでしようか。

○柳澤国務大臣 私、厚生労働相の役に就任して一番最初に言われたことはこの文書指導の問題でございまして、非常に記憶も鮮明でございまして。

その後、各地の歯科医師の団体、そういうようなところでもいろいろな工夫がなされておるようございまして、また最近では、日歯といつて、全国団体でございまして、そういうところでこの指導管理の様式を非常に工夫されて、そしてまた、厚生労働省としてもそういう様式で結構ですというようになお互い意思疎通を行った上で簡素化するという努力をしておりますので、そういったことで、私としては、こういう治療計画、指導内容等について患者に説明を行うということのむしろメリットをそういった形で発揮していただくということを期待いたしてるところでございまして。

○山井委員 今も答弁ありましたが、まだまだそれは不十分ですので、ぜひともさらなる簡素化をしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○櫻田委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

きょうは、要保護世帯向け長期生活支援資金、いわゆるリバースモーゲージについて伺ひます。

四月の頭に、地元の議員さんを通して市民から訴えがありました。今年度予算の説明記事を見て、家をとられるのかと泣きながら電話をしてきたというのであります。この訴えは、私は当然らずとも遠からずと思つております。多くの訴えが既に寄せられております。法律の改正ではなく、予算措置や要綱の書きかえによつてこのような重大な内容が決められたことに、まず強く抗議したいと思ひます。

制度の概要について資料を配つております。一

枚目をこちらになつていただきたいと思います。簡単に言ひますと、要保護世帯あるいは保護を受けようとする世帯が評価額五百万円以上の居住用不動産を所有している場合、これを担保に七割までの範囲で、ですから三百五十万円までとなると思うんですけれども、貸し付けを行い、死後、不動産の処分によつて返済をするといひます。簡単に言へばそういう制度と理解しております。

私は、一般的にはリバースモーゲージがあつてもいいかと思つております。亡くなつた後のことは行政が処分してくれればいいから、当座のお金を用立てたい、そう思う人があつても、それはその人自身が決めることであれば構わないかと思ひんです。

問題は、生活保護にこれを活用するとなると、生活保護制度よりこの制度が優先されるということとあります。そういう意味であるということを確認させていただきます。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御指摘のございました、長期生活支援資金制度を生活保護を受けておられる世帯にも適用する、こういうことでございまして、そういうことを十九年度から開始したのはそのとおりでございまして。

また、生活保護とこの制度との関係でございまして、生活保護法の第四条に、保護は、生活保護を利用される方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その生活の維持のために活用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養及びその他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行なわれなければならない。これは保護の補足性と言われたいんですが、そういうことでございまして、例えば改正前の生活保護の運用でも、大きなお宅を持つておられる方について保護の御相談があつた場合は、まずそのお宅について活用していただくということをお願いしている。

そういう意味では、今回の長期生活支援資金の利用も生活保護法第四条に基づく保護の補足性の原理の適用でございまして、お答え申し上げますと、まず、この貸付制度を御活用いただくということを基本といたしております。

○高橋委員 そうすると、現在、保護を受けている方に該当する資産があれば、当然、この制度を利用し、生活保護をやめるようにという指導が入るわけですか。

拒否すればどうなりますか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

現在も、今御説明申し上げましたけれども、住んでおられるお宅の評価額が一定以上は、全国平均二千三百万円でございますが、処分して活用することを求めております。

これまでは約二千三百万円のお宅ということでございまして、今、五百万円の家については、この長期生活支援資金をまず活用していただくということでございますので、そういうお宅をお持ちでこの制度を利用されないという者については、先ほど申し上げましたように、現在、その方の持つておられるあらゆる手段をまず利用していただくという規定に該当いたしますので、その場合は、生活保護の適用についても、まずはこの制度を利用していただきたいということで、生活保護の適用をお断りするというところでございまして。

○高橋委員 その一言を言うために長々と説明する必要はないんです。私は、その一言だけを聞いています。制度の説明はもうさつき終わりましたので。

資料につけておきましたけれども、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について、三月三十一日付で発せられたものですけれども、今るの説明されたことがいろいろ書いてあります。三枚目、一番最後にこう書いてありますね。「それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、法第四条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、一 生活保護受給中の者については、所要の経手を経て、保護を廃止する。二 新規の保護申請者については、保護申請を却下することとされたい。」

つまり、申請もだめだし、今保護を受けている人は打ち切りになる、そのことだと思ひますね。これは大変な内容ではないか。これはまさに問答無用で、法違反だ。完全な悪者扱いになつていないか。保護を受けられる要件を持つていない方であつても、いや、家をとられるのではないか、このことを恐れて、行政に相談に行くことさえもうできなくなつてしまふ。昨年の北九州あるいは秋田など、生活保護をめぐるさまざまな悲劇が起きました。それ以上のが起きるといふことも予想されると言わなければなりません。

保護世帯といつても、ほとんどの高齢者は、長い間働いて、その間ずっと税金を納めてきました。七十過ぎても働けるうちは働いてきた、そういう方が多いんです。そして、とうとう病氣になつたり、事業に失敗するなどして、どうしても生活が立ち行かなくなつた。それで、もらえる年金が余りにもわずかなので、それをカバーするために、全部ではありません、少しだけ保護を受給しています。特別な豪邸に住んでいるわけではありませんが、ささやかな家は、そういう苦勞をしてやつと建てた家であり、生活を支える基本であります。

大臣に伺ひます。この制度は、一律に運用することなく、個々の事情を踏まえ判断できるようにすべきではないでしょうか。

○柳澤国務大臣 今年度から、生活保護というものがセーフティネットである、いろいろなものを全部、資産、所得等の状況を勘案しても本当に生活費に事欠くという方々に絞つて支給されるべきものだという考え方から、先ほど委員が御指摘になつたような、自宅、土地を保有する場合に、それを活用してやつていただくことを考えて、そして、生活保護費の支給にかえて貸付金という形でお貸しして、そして償還する制度を導入したということでございます。

御指摘があつたように、例えば、重度の障害を

持つ子供が同居しているような世帯については、この制度を適用することは避けまして、親の死後も重度の障害を持つ子供が同じ家に住み続けられるよう、従来どおりの扱いとすることができるようになることを考えております。ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○高橋委員 セーフティーネットとおっしゃいましたが、もはやそんなものと呼べる状態ではないと私は言いたいと思います。先ほど指摘をしたように、すべてが保護費ではありません。年金をもらっているけれども、足りない部分を数万円補っているにすぎないのだ。

しかし、本来の生活保護の制度というのは、その年金では足りないから、保護で補って、それで最低生活費、憲法二十五条に規定されている最低生活費を賄っているはずなんです。その世帯すらも対象になる。医療扶助のみの世帯すら対象になると聞いています。これは、最低生活費という考え方がもう崩壊してしまった、割り込んでしまったということになりませんか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、生活保護につきましては、持つておられる資産とか働ける能力とかそういったこと、活用できることについては活用した上で適用するというのが基本でございます。

居住用不動産に関しましては、評価額が一定額以上のものは、従来についても、そういうことで売却するなりそういうお願いをしてきたわけでございまして、ストックをフロー化するという手段としてリバースモーゲージという方法があり、リバースモーゲージ制度を使えば、不動産を担保にして資金が借りられる。

今、一月数万円の保護費というお話がございましたけれども、そういうことであれば、そういう融資を受けることによって、かなり長期間、生活保護ではなくてお暮らしいただける、そういうことに着目して行ったものでございます。

これにつきましては、審議会の専門委員会や知

事会、市長会より、生活保護を受けている方に対して、扶養義務者も義務を果たしていただくというところをお願いしていますけれども、生前何の援助もしなかった扶養義務者が、被保護者の死亡時に家屋、土地を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られない、資産の活用を徹底すべきである、こういう御指摘があり、そういう公平性の確保の観点から、資産として活用できるものについては活用するというところで、この制度を導入させていただいたわけでございまして。

○高橋委員 今いろいろなことをおっしゃいました。まず、数万円の保護費であれば長期間暮らせるじゃないか、二、三万だとすれば、年三十六万とかそのくらいだから、最低でも三百五十万の評価額の中では長期間暮らせるじゃないかと。まさかそういう考え方をされるとは思いませんでした。わずかな部分が保護であつて、そのほとんどは年金で暮らしている方にまで、そこまで言うのかなということがまず一つありますね。

それと、亡くなってから突然名乗り出てきて、相続人だとおっしゃる人がいる、何も扶養義務を果たさないのに不公平じゃないかという議論があつたというのは承知をしています。しかし、それは、そういうケースについて対応することと一般的なケースを一緒にしちゃだめなんだと思うんです。

そもそも、しよせん借金なんだ、さつきから私言っていますけれども、評価の七割です、それに年三％程度の利子がつきますね。そうすると、利子も合わせて評価額を食べてしまえばというのか、要するに長生きすればというのか、生活保護に戻るわけですね。そうすると、保護に戻るわ、家はとられるわ、踏んだりけつたりではないか、そういうことになるわけですよ。少なければ長生きするじゃないか、そういう話ではない。ですから、苦労してやつと建てた家がやはりとられるのかという思いになられるのは当然のことだと思つて

す。さつき大臣が、聞く前に答えたことなんですけれども、保護世帯の多くの方が心配されているのは、子供さんと二人暮らしの場合、自分が死んだらこの子はどなるのか、死んでも死に切れないと訴えておられます。障害だけではなく、難病などハンディキャップを持ち、自立が困難なお子さんを抱えて、親が亡くなればほうり出されてしまふのかということなんです。この点はどうなんですか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

大臣からもお答え申し上げましたように、御指摘のあつたようなケースにつきましては、従来、親御さんが亡くなられた後も障害を持つ方が同じ家に住み続けられるように従来どおりの扱いをすることができ、こういうことを示しております。この四条にありますように、活用できるものは活用していただくということでございます。先ほどのリバースモーゲージは、自分の資産をフロー化して、できるだけその分自活する、その部分は生活保護という形を使わないで過ごしていただくというところでありますので、そういった意味では社会にも貢献するわけでございますし、それで資産が切れた場合にはリスクがあるわけでございますが、それはその手段が切れば生活保護を適用するという形になりますので、そういった意味で、委員からお話のあつたようなことにはならないと思ひます。

○高橋委員 最後に、大臣に意見を聞いていただきたいと思ひます。

自活ではなく借金をしよい込むわけですからね。本当に六十五歳を超えて高齢の方に、最後にそこまで迫るといふことは、私は行政が一線を越えたと思ふんです。もはや、二十五条の精神どころか、福祉の窓口が恐ろしい取り立て屋にかわる、そう言わなければなりません。現場の混乱、行政のストレスも相当大きいと思ひます。もし、

先ほど言っているように、優先させるといふことです。で、どれだけリバースモーゲージに切りかえられたかということが評価の対象になり、それで競い合いになれば、本当にどうなるのだろうか。昨年の悲劇の繰り返しにならないか、結果を急ぐばかりに、処分できない資産を行政が抱え込むことにもなると思ひます。重ねて、こんなひどい仕打ちに絶対に撤回するべきです。少なくとも一律適用とせず、事情を勘案すること、あるいは今お話をした、残された家族に配慮することを重ねて要望して、終わります。

○櫻田委員長 次に、阿部知子君。
○阿部(知)委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日は、私にいただきました十五分のお時間の中で、出産の場の確保の問題と医師の不足問題について質疑をさせていただきます。

まず、前段の出産の場の確保の問題でございますが、柳澤厚生労働大臣にあつては、この間、やはりこのままでは日本の少子化問題、もう本当に真つ暗やみだということ、真剣なお取り組みをしていただいているものと思つております。

ちなみに、三月の六日の日でございますが、参議院の予算委員会でも共産党の小池委員からの御質疑に対して、九六年から二〇〇五年の間に産婦人科のある病院というものは全体で二八・七％減少しておるが、特に国立病院の産婦人科が減つておる、数値で出すと三五％だという御指摘を受けた大臣は、「国公立病院がどのような役割を演ずるのか、これについては私は腰が引けたような対応は許さない」というふうに御答弁でありました。

頼もしく思ひますし、本当に実行していただきたいと思ふのですが、その観点からいたしますと、私は、ここでは小池さんは国立病院の問題をお出しになりましたが、きょうは、いわゆる全国の自治体立病院でどのようなスピードで出産の場が減つておるかということについて取り上げさせていただきます。

まず、厚生労働省ないしは大臣にお伺いいたしますが、自治体立病院は集計上、統計上は総務省の管理になっておるのは承知しておりますが、しかし、医療提供体制全体は厚生労働省の任務とするところでもあると思います。

さて、自治体立病院は、現状四百五十四、産婦人科を標榜しているものがございます。標榜というのは、看板がかかっているということでありまして、その四百五十四ある自治体立の産婦人科標榜病院の中で、看板はかかっているも産婦人科をやっていないところが大変ふえておりますが、この現状について把握しておられますか。お願いします。

○松谷政府参考人 平成十七年度に厚生労働省が行いました医療施設（静態・動態）調査によりまして、産科を標榜する病院数は一千六百十六病院でございます。このうち、地方自治体立病院は五百十二病院と、この時点ではなっております。また、この調査によりまして、このうち分娩を取り扱っている病院数は一千三百二十一病院でございます。

なお、ここでは設立主体別の数字が集計されておられませんので、地方自治体立病院についての数字は、残念ながら、この調査からは出てこないというところでございます。今、先生御指摘のとおり、総務省において最新の数字は持ち合わせていらつしやるということだと思えます。

なお、厚生労働省では、医師確保等支援チームにおきまして、産科医療について基礎的なデータを詳細に把握するため、現在、各都道府県の医療圏別に病院、診療所、助産所別の分娩数ないし産婦人科の医師数、助産師数、またハイリスク時の主な紹介、搬送先病院などの調査をしているところでございます。

○阿部（知）委員 今のお答えは平成十七年度でありました。私が伺いたかったのは、それから一年有余たち、さらに状況は深刻になっており、そして御答弁にもありましたが、厚生労働省は、実際に自治体立病院のどれほどが現実的に産科を提供し

ておられるかは御存じないということでありました。

今、実態を地域別に把握しているんだということは、それはそれでよろしゅうございます。しかし、やはり厚生労働省は厚生労働省として、大臣が明確に御答弁になったように、国公立病院に対して、出産というものは非常に公共性の強いものであります、そういうものに對して、国がなすべき役割があるんだらうと私は思います。なべて平地にならずの国公立病院ならでは役割をサポートしていくという厚生労働省の役割がなければ、ほうり投げ状態になります。

私は、厚生労働省にデータをいただけてみませんでしたので、総務省にお願いいたしまして、かなり手間暇のかかる集計をつくっていただきましたのが、きょうお手元に配らせていただきました、全国自治体立病院における産婦人科診療の実態という一枚目のグラフでございます。

大臣にはよくごらんになっていただきたいのですが、先ほど申しましたように、産婦人科を看板だけで掲げている病院は四百五十四、産科を看板だけで掲げているのは五十五でございます。これを合わせれば、おっしゃったような五百十二近くにはなると思えます。

しかし、これは看板倒れなのであります。何を言っているかという、看板はあっても中身がない、やれていない。実際、そのうちどれくらい分娩を扱っているかというのを調べていただきますが、これは平成十九年の三月段階の数値でございますが、左のグラフをごらんいただきますと、三百三十六施設しか分娩を扱っておりません。四分の三ないし三分の二に近くなっておりまして、両方合わせれば、そのような数値になってまいります。

ちなみに、またさらに、もう既にと申しましたように、分娩の取りやめが予定されている施設が十五ございます。すなわち、ことしのうちにも、分娩が可能な病院は三百二十五に減ってしまうという

実態であります。

大臣には特に伺いたのですが、こうした実態が実はこの五年、とりわけこの一、二年、急速だということでございます。

例えばこの自治体立病院にしても、この十年、一九九七年の四月一日から二〇〇七年の三月三十一日まで百九十九病院が中止、では、この五年では、二〇〇二年の四月一日から二〇〇七年の三月三十一となりまして八十九であります。十年で百九のうち、この五年が八十九、この一年が三十二もございまして。雪だるま式、加速度的に産科医療が提供できなくなっております。

果たして大臣は、こういう実態、国立病院も三〇％なくなる、自治体立病院も加速度的に減っております、こういうことに対してどのような考えをお持ちになりますか、御答弁をお願いいたします。

○柳澤国務大臣 自治体の病院も、地方財政の困窮の中で、なかなか経営が思わしくないというようなところを中心にして、かなりきつい合理化の努力をしなければならぬ、こういう状況に置かれているようにございます。

私が出ます会議におきまして、自治体について、どちらかというと、自治体財政の困窮を背景にして、自治体病院についてもさらに合理化に拍車をかけるようにというような、そういう発言をよく聞くわけでございますが、私は、これに對しては、そういうことだけでは困るということをおし上げていくわけでございます。

局長が申しましたように、私どもは、医師確保のためにきめ細かに地域の実情を把握する必要があるということで、これは総務省なども語らうとして支援チームというものを編成したわけでござい

ますが、そこで真つ先に取り上げたのはこの産科医療でございます。今、医政局長言うように、産科医療の実態について詳細な資料を収集すべく努めているところでございます。その実態の把握の上に立つて必要な措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○阿部（知）委員 この産科医療の問題には、大臣が御指摘のように、全体の経営環境、運営状況の逼迫そして人手不足、両方が両輪になって、もう突進している状態にあります。

大臣が明確に御答弁いただいたように、公共性を守るために、やはり国が財政的支援ということをもっと真剣にしていだくだと同時に、私は、せつなく総務省がこれだけのデータ、各病院に一軒一軒聞いてくださいました、お手数もかけました。しかし、そういうことが厚生労働省の中に全く蓄積されておらないということは悲しむべき事実でありますから、総務省におつくりいただいたデータもきちんと分析していただいて、地域で出産が可能になるように、大臣にもお取り組み願いたいと思えます。

さて、大臣がおっしゃった後段の医師不足問題で、きょう皆さんのお手元に資料を配らせていただきました。実は、医師不足の問題は、厚生労働省は表向きは一貫して、不足よりは偏在であるという御見解をとっておられるやに私は聞きおきます。しかしながら、きょう皆さんの二枚目の資料の中にお配りいたしましたものは、今、各病院が医師の数を、その病院の常勤医のみでどのくらい充足しているだろうかという数値を出しました。

例えば青森県では、常勤医できちんとした数を持つている病院は二六・四％しかない、あとはいわゆる不足である。これに非常勤の方を加えても、申しわけないが、青森県の場合は四三・四、二つの病院に一つは定足数に足りていない、充足

していない、こういう実態が浮かび上がっており
ます。もちろん都市部に行けば行くほど非常勤で
賄い得るところが多いですから、例えば神奈川県
などは、常勤医のみだと三五・〇％しか満たして
いない、三つに一つの病院しか満たしていない
が、そこに非常勤を雇うことによつて九四・六％
になる、医師不足を補っているという実態です。
しかし、本来的には、常勤医で賄われる部分がせ
めて六割ないし七割ないと安定した医療提供体制
にはならないんだと思います。

この現状、惨状ということをまず大臣に頭に入
れていただいて、では、それでもなおかつ医師の
数は足りないんだらうかという問題、逆に言えば
余っているんだらうか、その問題のために、最後
のページを開きいただきたいと思ひます。

ここには、厚生労働省が行う三師調査、この
表は、医師、歯科医師、薬剤師となつております
が、看護師等々も調査しておりますが、いつも厚
生労働省はこの数値をもつて、この棒グラフでど
んどんどんふえていつて、毎年差し引き
三千五百から四千人がふえて、平成十六年段階で
はほぼとんとんである、これから医師過剰時代が
来るぞとおっしゃいます。しかし、ここに大きな
集計上のミスがあると私は思ひます。

例えば、ここに登録されている医師は、その医
師が何時間働こうと一換算されるわけです。しか
し、一方で長時間労働、一方でパート、アルバイト、
非正規雇用かもしれない。そういう形で、
今、医師の働き方も多様になっております。その
多様になった働き方を踏まえ、頭数だけ換算す
れば、当然、労働の負荷は、はじめに長時間働
いている人にさらに拍車をかけます。

大臣にお願いがございます。やはり、どのくら
いの労働時間働いていて、実数、どのくらいか
ということを見直さないと、医師は足りているのか
不足なのか、わからないわけであり。厚生労働
省のこれまでの調査では、医師は四十八時間働
くことは足りているという換算であります。しか
し、先ほどお見せいたしましたように、非常勤で
働く方が多いわけです。四十八時間も働いていな
い方も多いわけです。何度も申し上げます。そうす
ると、残された者に非常に負荷がかかつて、医療
は、立ち去り型サボタージュと言われるように、
疲れ果て、みんなやめていきます。

大臣、実労働、実際にどのくらい働いているか
にのつとて、これは多様な働き方が、特に女医
さんもふえてきました、出てきた今日のあらゆる
職種の実態でありますから、そうした観点で医師
の需給を見直していただきたいが、いかがでしょ
うか。

○柳澤国務大臣 医師の需給をどう見るかとい
うのは、なかなかいろいろ議論があるようござ
います。私も、専門家の阿部委員を前にして何
か立派な意見が吐けるとも思ひませんけれども、
この医師の登録数の調査もそれなりの意味を持
つていて、医師の登録をされているけれども、お医
生さんでありながら診療に従事していない医師、そ
ういう方についてわかつたという方もある
ようございます。

それからまた、実労働時間という方々にな
つた場合に、例えば四十八時間とか六十三時間
とかという方々も長時間労働をされている先生が
一・五人分に見られてしまつたかという方々、
そういう面もまた逆にあるようございます。何
か長時間労働を肯定的につかんでしまつたとい
うようなデメリットも生じてくるということをお
聞いております。

このあたりのことは、一体どういふふうにして
実態を、実態をつかんでいくかということにつ
いては、私も、今の医師の確保対策というか、率直
に言えば不足だと言われているこの事態への対策
を考えるに当たつて、今後、今の阿部委員の御指
摘も勘案し、また念頭に置きながら、的確な判断
ができるように実態をつかんでいきたい、このよ
うに考えます。

○阿部(知)委員 医療現場は崩壊の危機ですの

で、ぜひ、今の大臣の御答弁を生かしたお取り組
みをお願いいたします。
終わらせていただきます。

○櫻田委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十分散会

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法 律案

法律

(消費生活協同組合法の一部改正)

第一条 消費生活協同組合法昭和二十三年法律
第二百号の一部を次のように改正する。

第二章中第十三条を第十三条の二とし、第十
二条の次に次の一条を加える。

(貸付事業の運営に関する措置)

第十三条 第十条第一項第四号の事業のうち、
組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける
事業以下「貸付事業」という。)を行う組合
は、この法律及び他の法律に定めるもののほ
か、厚生労働省令で定めるところにより、当
該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸
付けを受ける組合員の利益の保護を図るため
に必要な措置であつて厚生労働省令で定める
ものを講じなければならない。

第二十六条の三の次に次の一条を加える。

(貸付事業規約)

第二十六条の四 組合は、貸付事業を行おうと
するときは、規約で、その実施方法及び貸付
けの契約に関して厚生労働省令で定める事項
を定めなければならない。

第四十三条第六項を同条第七項とし、同条第
五項中「第十条第一項第四号の事業に係る前二
項」を「第十条第一項第四号(貸付事業を除く。
の事業に係る第三項及び第四項の認可並びに貸
付事業に係る第三項及び前項に、「当該事業以
外の事業に係る前二項」を「これらの事業以外の

事業に係る第三項」に改め、同項を同条第六項
とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 第二十六条の四に規定する規約の設定、変
更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなけ
れば、その効力を生じない。

第五十一条を第五十一条の二とし、第五十
条の七の次に次の一条を加える。
(貸付事業を行う組合の純資産額)

第五十一条 貸付事業を行う組合(職域による
消費生活協同組合であつてその組合員の総数
が政令で定める基準を超えないものを除く。
の純資産額は、当該貸付事業を適正に実施す
るため必要かつ適当なものとして政令で定め
る金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五千万円を下
回つてはならない。

3 第一項の純資産額は、厚生労働省令で定め
るところにより計算するものとする。

第九十五条の二中「第二十六条の三第一項」の
下に「又は第二十六条の四を、」第四十三
条第四項の下に「又は第五項を加える。

第九十五条の三の次に次の一号を加える。

三の二 第二十六条の四の規定に違反したと
き。

第九十五条第八号の二中「第四十三條第六項」を
「第四十三條第七項」に改め、同条第十号中「第
五十一條」を「第五十一條の二」に改める。

第二條 消費生活協同組合法の一部を次のように
改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 事業(第九条―第十三条の二)

第三章 組合員(第十四条―第二十五条の二)

第四章 管理(第二十六条―第五十三條の三)

第五章 共済契約に係る契約条件の変更
(第五十三條の四―第五十三條
の十五)

第四章の三 子会社等(第五十三條の十六―

第五十三條の十九

第五章 設立(第五十四條―第六十一條の二)
第六章 解散及び清算(第六十二條―第七十三條)

第七章 登記(第七十四條―第九十二條)

第八章 監督(第九十二條の二―第九十七條の四)

第九章 罰則(第九十八條―第一百一條)

附則
第二條第一項中「定のある」を「定めのある」に、「の外、左の各号」を「のほか、次」に改め、同項第五号中「なす」を「行う」に改める。

第三條第二項中「紛らわしいことを示す」を「紛らわしい」に改める。

第四條中「組合」とを「組合」とに改める。

第五條ただし書中「但し、職域により」を「ただし、職域による」に、「で止むを得ない」を「であつてやむを得ない」に、「連合会」とを「連合会」とに改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域による消費生活協同組合は、第十條第一項第一号の事業の実施のために必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができる。ただし、当該消費生活協同組合が同号の事業と同号の事業以外の事業とを併せ行う場合であつて、当該隣接する都府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

第九條中「組合員」とを「組合員」とに改める。

第十條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「なし」を「設置し」に、「利用せしめる」を「利用させる」に改め、「事業」の下に「(第六号及び第七号の事業を除く。)」を加え、同項第六

号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 組合員に対する医療に関する事業

七 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの

第十條第二項中「前項」を「第一項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第四号の事業(以下「共済を図る事業」という。)のうち、共済事業(組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に關し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は受託共済事業(共済事業を行つてゐる組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業をいう。以下同じ。)を行う組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律

第百五号)第一條第二項に規定する保険会社をいう。)その他厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行厚生労働省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

3 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第一項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができな。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二條第二項中「定の」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。

は、この限りでない。

一 組合がその組合員との間で自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条に規定する自動車損害賠償責任共済以下「責任共済」という。)の契約を締結している場合において、その組合員が組合を脱退した場合その他組合員以外の者との間で責任共済の契約を継続することにつき正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合

二 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合

三 国又は地方公共団体の委託を受けて行う事業を利用させる場合

四 特定の物品を供給する事業であつて、組合員以外の者にその事業を利用させることについて正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める事業を利用させる場合

五 組合が所有する体育施設その他の施設であつて、組合員の利用に支障のない範囲内で一般公衆の利用に供することが適當である施設として厚生労働省令で定める施設に該当するものを利用させる場合

第十二條第五項中「当該行政庁」を「行政庁」に、「第三項但書の許可を受けていない」を「物品の供給事業を行う」に改め、同項第一号中「組合員」を「第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員」に、「物品の供給事業を利用させない旨を」を「当該事業を利用させない旨を」に改め、同項第二号中「組合員であること」を「第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であること」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該行政庁」を「行政庁」に、「前項但書を」前項第二号又は第

三号」に、「以下本条」を「次項」に、「同項但書」を「前項第二号又は第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員以外の者にその事業(第十條第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、次の各号に掲げる場合に限る。)を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同条第一項各号の事業(第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業)ごとの利用分量の総額(前項ただし書の規定により当該事業を利用する組合員以外の者の利用分量の総額を除く。)の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業(第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業)ごとの利用分量の総額に対する割合は、同項各号の事業(第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業)ごとに、当該厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。

一 職域による組合が、当該職域に係る者であつて厚生労働省令で定めるものに第十條第一項第一号の事業を利用させる場合

二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて行政庁の許可を得た場合

三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適當と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合であつて行政庁の許可を

得た場合

得た場合

第十二条の次に次の二条を加える。

(共済契約)

第十二条の二 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。

2 前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれがない場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことができる。

3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店(組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。)並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店(これらの者の役員及び使用人を含む。)について、同法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回

又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者(第百九条の三第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。)」に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社(以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。)、当該保険持株会社等の子会社(保険会社等及び外国保険会社等を除く。)並びに保険業を行う者以外の者をいう。とあるのは「子会社等、消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。と、同条第二項中「第四号第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣府令」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣府令」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第二項中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは「第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは」と、同法第三百七条第三項中「業務の全部若しくは一部」とあるのは「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定共済契約)

第十二条の三 共済事業を行う組合は、特定共済契約(金利、通貨の価格、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ(当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。がある共済契約として厚生労働省令で定めるものをいう。次項において同じ。))の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第七号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。))の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定中「第三十九条第三項本文の規定を除く。中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定中「同法第三十四条の規定を除く。中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))

を行うことを内容とする契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))とあるのは「特定共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等(消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。))の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。))と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該

特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五條第二号中「第三十七條の二から第三十七條の六まで、第四十條の二第四項及び第四十三條の四」とあるのは「第三十七條の三第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。」及び「第三十七條の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

いづれかの事業を行う連合会の会員にあつては、会員の総出資口数の二分の一を超えない範囲において、定款でこれを定めなければ」と「超えては」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号の事業のうちいづれかの事業を行う連合会の会員にあつては、この限りでない。

月日

2 組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対し、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、この場合において、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

に掲載する方法

三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二條第三十四号に規定する電磁的方法をいう。))により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)

4 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいづれかを定めることができる。

「共済を図る事業」に改める。

第十四條第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「の外、その附近に住所を有する者で」を「のほか、次に掲げる者であつて」に改め、同項に次の各号を加える。

第十六條第三項第三号を除き、以下に改める。

第十八條中「払込」を「払込み」に改める。

第十九條第一項中「の終に」を「末に」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「箇年を超えて」を「一年を超えて」に改める。

第二十條第一項中「左の」を「次の」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に、「に」を「いづれかに」に、「場合において」を「場合において、且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「施設を」を「事業」に改め、同項第二号中「払込」を「払込み」に改める。

第二十六條第一項中「左の」を「次の」に改め、「記載し」の下に、「又は記録し」を加え、同項第七号及び第八号中「払込」を「払込み」に改め、同項第十号中「積立」を「積立て」に改め、同項第十六号を次のように改める。

十六 公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。))をする方法をいう。以下同じ。)

組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることのできる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

二 当該職域内に勤務していた者

第十四條第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二十一條中「払込」を「払込み」に改める。

第二十二條中「の終に」を「末において」に、「払込」を「払込み」に改める。

第二十四條見出しを含む。中「払戻」を「払戻し」に改める。

第三章中第二十五條の次に次の一条を加える。

第二十六條第一項第十七号中「組合員の生活の共済を図る事業」を「共済事業」に改め、同条第二項中「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいづれかを定款で定めることができる。

組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合には、会社法第九百四十條第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條及び第九百五十五條の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十條第三項中「前二項の規定にかかわらず、これら」とあるのは、「消費生活協同組合法第二十六條第五項の規定にかかわらず、同項と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

4 職域による消費生活協同組合のうち、大学その他の厚生労働省令で定める学校を職域とするものにあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号及び前項各号に掲げる者のほか、当該学校の学生を組合員とすることができる。

第十五條第二項中「附された」を「付された」に、「附してはならない」を「付してはならない」に改める。

第二十五條の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び金額並びにその払込みの年

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙

7 第一項に掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなけ

第十六條第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「の限度」を削り、「超えない範囲(第十條第一項第一号から第四号までの事業のうち

第二十五條の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び金額並びにその払込みの年

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙

7 第一項に掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなけ

組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることのできる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

ればその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第二十六条の三第一項中「第十条第一項第四号の事業(以下「共済を営む事業」という。)のうち、組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業以下「共済事業」という。」「を「共済事業」に、「関する事項」を「関して厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二項中「自動車損害賠償保障法昭和三十年法律第九十七号」第五条に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)」を「責任共済」に改め、「の額の算出方法」に「関する事項」及び「の額の算出方法」に「関して厚生労働省令で定める事項」を加える。

第二十六条の四の次に次の一条を加える。

(定款の備置き及び閲覧等)
第二十六条の五 組合は、定款及び規約(以下この条において「定款等」という。)をその各事務所に備置きなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合において、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所(主たる事務所を除く。)における前項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第二十八条第一項中「組合員又は会員たる法人の役員のうちから、」を「総会において」、「但し」を「ただし」に改め、「組合員になろうとする者又は会員になろうとする法人の役員のうちから、」を削り、同条第二項中「五分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 理事は、組合員又は会員たる法人の役員でなければならない。ただし、組合設立当時の理事は、組合員になろうとする者又は会員になろうとする法人の役員でなければならない。

第二十八条に次の六項を加える。

4 その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

5 前項に規定する「子会社」とは、組合が総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式について議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)についての議決権を含む。)をいう。第四章の三において同じ。の過半数を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

6 第四項の組合は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

7 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

8 投票は、一人(第十七条第一項ただし書の規定により選挙権につき定款で別段の定めをする連合会にあつては、選挙権一個につき一票とする)。

9 第一項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会(組合設立当時の役員は、創立総会)において選任することができる。

第二十九条中「越える」を「超える」に、「一箇月を三月」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(組合と役員との関係)
第二十九条の二 組合と役員との関係は、委任に關する規定に従う。

(役員資格等)
第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができる。

一 法人
二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱われている者
三 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始

の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

第三十条第一項中「役員」を「理事」に、「二年」を「一年以内」において定款で定める期間に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第三十条第三項中「第一項」を「前二項」に、「但し」を「ただし」に、「越えて」を「超えて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、定款によつて、役員の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに係る決算に關する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三十条の次に次の八条を加える。

(役員に欠員を生じた場合の措置)
第三十条の二 この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、組合員その他の利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

六十一條の規定を、監事については同法第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百八十一條（第一項を除く）、第三百八十二條、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四條から第三百八十八條までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五條第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二條中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事」と、同法第三百八十四條中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八條中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （理事会の権限等） 第三十條の四 組合は、理事会を置かなければならない。 2 理事会は、すべての理事で組織する。 3 組合の業務の執行は、理事会が決する。 （理事会の決議） 第三十條の五 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 3 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成さ	れている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。 5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。 6 理事会の招集については、会社法第三百六十六條及び第三百六十八條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （理事会の決議の省略） 第三十條の六 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。 （理事会の議事録） 第三十條の七 組合は、理事会の日（前條の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第三十條の五第三項の議事録又は前條の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつていときは、この限りでない。 3 組合員は、組合に対して、その業務取扱時	間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求 二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 4 組合の債権者は、役員（責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、組合に対し、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。） 5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、組合又はその子会社（第二十八條第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。 6 第四項の許可については、会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （理事会への報告の省略） 第三十條の八 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。 （代表理事） 第三十條の九 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下この章において「代表理事」という。）を選定しなければならない。 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁	判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。 4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 5 代表理事については、第三十條の二並びに会社法第三百五十條及び第三百五十四條の規定を準用する。 第三十一條の次に次の八條を加える。 （理事の自己契約等） 第三十一條の一 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。 二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百八條の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。 3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 （役員（組合員）に対する損害賠償責任） 第三十一條の三 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。 3 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。 4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ
---	--	---	--

重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事 四

三 監事 二

5 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するに、各監事の同意を得なければならない。

7 第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第三十一条の四 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為
イ 第三十一条の七第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告
ニ 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員連帯責任)

第三十一条の五 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員責任の追及する訴え)

第三十一条の六 役員責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(決算関係書類等の作成等)

第三十一条の七 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
2 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類(貸借対

照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。以下同じ。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(次条第一項の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告及び次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。

8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

9 組合は、各事業年度に係る決算関係書類等(決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告及び次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。))をいう。以下この条において同じ。を、通常総会の会日の二週間前日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

10 組合は、決算関係書類等の写しを、通常総

会の会日の二週間前日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次条第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

11 組合員及び組合の債権者は、組合に対し、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合において、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

12 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

第三十一条の八 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 前項に規定する会計監査人の監査を要する組合については、会社法第四百三十九条及び第四百四十四条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十

九条並びに第四百四十四条第一項、第四項及び第六項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第一項中「その子会社」とあるのは「その子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等という。）」と、「作成することができ」とあるのは「作成しなければならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会計監査人については、第二十九條の二並びに会社法第三百二十九條第一項、第三百三十七條、第三百三十八條第一項及び第二項、第三百三十九條、第三百四十條第一項から第三項まで、第三百四十四條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百九十六條第一項から第五項まで、第三百九十七條第一項及び第二項、第三百九十八條第一項及び第二項並びに第三百九十九條第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五條第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「会計監査人」と、同法第三百九十六條第一項及び第二項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会計監査人の責任については、第三十一條の三から第三十一條の五までの規定を準用する。この場合において、第三十一條の三第四項第三号及び第三十一條の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一條の五中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一條の六の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一條の九 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されなるときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七條及び第三百四十條第一項から第三項までの規定を準用する。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

（会計帳簿等の作成等）

第三十二條 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

3 組合員は、総組合員の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（役員の解任）

第三十三條 組合員は、総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数

の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求があつた場合には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 前項の場合については、第三十五條第二項及び第三十六條第二項の規定を準用する。この場合において、第三十五條第二項中「組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあるのは「第三十三條第一項の規定による役員の解任の請求があつた場合」と、第三十六條第二項中「理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において」とあるのは「第三十三條第一項の規定による役員の解任の請求があつた場合において、理事の職務を行う者がいないとき又は」と読み替えるものとする。

第三十四條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（総会の招集）」を付し、同条を次のように改める。

第三十四條 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第三十五條の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

第三十五條第二項中「五分の一」の下に「（これ

を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を加え、「（理事）」を「（理事会）」に、「（以内に）」を「（以内に）」に、「（招集しなければ）」を「（招集すべきことを決しなければ）」に改め、同条第四項中「（組合）」を「（理事会）」に改める。

第三十六條の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

第三十六條第二項中「前条第二項を」を「理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第二項に改める。

第三十七條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（総会招集の手続）」を付し、同条を次のように改める。

第三十七條 理事（理事以外が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）又は第四十七條の二第四項の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会の決議によらなければならない。

第三十八條を削る。

第三十八條第一項中「記載し」の下に「、又は記録しを、」場所の下に「又は連絡先を加え、」あてを「を」を「あてて発すれば」に改め、同条を第三十九條とし、第三十七條の次に次の一条を加える。

第三十八條 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の会日の十日前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

ばならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ、この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

第四十条から第四十二条までを削る。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、第七号を削り、同項第八号中「財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案」並びに決算関係書類その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるもの」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条第二項中「於ては第三十七条」を「おいては、第三十八条第一項又は第二項」に、「議決をなす」を「議決をする」に、「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に、「当該行政庁を」を「行政庁」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第十條第一項第四号（貸付事業を除く。）の事業に係る第三項及び第四項」を「共済事業に係る第四項及び第五項」に、「第三項及び前項」を「第四項及び前項」に、「第三項の」を「第四項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該行政庁を」を「行政庁」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該行政庁を」を「行政庁」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該行政庁を」を「行政庁」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 規約の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、定款で、総

会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

第四十三条を第四十条とする。

第四十四条を削る。

第四十五条第一項中「定款の下に」若しくは規約を加え、「定の」を「定め」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十六条第四号中「第五十条の二第一項」を「事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項」に、「責任共済等の事業」を「共済事業」に、「責任共済等の共済契約」を「共済契約」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第三十一条の三第四項（第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定による責任の免除

第四十六条を第四十二条とし、同条の次に次の四條を加える。

（役員の説明義務）

第四十三条 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（延期又は続行の決議）

第四十四条 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十七条及び第三十八条の規定は、適用しない。

（総会の議事録）

第四十五条 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対し、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、この場合において、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求（総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）

第四十六条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四條第十六号及び第十七号に係る部分に限る。、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは、「組合員、理事、監事又は清算人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

で定める。

第四十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（総代会）」を付し、同条第一項中「千人」を「五百人」に改め、同条第三項中「少なくとも、百人」を「その選挙の時ににおける組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人を超える組合にあつては、百人）」に改め、同条第六項中「解散及び合併の議決」を「前項の規定にかかわらず、総代の選挙」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「任期は、」の下に「三年以内において」を加え、「これを定める」を「定める期間とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総代の選挙については、第二十八条第七項及び第八項の規定を準用する。

第四十七条の次に次の一條を加える。

第四十七条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

3 前項の規定による書面の提出については、第三十五條第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第二項の請求の日から二週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

5 第二項又は前項の総会において第一項の通

知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

第四十八条ただし書中「但し」を「ただし」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(出資一口の金額の減少の手続)」を付し、同条第一項中「作らなければ」を「作成し、かつ、これらをその主たる事務所に備置置かなければ」に改め、同条第三項中「前項」を「前項第二号」に、「一箇月」を「一月」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨」を「次に掲げる事項を官報に」、「且つ、知れてゐる債権者」を「かつ、知れてゐる債権者(政令で定めるものを除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

第四十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第四十九条に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項

第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十条の見出しを削り、同条第一項中「前条第二項」を「前条第三項第二号」に改め、同条第二項中「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」を「信託会社等(信託会社(信託業法平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。をいう。))」に改め、同条を第四十九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)

第五十条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。及び第二項(第五号に係る部分に限る。))、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。))、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第一項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第二項中「前項に規定する組合」を「共済事業を行う組合」に、「責任共済等の」を「責任準備金の算出の基礎が同じである」に改め、「包括して、」の下に「共済事業を行う」を加え、同条第三項中「第一項に規定する組合」を「共済事業を行う組合」に、「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第四項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に、「及び前条」を「から前条まで」に改め、同条第五項中「責任共済等の事業の全部を譲渡したとき又は」を「共済事業の全部若しくは一部を譲渡したとき、又は」に、「責任共済等の共済契約」を「共済事業に

係る共済契約」に、「当該行政庁に届け出るとともに、責任共済等の事業を廃止するために必要な定款の変更をしなければ」を「行政庁に届け出なければ」に改める。

第五十条の三第一項中「共済を図る事業」を「共済事業」に、「当該事業」を「共済事業」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「共済を図る事業」を「共済事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十條第一項第六号又は第七号の事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業(当該事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業であつて厚生労働省令で定めるものを併せ行う場合には、当該併せ行う事業を含む。第五十一条の二において「医療福祉等事業」という。に係る経理とその他の経理とを区分しなければならぬ。

第五十条の四の見出し中「共済を図る事業」を「共済事業」に改め、同条第一項中「共済を図る事業(前条第一項ただし書に規定する受託共済事業を除く。以下この項において同じ。))」を「共済事業」に、「又は共済を図る事業」を「又は共済事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地域又は職域が都道府県の区域内の組合に係る前項の承認の申請は、当該都道府県の知事を経由して行わなければならない。

第五十条の七第一項中「共済を図る事業」を「共済事業」に改め、同条第二項中「第二十六条第五項」を「第五十条の四第二項」に改め、同条を第五十条の十四とする。

第五十条の六を削る。

第五十条の五中「厚生労働省令の」を「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、厚生労働省令で」に改め、同条を第五十条の七とし、同条の次に次の六条を加える。

(支払備金)

第五十条の八 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支払備金を積み立てなければならない。

(価格変動準備金)

第五十条の九 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その所有する資産で第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するもののうち、価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産(次項において「特定資産」という。があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、価格変動準備金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。の額が特定資産の売買等による利益(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

(契約者割戻し)

第五十条の十 共済事業を行う組合は、契約者割戻し(共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられなものの全部又は一部を分配することを第二

十六条の三第一項の規約で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として厚生労働省令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(共済計理人の選任等)

第五十条の十一 共済事業を行う組合(厚生労働省令で定める要件に該当する組合を除く。)は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として厚生労働省令で定めるものに関与させなければならない。

2 共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければならない。

第五十条の十二 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、厚生労働省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

一 厚生労働省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

3 行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十条の十三 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第五十条の四の次に次の二条を加える。

(健全性の基準)

第五十条の五 行政庁は、共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一 出資の総額、準備金の額その他の厚生労働省令で定めるものの額を用いて厚生労働省令で定めるところにより計算した額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額

(共済事業の健全かつ適切な運営の確保)

第五十条の六 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明、その共済事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その共済事業を第三者に委託する場合における当該共済事業の的確な遂行その他の共済事業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第五十一条の二の見出しを「剰余金の積立て等」に改め、同条第一項中「定款に」を「定款で」に改め、「十分の一」の下に「(共済事業を行う組合にあつては、五分の一)」を加え、同条第二項

中「二分の一」の下に「(共済事業を行う組合にあつては、出資総額)」を加え、同条第三項中「ん補」を「てん補」に、「取りくずしては」を「取り崩しては」に改め、同条第四項中、「第十条第一項第五号の事業の費用に充てるため」を削り、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定により繰り越した剰余金は、第十条第一項第五号の事業の費用に充てるものとする。ただし、その剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であつて組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げない。

第五十一条の二を第五十一条の四とし、第五十一条の次に次の二条を加える。

(医療福祉等事業に関する積立金)

第五十一条の二 組合は、医療福祉等事業に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 前項の積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(会計の原則)

第五十一条の三 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十二条の見出し中「割戻し」を「割戻し」に改め、同条第一項中「てん補し」を「てん補し」に、「前条の」を「前条に」に改め、同条第二項中「割戻し」を「割戻し」に、「応ずる外」を「応ずるほか」に、「なしてはならない」を「行つてはならない」に改め、同条第三項中「割戻しをなす」を「割戻しを行う」に、「出来る」を「できる」に改め、同条第四項中「割戻しをなす」を「割戻しを行う」に、「越えて」を「超えて」に改める。

第五十三条中「払込を終る」を「払込みを終る」に、「払込に」を「払込みに」に改める。

第四章中第五十三条の二を第五十三条の三とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十三条の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社その他当該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者(以下「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものを行うことができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項

は、厚生労働省令で定める。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更

(契約条件の変更の申出)

第五十三條の四 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約変更対象外契約を除く。について共済金額の削減その他の契約条件の変更(以下この章において「契約条件の変更」という。)を行う旨の申出をすることができる。

2 前項の組合は、同項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければならない共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならない。

3 行政庁は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。その他の政令で定める共済契約をいう。

(業務の停止等)

第五十三條の五 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命

ずることができる。

(契約条件の変更の限度)

第五十三條の六 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率については、共済契約者等の保護の見地から共済事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の議決)

第五十三條の七 共済事業を行う組合は、契約条件の変更を行うおとすときは、第五十三條の四第三項の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決には、第四十二條の規定を準用する。

3 第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第三十八條第一項又は第二項の通知において、会議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を示さなければならない。

4 第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。

5 前項の方針については、その内容を定款に記載し、又は記録しなければならない。

(契約条件の変更における総会の特別議決等に関する特例)

第五十三條の八 前条第一項の議決又はこれと

ともに行う第四十二條第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る議決は、同条(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 前項の規定により仮にした議決(以下この条において「仮議決」という。)があつた場合においては、組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

(契約条件の変更に係る書面の備置き等)

第五十三條の九 共済事業を行う組合は、第五十三條の七第一項の議決を行うべき日の二週間前から第五十三條の十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項並びに第五十三條の七第四項の方針がある場合にあつてはその方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその各事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び共済契約者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(共済調査人)

第五十三條の十 行政庁は、第五十三條の四第三項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2 前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

3 行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つていないと認めるときは、共済調査人を解任することができる。

4 共済調査人については、民事再生法第六十条及び第六十一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替へるものとする。

5 前項において準用する民事再生法第六十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第五十三條の四第三項の規定による承認に係る組合(次条第一項及び第九十八條の七において「被調査組合」という。)の負担とする。

(共済調査人の調査等)

第五十三條の十一 共済調査人は、被調査組合の役員及び使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照

会し、又は協力を求めることができる。

(共済調査人の秘密保持義務)

第五十三条の十二 共済調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。共済調査人がその職を退いた後も、同様とする。

2 共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(契約条件の変更に係る承認)

第五十三条の十三 共済事業を行う組合は、第五十三条の七第一項の議決があつた場合(第五十三条の八第三項の規定により第五十三条の七第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む。)には、遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求めなければならない。

2 行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第五十三条の七第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なものであり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

第五十三条の十四 共済事業を行う組合は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第五十三条の七第一項の議決に係る契約条件の変更の主要内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る共済契約者(以下この条において「変更対象契約者」という。)に対し、同項の議決に係る契約条件の変更の内容を、書面をもつて、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更が

やむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の厚生労働省令で定める書類並びに第五十三条の七第四項の方針がある場合に於てはその方針の内容を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として厚生労働省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の厚生労働省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

(契約条件の変更の公告等)

第五十三条の十五 共済事業を行う組合は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の厚生労働省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

2 前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、当該契約条件の変更後の共済契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第四章の三 子会社等
(共済事業兼業組合の子会社の範囲等)

第五十三条の十六 共済事業を行う消費生活協同組合(第十条第三項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた消費生活協同組合を除く。以下この条及び次条において「共済事業兼業組合」という。)は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社(第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該共済事業兼業組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る。次項において「子会社対象会社」という。)を除き、共済事業に相当する事業を行い、又は共済事業若しくは共済事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一 共済事業兼業組合の行う共済事業に従属する業務として厚生労働省令で定めるもの(第三項及び次条第一項において「共済兼業従属業務」という。)

二 共済事業兼業組合の行う共済事業に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定めるもの(次条第一項において「共済兼業関連業務」という。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業兼業組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により当該共済事業兼業組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業兼業組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項の場合において、会社が主として共済事業兼業組合の行う事業のために共済兼業従属業務を営んでいるかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。

第五十三条の十七 共済事業兼業組合又はその子会社は、特定会社(共済事業に相当する事業を行い、又は共済事業若しくは共済事業に

相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。)である国内の会社(共済兼業従属業務又は共済兼業関連業務を専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該特定会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数)をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、共済事業兼業組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により、特定会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業兼業組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該共済事業兼業組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、共済事業兼業組合又はその子会社が特定会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該共済事業兼業組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 共済事業兼業組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することと

なる特定会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、当該各号に定める日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができない。ただし、行政庁は、当該共済事業兼業組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該共済事業兼業組合が第六十九条第一項の認可を受けて合併をしたとき(当該共済事業兼業組合が存続する場合に限る。)

二 第六十九条第一項の認可を受けて当該共済事業兼業組合が合併により設立されたとき、その設立された日

5 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に共済事業兼業組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる特定会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、当該各号に定める日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 共済事業兼業組合又はその子会社が、特定会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該共済事業兼業組合が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、共済事業兼業組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。その他厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(厚生労働省令で定める議決権を除く。)を含むものとする。

(共済事業専門組合の子会社の範囲等)
第五十三条の十八 第十条第三項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた共済事業を行う組合(以下この条及び次条において「共済事業専門組合」という。)

は、次に掲げる会社(次項において「子会社対象会社」という。))以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該共済事業専門組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 共済事業専門組合の行う事業に従属する業務として厚生労働省令で定めるもの(第三項及び次条第一項において「共済事業従属業務」という。)

ロ 共済事業専門組合の行う事業に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定めるもの(次条第一項において「共済事業関連業務」という。)

二 前号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。))で厚生労働省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業専門組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により当該共済事業専門組合の子会社となる場合には、適用し

ない。ただし、当該共済事業専門組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項第一号の場合において、会社が主として共済事業専門組合の行う事業のために共済事業従属業務を営んでいるかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。

第五十三条の十九 共済事業専門組合又はその子会社は、国内の会社(共済事業従属業務又は共済事業関連業務を専ら営む会社及び前条第一項第二号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。))の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数)を超えない。

2 第五十三条の十七第二項から第七項までの規定は、共済事業専門組合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十三条の十九第一項」と、同条第三項中「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。))の議決権をその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)」と、同条第三項中「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十三条の十九第一項の規定」と、同条第五項中「国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第六項中「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第五十三条の十九第一項及び同条第二項において読み替へて準用する第五十三条の十七第二項から前項まで」と読み替へるものとする。

第五十四条中「するに、」を「するに、」に、

「するもの二十名」を「する者二十人」に、「つくり」を「作成し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(共済事業を行う組合の出資の総額)
第五十四条の二 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の出資の総額は、厚生労働省令で定める区分に応じ、厚生労働省令で定める額以上でなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める額は、消費生活協同組合の出資の総額にあつては一億円、連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

第五十五条第一項中「するときは」の下に、「定款案を会議の日時及び場所とともに公告し」を加え、同条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の公告は、会日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

第五十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(創立総会の議事)」を付し、同条第三項中「第四十四条並びに第四十五条第二項及び第三項」を並びに第四十一条第二項及び第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 創立総会においてその延期又は続行の決議があつた場合には、前条第一項の規定による公告をすることを要しない。

4 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第

八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的説替へは、政令で定める。

第五十七條第一項中「創立總會決議録」を「創立總會議事録」に、「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条第二項中「当該行政庁」を「行政庁」に改める。

第五十八條中「当該行政庁」を「行政庁」に、「基いて」を「基ついて」に改める。

第五十九條第一項中「当該行政庁」を「行政庁」に、「二箇月」を「二月」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に、「訴え」を「訴え」に改める。

第五十九條の二中「六箇月」を「六月」に改める。

第六十條第二項中「引継ぎ」を「引継ぎ」に、「払込」を「払込み」に改め、同条第三項中「払込」を「払込みに」、「但し」を「ただし」に改める。

第六十一條中「因つて」を「よつて」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(設立の無効の訴え)

第六十一條の二 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項(第一号に係る部分に限る。及び第二項(第一号に係る部分に限る。))、第八百三十四條(第一号に係る部分に限る。))、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。

第六十二條第二項中「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条第三項中「第十條第一項第四号の事業を」を「共済事業又は貸付事業」に改める。

第六十三條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「一箇月」を「一月」に改める。

第六十四條第一項中「による外」を「によるほか」に、「又は第三項」を「から第四項まで」に、「因つて」を「よつて」に、「第十四條第四項第二

号」を「第十四條第五項第二号」に改め、同条第二項中「当該行政庁」を「行政庁」に改める。

第六十五條から第六十八條までを次のように改める。

(合併契約)

第六十五條 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

(吸収合併)

第六十六條 組合が吸収合併(組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。)をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する組合(以下この章及び次章において「吸収合併存続組合」という。及び吸収合併により消滅する組合(以下この章及び次章において「吸収合併消滅組合」という。))の名称及び住所
二 吸収合併存続組合の地域又は職域及び出資一口の金額
三 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
四 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
五 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下この章において「効力発生日」という。)

六 その他厚生労働省令で定める事項

(新設合併)

第六十七條 二以上の組合が新設合併(二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する組合(以下この章及び次章において「新設合併消滅組合」という。))の名称及び住所
二 新設合併により設立する組合(以下この章及び次章において「新設合併設立組合」という。))の事業、名称、地域又は職域、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額
三 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
四 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
五 その他厚生労働省令で定める事項

第六十八條 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備へ置かなければならない。

(吸収合併消滅組合の手続)

一 第三項の總會の会日の二週間前の日
二 第四項において準用する第四十九條第三項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日
2 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項

を記載した書面の交付の請求
3 吸収合併消滅組合は、効力発生日の前日までに、總會の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

4 吸収合併消滅組合については、第四十九條及び第四十九條の二の規定を準用する。

5 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。

6 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日まで、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

7 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第七十條の規定を適用する。

第六十八條の次に次の三条を加える。

(吸収合併存続組合の手続)

第六十八條の二 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備へ置かなければならない。

一 吸収合併契約について總會の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該總會の会日の二週間前の日
二 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日
三 第六項において準用する第四十九條第三項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取

扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることが出来る。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定め

たものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。

4 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

5 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二十日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

6 吸収合併存続組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。

7 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

8 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

9 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることが出来る。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第七項の書面の閲覧の請求
二 第七項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第七項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第七項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併消滅組合の手続)

第六十八条の三 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
一 第三項の総会の会日の二週間前の日
二 第四項において準用する第四十九条第三

項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることが出来る。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定め

たものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅組合は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4 新設合併消滅組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。

(新設合併設立組合の手続等)

第六十八条の四 前章(第六十一条を除く)の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。
2 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員又は会員たる組合の役員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。
3 前項の規定による設立委員の選任については、第四十二条の規定を準用する。
4 第二項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は会員たる組合の役員のうちから、これを選任しなければならない。
5 第二項の規定による役員を選任について

は、第二十八条第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

6 新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した新設合併消滅組合の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7 新設合併設立組合は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることが出来る。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第六項の書面の閲覧の請求
二 第六項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第六項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第六項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の認可)

第六十九条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 前項の認可については、共済事業又は貸付事業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。
(合併の効果)

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各

金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報

を受けるために必要な事項であつて会社

九条」を「第四十九条第三項」に改め、「催告」の

下に「第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告」を加え、「合併を」を「新設合併を」に、「合併によつて消滅する組合を」を「新設合併消滅組合」に改める。

第八十五条第一項中「添附しを」を「添付し」に改め、同条第二項中「合併を」を「吸収合併に」、「第四十九条(第六十五条第三項)を」を「第四十九条第三項第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項」に改め、「催告」の下に「(第四十九条第五項(第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項)において準用する場合を含む。)」の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告」を加え、同条第三項中「合併による」を「吸収合併による」に、「合併によつて消滅する組合」を「吸収合併消滅組合」に改める。

第八十六条第一項中「添附しを」を「添付し」に改め、同条第二項中「因つて」を「よつて」に改める。

第八十九条中「第七十二条を」を「第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項」に、「添附しを」を「添付し」に改める。

第九十一条を削り、第九十条を第九十一条とし、第八十九条の次に次の一条を加える。

(登記の嘱託)

第九十条 組合の総会又は創立総会の決議の存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴え

に係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項第一号二に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項第一号イに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条中「行政庁に」を「訴え又は行政庁に」、「行政庁」を「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」に、「第六十九条本文」を「第七十二条本文」に改める。

第九十三条中「当該行政庁を」を「行政庁」に、「基いて」を「基づいて」に、「財産を」を「会計」に改め、第八章中同条の前に次の一条を加える。

(決算関係書類等の提出)

第九十二条の二 組合は、毎事業年度、事業年度の終了後三月以内に、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。

2 第三十一条の八第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合に、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九十三条の二中「当該行政庁を」を「行政庁」

に、「第十条第二項第四号の事業」を「共済を図る事業」に改める。

第九十三条の三第二項中「子会社」を「子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を」を「行政庁は、共済事業に」、「が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約を守つていのかどうかを知る」を「の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図る」に、「子会社」を「当該組合がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該組合がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）」を「子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があるときは、当該組合に対し、その業務又は会計の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

第九十四条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「疑」を「疑い」に、「当該行政庁を」を「行政庁」に改め、同条第二項中「当該行政庁を」を「行政庁」に、「基いて」を「基づいて」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第三項中「当該行政庁を」を「行政庁」に、「第十条第一項第四号の事業」を「共済事業に」、「事業の健全な運営を確保する」を「業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図る」に改め、同条第四項中「当該行政庁を」を「行政庁」に改め、同条第五項中「当該行政庁を」を「行政庁」に、「第十条第一項第四号の事業」を「共済事業に」、「子会社」を「子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者」に改め、同条第六項中「前条第二項を」を「前条第三項に」、「子会社」を「子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者」に改め、同条に次の

二項を加える。

7 第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十四条の二を次のように改める。

(共済事業等に係る監督上の処分)

第九十四条の二 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

3 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めるを含む。)であつて、共済事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定

めるものでなければならない。

4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないとき、当該組合の第四十条第五項の認可を取り消すことができる。

5 行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は第四十条第五項若しくは第六項の認可を取り消すことができる。

第九十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「法令等の違反に対する処分」を付し、同条第一項中「当該行政庁は」を「行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「当該行政庁は、期間を定めて、その事業を」を「行政庁は、当該組合に對し、その役員解任を命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部」に改め、同条第三項中「組合が第二項第一項各号に掲げる要件を欠くに至つた場合、第三項第三項、第十條若しくは第十二條第三項の規定に違反した場合又は」を「行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分違反し、又は組合が」に、「当該行政庁が第一項の命令をなした」を「同項の命令をした」に、「これに」を「組合がこれに」に改め、「、当該行政庁は」を削る。

第九十五条の二を削る。

第九十五条の三第一項中「第九十五条第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第九十五条の二とする。

第九十六条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「二箇月を」を「一月に」、「取消」を「取消し」に、「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(行政庁への届出)

第九十六条の二 共済事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三 子会社等を新たに有することとなつたとき。

四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。

五 第五十三条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。

六 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

(厚生労働省令への委任)

第九十六条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、許可又は承認に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九十七条中「当該行政庁」を「行政庁」に改める。

第九十七条の三中「第二十六條第五項」を削り、「、第五十條の六第二項及び第五十條の七第二項」を「第五十條の十四第二項」に改める。

第九十八條の前の見出しを削り、同条第一項中「これを」を削り、「罰金」の下に「共済事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金」を加え、同条第三項中「正条の」を「正条が」に改め、「これを」を削り、同条の次に次の八条を加える。

第九十八條の二 第十二條の三第二項において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の三 第五十三條の二第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項の規定に違反して当該規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十八條の四 準用金融商品取引法第三十九條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の五 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十八條の六 第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百條第一項の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の七 被調査組合の役員若しくは使用人又はこれらの者であつた者が第五十三條の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八條の八 第五十三條の十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八條の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七條第一項(同項第二号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七條第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項(同項第二号及び第六号を除く。)の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第九十九條第二項中「報告」の下に「若しくは資料の提出」を加え、「これを」を削り、「罰金」の下に「共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金」を加え、同条第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第九十九條の二 第二十六條第六項において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十九條の三 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第九十八条の二 三億円以下の罰金刑
- 二 第九十八条の三 二億円以下の罰金刑
- 三 第九十九条第二項 三十万円以下の罰金刑（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

- 四 第九十八条の四 一億円以下の罰金刑
- 五 第九十八条の六、第九十八条の九又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第二十六条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百条の前の見出しを削り、同条中「監事又は清算人」を「監事、清算人又は会計監査人」に、「これを十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

- 四 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。

- 五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五

第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第八項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の七第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四第一項、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四第一項の規定に違反したとき。

第百条第八号の二を削り、同条第九号を次の

ように改める。

九 第二十八条第四項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第百条第九号の二を削り、同条第十号から第十七号までを次のように改める。

十 第二十八条第六項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十一 第二十九条の規定に違反したとき。

十二 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十三 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定又は第七十三条において準用する同法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の七第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五 第三十一条（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十六 第三十一条の二第一項（第七十三条において準用する場合を含む。）又は第三十一条の三第五項の規定による開示をすること

を怠つたとき。

十七 第三十一条の二第三項（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百条第十八号を同条第四十五号とし、同条第十七号の次に次の二十七号を加える。

十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき。

十九 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面又は電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十一 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき。

二十二 第三十一条の九第一項の規定に違反したとき。

二十三 第三十四条の規定、第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を第三十三条第四項及び第七十三条において準用する場合を含む。）又は第四十七条の二第二項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二十四 第四十条第八項、第六十四条第二項又は第九十六条の二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十五 第四十三条第七十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、説明をしなかつたとき。

二十六 第四十七条の二第一項、第五十三条の八第二項、第五十三条の十四第一項又は

第五十三條の十五第二項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十七 第四十九條又は第四十九條の二第二項（これらの規定を第五十條の二第四項、第六十八條第四項、第六十八條の二第六項及び第六十八條の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

二十八 第四十九條第三項、第五十條の二第四項、第六十八條第四項、第六十八條の二第六項及び第六十八條の三第四項において準用する場合を含む。）第五十三條の十四第一項若しくは第五十三條の十五第一項の規定又は第七十三條において準用する会社法第四百九十九條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十九 第五十條の十一第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

三十 第五十條の十三、第五十三條の五又は第九十四條の二第二項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十一 第五十一條の四又は第五十二條の規定に違反したとき。

三十二 第五十三條の八第二項の規定に違反して、総会を招集しなかつたとき。

三十三 第五十三條の十四第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

三十四 第五十三條の十四第三項の規定に違反したとき。

三十五 第五十三條の十六第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以

外の第五十三條の十七第一項に規定する特定会社を子会社としたとき。

三十六 第五十三條の十七第一項若しくは第二項ただし書（第五十三條の十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五十三條の十九第一項の規定に違反したとき。

三十七 第五十三條の十七第三項又は第五項（これらの規定を第五十三條の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三十八 第五十三條の十八第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十九 第七十三條において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十 清算の結了を遅延させる目的で、第七十三條において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

四十一 第七十三條において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

四十二 第七十三條において準用する会社法第五百二條の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

四十三 第九十二條の二第二項又は第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

四十四 第九十三條の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 共済調査人が、第五十三條の十第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

3 会社法第九百七十六條に規定する者が、第三十條の三第三項において準用する同法第三百八十一條第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第六項に、「これを十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百條の三 共済代理店が、第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百五條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第三百六條若しくは第三百七條第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

第三條 消費生活協同組合法の一部を次のように改正する。

第二十九條の三第一項第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）」に改める。

第七十四條の見出しを「設立の登記」に改め、同条第一項中「設立の登記は」を「組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において」に改め、「主たる事務所の所在地において」を削り、同条第二項中「設立」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第七十五條から第七十七條までを次のように改める。

（変更の登記）
第七十五條 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前条第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後四週間以内にこれを行うことができる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第七十六條 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四條第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）
第七十七條 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第七十七條の二を削る。

第七十八條の二を改める。

（吸収合併の登記）
第七十八條 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅組合については解散の登記をし、吸収合併存続組合については変更の登記をしなければならない。

第七十八條の次に次の一条を加える。

（新設合併の登記）
第七十八條の二 以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

一 第六十八條の三第三項の総会の決議の日

二 第六十八條の三第四項において準用する第四十九條及び第四十九條の二の規定による手続が終了した日

三 新設合併消滅組合が合意により定めた日

四 第六十九條第一項の認可を受けた日

第七十九條から第八十九條までを次のように改める。

（解散の登記）
第七十九條 第六十二條第一項（第四号から第

六号までを除く。の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第八十条 清算が終了したときは、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十一条 次の各号に掲げる場合当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十八条の二に規定する日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在場所
- 三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第八十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)以下この条において同じ。においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第八十三条 第七十八条、第七十八条の二及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、吸収合併存続組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記簿)

第八十四条 各登記所に、消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)
第八十五条 設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面並びに組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

い。
(変更の登記の申請)
第八十六条 第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項に規定する書面のほか、第四十九条第三項の規定による公告及び催告(同条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(吸収合併による変更の登記の申請)
第八十七条 吸収合併による変更の登記の申請書には、第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告(第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 新設合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(解散の登記の申請)
第八十九条 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。
第八十九条の次に次の一条を加える。
(清算終了の登記の申請)

債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 吸収合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(新設合併による設立の登記の申請)

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条の三第三項の規定による新設合併契約の承認があつたことを証する書面

二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告(第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 新設合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(解散の登記の申請)
第八十九条 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。
2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。
第八十九条の次に次の一条を加える。
(清算終了の登記の申請)

第八十九条の二 清算終了の登記の申請書には、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第九十二条中「第二条」を「第一条の三」に改め、「第四十七条第一項」を削り、「第七十四条第二項各号」を「第八十一条第二項各号」に改め、「同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合に」とを削る。

（消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の廃止）
第四条 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律（昭和二十八年法律第十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条及び附則第三条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第十三条の貸付事業（以下この条において単に「貸付事業」という。）を行う組合は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同法第二十六条の四の規定にかかわらず、引き続き当該貸付事業を行うことができる。

2 前項の規定により引き続き貸付事業を行うことができない場合には、その組合を第一条

の規定による改正後の消費生活協同組合法第四十三条第五項の当該行政庁の認可を受けた組合とみなして、同法の規定（同法第十三条及び第五十一条を除く。）を適用する。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（次項において「特定日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第五十一条第二項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは、「五百万円」とする。

2 特定日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間における第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第五十一条第二項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは、「二千万円」とする。

第四条 共済事業（第二条の規定による改正後の消費生活協同組合法（以下「新協同組合法」という。）第十条第二項の共済事業をいう。以下同じ。）を行う消費生活協同組合であつてその収受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会であつて、この法律の施行の際現に共済事業、受託共済事業（同条第二項の受託共済事業をいう。）及び同条第一項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第二項の事業以外の事業（以下この条において「共済等以外事業」という。）を併せ行うものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、新協同組合法第十条第三項の規定にかかわらず、引き続き当該共済等以外事業を行うことができる。

第五条 新協同組合法第十二条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に締結される共済契約の締結の代理又は媒介の業務の委託契約について適用する。

第六条 新協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百九条の規定は、施行日以後に共済事業を行う組合が受ける共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約（施行日前にその申込みを受けたものを除く。）について適用する。

第七条 この法律の施行の際現に存する組合であつて新協同組合法第二十八条第四項に規定する組合に該当するものについては、同項及び同条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

第八条 この法律の施行の際現に在任する組合の役員については、新協同組合法第二十九条の三の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に同条に該当することとなつたものについては、この限りでない。

第九条 この法律の施行の際現に存する組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に存する組合については、新協同組合法第三十条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用し、当該通常総会の終結前は、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行の際現に存する組合の理事の代表権については、理事会が理事の中から組合を代表する理事を選定するまでの間は、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行の際現に存する組合の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十三条 新協同組合法第三十一条の七の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る決算関係書類（同条第二項の決算関係書類をいう。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書について適用し、施行日前に開始した事業年度につ

いては、なお従前の例による。

第十四条 新協同組合法第三十一条の八、第三十一条の九及び第九十二条の二第二項の規定は、平成二十一年四月一日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

第十五条 新協同組合法第三十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿について適用する。

第十六条 施行日前に総会（総代会を設けている組合にあつては、総会又は総代会。以下同じ。）の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

第十七条 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する組合の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、この限りでない。

第十八条 新協同組合法第五十条の三第一項及び第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経理の区分について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る経理の区分については、なお従前の例による。

第十九条 新協同組合法第五十条の八の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条の支払備金の積立てについて適用する。

第二十条 新協同組合法第五十条の九の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

第二十一条 新協同組合法第五十条の十の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する契約者割戻しを行う場合について適用し、同日前に開始した事業年度における共済契約者に対する割戻しについては、なお従前の例による。

第二十二條 新協同組合法第五十條の十一の規定は、この法律の施行の際現に共済事業を行う組合については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十三條 新協同組合法第五十條の十二の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

第二十四條 新協同組合法第五十一條の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益について適用する。

第二十五條 新協同組合法第五十一條の四第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する組合については、新協同組合法第五十一條の四第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時から適用し、当該通常総会の終結前は、なお従前の例による。

第二十六條 新協同組合法第五十三條の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

第二十七條 新協同組合法第五十三條の十六第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の特定会社（新協同組合法第五十三條の十七第一項に規定する特定会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を子会社（新協同組合法第二十八條第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）として共済事業兼業組合（新協同組合法第五十三條の十六第一項に規定する共済事業兼業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の当該特定会社については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁（新協同組合法第九十七條に規定する行政庁をいう。以下同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日まで

の間は、適用しない。

2 前項の共済事業兼業組合は、同項の届出に係る新協同組合法第五十三條の十六第一項に規定する子会社対象会社以外の特定会社が子会社でなくなったときは、又は特定会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

第二十八條 新協同組合法第五十三條の十七第一項の規定は、この法律の施行の際現に特定会社である国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権（新協同組合法第二十八條第五項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第三十條において同じ。）を合算してその基準議決権数（新協同組合法第五十三條の十七第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している共済事業兼業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合又はその子会社が同日において新協同組合法第五十三條の十九第二項において準用する新協同組合法第五十三條の十七第二項に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第二十九條 新協同組合法第五十三條の十八第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社として共済事業兼業組合（同項に規定する共済事業兼業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の当該会社については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の共済事業兼業組合は、同項の届出に係る新協同組合法第五十三條の十八第一項に規定する子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

第三十條 新協同組合法第五十三條の十九第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している共済事業兼業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合又はその子会社が同日において新協同組合法第五十三條の十九第二項において準用する新協同組合法第五十三條の十七第二項に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、新協同組合法第五十三條の十九の規定を適用する。

第三十一條 この法律の施行の際現に存する共済事業を行う組合であつてその出資の総額が新協同組合法第五十四條の二第一項の厚生労働省令で定める額に満たないものについては、同項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第三十二條 施行日前に生じた第二條の規定による改正前の消費生活協同組合法（以下「旧協同組合法」という。）第六十二條第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合及び施行日前に生じた旧協同組合法第六十四條第一項に規定する事由により組合が解散した場合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、この限りでない。

第三十三條 施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、この限りでない。

第三十四條 この法律の施行の際現に存する組合については、新協同組合法第九十六條の二の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第三十五條 旧協同組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがある場合を除き、新協同組合法の相当規定によつてしたものとする。

（消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三十六條 第四條の規定の施行前に国が貸付けを行つた同条の規定による廃止前の消費生活協同組合資金の貸付に関する法律第二條の規定による国の貸付金の償還については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三十八條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三十九條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二号）」の項中「第二十六條第五項第五十條の四第二項、第五十條の六第二項及び第五十條の七第二項を」第五十條の四第二項第五十條の十四第二項に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第四十條 金融商品取引法（昭和二十三年法律第

二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ハ中「同法第五条に規定する組合と締結した共済契約」の下に、「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約」を加える。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第四十一条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「当該行政庁」を「行政庁」に、「第四十三條第四項」を「第四十條第五項」に改める。

第二十八條の二第三項第二号中「第四十三條第四項」を「第四十條第五項」に改め、同項第三号中第九十四條の二、第九十五條第一項若しくは第二項又は第九十五條の二を「第九十四條の二第二項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九十五條第一項若しくは第二項」に改める。

第二十八條の三第三項中「第五十條の五」を「第五十條の七」に改める。

第三十條中「農業協同組合等又は事業協同組合等」を「又は組合」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五十六條の次に次の一条を加える。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第五十六條の二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の十七第七項中「除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成

十三年法律第七十五号)第四百七條第一項又は第四百八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(会社法の一部改正)

第四十三條 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九百四十三條第一号中「水産業協同組合法」を「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第二十六條第六項、水産業協同組合法」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十四條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百八十四條を次のように改める。

第二百八十四條 削除

理由

最近の消費生活協同組合を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、理事会に関する規定の整備等その経営における責任体制の強化等を図るとともに、組合員の保護の観点から、最低限保有すべき出資金額の基準の設定等消費生活協同組合等の行う共済事業の健全な運営を確保するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年五月十一日印刷

平成十九年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C